

參よせらる、千石を賜ふ、其弟ハ原田權左衛門也、佐左衛門ハ子孫無之、其家斷絶す、

大濱の地士長田平右衛門直吉ハ、父汝平右衛門廣直と云、此人廣忠公の時より、岡崎ニ志汝通リ、大濱の上の宮の社の神主として、其社田を食む、是傳八郎直勝ハ祖父也、

此堺御退ノ後より、伊勢尾張ノ國士とも、神君ニ内應まる也、右堺御退ノ事實諸家ノ記録、其正しき説有もの汝見、是至テ神君御一生の危急、御家來も命からノ仕合故、誰記し、され語る者もなかりし故也、然處木村高敦數年心を盡し、山田村より末の御事實ハ求め出し申され、を共、宇津木越ニ還らせ給ふを不見事年久しかりし、元文元甲辰年、我宅へ、寛文中、公義御吟味の國繪圖拾五ヶ國書物屋拂物のよしにて持來る、其中河内國繪圖、山城國繪圖、天正十年六月、堺御退の道筋と書記し候汝得、り、早速書物や、斷書寫し高敦ニ與へ候時、相とも、天の與へと感心し、高敦其儘古記を潤色して、彼御事實全き事を得、るもの此書の趣也、且又予彼地數度經歷し、る故、高敦所在の外の聞も有見

も有を、此度書載て長く子孫ニ殘、且又此頃年風説ニ承^{（はか）}をも、小普請手代の、ある岡田幸右衛門といふ近古武家記録扱ひ候と聞えし人、林鐘の談と題して、此堺御退の事實を自書せし由、高敦物語りせしは、定て正しく委敷事も有へし、彼人殊外祕藏のよし、いつもの日縁あらと見、き物也、

十市玄蕃

一十市玄蕃と云者、筒井定次同種の兄弟也、關ヶ原の砌、定次關ヶ原御供也、伊州上野の留守汝守る也、新庄駿河守、石田ニ組し、筒井留守を攻る、無勢防事不叶して、玄蕃城を渡し、高野山ニ逃登る、御合戦後、高野山よりすのし出して、坂の中途佐水といふ所まで誅せらるゝと云々、

〔武德編年集成〕

一二十 六月二日、^上時ニ神君ハ、酒井左衛門尉忠次、石川

伯耆守數正、石川左衛門大夫康道、^通本多平八郎忠勝、榊原小平太康政、本多作左衛門重次、大久保新十郎忠隣、^{後相模守}同治右衛門忠佐、高力與左衛門清長、同權左衛門正長、^{後河内守}菅沼藤藏定政、^{後土岐山城}本多百助信俊、松平源七郎康直、^{後上野介}久野新平宗秀、^{後民部大}阿部善九郎正勝、^{後伊豫守}御扈從ニハ、井伊萬千代直政、^{後兵部大}鳥居松丸忠政、^{後左京}永井傳八郎直勝、

後右近大内藤新五郎安成、後亮長田瀬兵衛、都筑龜藏、松平十三郎玄成、松下小源太、都筑長三郎、青山虎丸、三浦龜丸、其外三宅彌次兵衛正次、高木九助、廣正、牧野半右衛門正勝、渡邊半藏守綱、服部半藏正成、本多藤四郎正盛、森川金右衛門氏俊、渥美太郎兵衛友吉、酒井作右衛門重量、多田三吉、花井庄右衛門以下、微勢ニテ遊覽ノ爲、泉州堺ノ津ニ止宿シ玉ヒケルカ、信長ノ旅館洛陽本能寺へ御使トシ、本多平八郎忠勝ヲ登セラル、忠勝曉天ニ堺ヲ發シ、行程八里經テ、午ノ刻頃河州交野郡枚方ニ到ル、爰ニ神君恩顧ノ吳服師茶屋四郎次郎清延、堺ヲ志シ、京都ヨリ早馬ニテ七里ヲ經テ、枚方ニ至テ、忠勝ニ往遭ヒシカ、息喘テ詞ヲ出ス事ヲ得ス、漸ク息ヲ静メ、菅笠ヲ後へ逆ニ傾ケナカラ、遙ニ本能寺ニ條ノ烟ヲ指サシ、光秀カ弑逆ノ事ヲ述ル、忠勝則渠ヲ携へ、堺ニ至リ告奉ント、森口迄三里引返ス、最早此變堺ニ達シケレト、神君自若トノ驚キ玉ハス、兼テ地理ヲ計リ玉へハ、河州飯森ノ社ハ要害善ケレハ、彼所ニ籠リ、大坂ニ在ル丹羽長秀等ト謀リ、賊臣ヲ亡サントテ、忽堺ヲ發シ玉ヒ、五里ヲ歷テ森口迄著御、時ニ忠勝爰ニ歸參シ、諫テ曰、逆賊功成テ猛勢タルヘシ、此微兵ヲ以テ當ルヘカラス、疾ク歸國有テ可ナラン、酒井忠次、

家康堺ニ
テ京都ノ
變ヲ聞ク

石川數正曰、忠勝カ忠諫宜ナリ、臣等唯死ヲ決メ、其慮ナカリシ、早本道ハ兇徒差塞クヘシ、間路ヨリ御歸國アリテ、義兵ヲ發シ、光秀ヲ亡シ玉へ、神君ハ吾此慮ナクシ、ハ非ス、而レモ此邊ヨリ參州迄ノ(下同)鄉導ナシ、遙々ノ行程一揆遮リ撃ンハ必定ナリ、闇々ト邊土匹夫ノ爲ニ命ヲ殞サン事、本意ニ非サル由命アリ、時ニ信長ヨリ奔走ノ爲ニ附置レシ長谷川竹丸進テ曰、當國交野郡津田邊ニ信長ノ恩遇ヲ蒙ル者餘多アリ、予相謀リ案内者ヲ得ヘシト、使ヲ津田ニ馳ル、抑御道筋ノ事兼日變アラン時ノ爲ニ、密々御評議ヲ凝サレケル歟、當國交野郡穗谷村、尊圓寺村ヨリ、宇津木越ヲ歷テ、山城相良郡天王村、普賢寺村、水取村ヨリ、木津川ヲ越テ、白柄村、綴喜郡老中村、江野口村、高尾東南ノ方ニ至テ、宇治橋ヨリ一里九町上ノ瀬僧塚ヲ涉リ、江州信樂、波多野、高見峠ヲ過テ、伊賀ノ上柘植、鹿伏、兔越ヲ伊勢ノ白子ニ至テ、是ヨリ船路然ルヘキ旨議定セラレ、和州城上郡十市へ使節ヲ馳テ、邑主ニ鄉導ヲ出スヘキ由ヲ達セラル、時ニ本多平八郎忠勝ハ蜻蛉切ト云フ長身ノ槍ヲ揮テ、民屋ニ至リ案内ヲ求ム、農夫其勇銳ニ恐レテ、先容ヲ成ス、行ク先ノ村里皆斯ノ如シ、河内尊圓寺村迄、近邑ノ交野郡津田ヨリ鄉導二人來リ、且茶屋四郎

和州十市

津田

天正十年六月四日

一七六

次郎銀子ヲ以テ募リ、案内者ヲ得テ、神君漸ク夜陰ニ、山城ノ普賢寺谷ノ南
 相樂郡山田村ニ到ラセ玉フ、此時大和ノ城上郡十市玄蕃允遠光ヨリ、吉川
 善兵衛、其子主馬助、孫ノ次大夫ヲ差越、山田村ニ神君御止宿有シカハ、則守
 衛シ奉ル、穴山梅雪モ爰迄ハ從ヒ來リシカ、元ヨリ邪智深クメ神君ヲ疑ヒ、
 是ヨリ宇治橋ヲ渡リ、木幡越ヲ江州高島ニ出テ、濃州岩村ヨリ甲州へ便路
 ナル由ヲ稱シ、神君ニ引分レ、山城綴喜郡草内村邊ニテ、其從者郷導ノ者ノ
 刀ニ銀鐔カケシヲ見テ、慾心ヲ發シ、渠ヲ斬テ、其刀ヲ得タリシカハ、土人大
 ニ起リテ、梅雪ヲ初メ悉ク殺ス、梅雪カ墓草内村ノ向、木津川
西南、飯野ノ岡ニ今ニ存ス、
 三日、神君山城綴喜郡木津川ノ渡ニ至ラセ玉フ時ニ、柴船二艘來ル、本田忠
 勝是ヲ借ント云、舟人肯ハス、忽忠勝火炮ヲ差向テ劫シケレハ、即岸ニ寄テ、
 神君ヲ乗セ奉ルト雖、猶船中ノ柴ヲ棄ス、忠勝怒テ彼大槍ヲ揮ケレハ、大ニ
 怖テ、咸是ヲ川へ投入、既ニ向へ御著岸ノ時、敵ノ慕ハンカト、忠勝鎗ノ鐔ヲ
 以テ、二艘ニ敲キ割ル、十市玄蕃長尾村ノ八幡山ヲ御旅泊トシ、是ヲ饗シ
 奉ル、御馬ヲ玄蕃
父子ニ賜フ、
 四日、石原村ニテ、地士石原源太、數百人ノ賊ヲ率テ前路ヲ遮ル、吉川父子柏

天正十年六月四日

一七七

木ヲ馬標トノ魁シ、御家人奮戰ノ忽擊破ル、本多忠勝疵ヲ被レトモ淺手也、
 小荷駄奉行高力與左衛門清長、數回返シ鬪ヒ、鐵砲疵ヲ被ル、神君吉川カ功
 ヲ賞シ、柏ヲ以テ家ノ紋トスヘキ旨命セラル、時ニ善兵衛ハ尙脇道ヲ守リ、
 賊ヲ先路廻スヘカラスト、是ヨリ八木迄引返シ、其子主馬助ヲ供奉ニ列セ
 シム、既ノ神君白江村、老中村、江野口ヲ歴玉フ、江野口邊ヨリ、高尾村ノ邊迄
 ヲ総テ宇治田原ト稱ス、地士山口玄蕃御膳ヲ獻シ、吳服大明神ノ別當服部
 貞信カ許ニ入御、則貞信家人ヲ率ヒ、山口トモニ供奉ノ、高尾村久世郡宇治
 ノ川上ニ臨ミ玉フニ船ナシ、酒井左衛門尉忠次乘廻シ、瀬ヲ伺フ所ニ、川中
 ニ白幣立タリ、榊原小平太康政カ屬兵原田佐左衛門ハ、常ニ天照太神宮ヲ
 尊敬スル事他ニ異也シカ、是ヲ見テ、太神宮吾君ノ危キヲ助ケント、淺瀬ヲ
 知ラセ玉ヘルト覺ユトテ、即馬ヲ乗入レハ、果シテ淺瀬也、康政則馬ヲ乗入
 涉シケレハ、酒井忠次ハ小舟一艘ヲ得テ、神君ヲ是ニテ渡シ奉ル、舟人川中
 ニテ價ヲ乞ケレハ、御筭ヲ拔テ授ケラル、向へ御著岸ノ時、御鷹匠神谷小作
 正次、船人ヲ捕テ是ヲ奪ヒ返ス、神君御感有テ、御筭ヲ則小作ニ賜フ、酒井忠
 次ハ、小鷗ト云ヘル駿馬ニ乘テ川ヲ涉シ、御家人咸涉ル、且柴船ヲ奪取テ、小

波多野ヨリ高見峠ニ出ツトノ説

丸柱宮内

荷駄奉行高力與左衛門下知ノ荷物等ヲ積雜卒迄一人モ恙ク向ノ岸ニ到ル、瀬田ノ城主山岡美作守景隆、其弟對馬守景佐カ妹ハ、惟任カ嫡子ニ嫁娶ノ約有シカモ、兄弟義士ニ是ニ與セス、瀬田ノ橋ヲ斷テ、光秀カ安土城ニ赴テ遮リ、宇治ニ來リテ神君ヲ迎フ、是ヨリ江州信樂迄ハ、嶮路ニシテ兇賊充満スト雖、山岡兄弟、竝ニ服部貞信カ舊知多キ故、聊モ侵ス事ナシ、信樂三千八百石ノ地ハ、世々多羅尾四郎兵衛光敏カ所領タリ、渠ハ山岡カ姻家ニテ、山口玄蕃ハ、光敏カ三男也シカハ、則長男左兵衛ヲ朝宮迄出シ、神君ヲ迎フ、群臣大ニ疑フ處ニ、本多忠勝曰、光敏叛カハ猶豫スルモ、遂ニ其害遁レ玉フヘカラス、往テ變アラシムモ亦同シ道ナラント、衆皆此詞ニ應ス、神君即多羅尾カ方ヘ赴キ玉フ所、光敏當病ユヘ、丸柱宮内カ館ニテ上下ヲ奔走シ、此間ノ勞ヲ犒フ、神君爰ニ御止宿アリ、服部貞信ニ來國次ノ脇差ヲ授ケラル、信貞後胤服部久右衛門今ニ所持ス

五日、多羅尾佐兵衛、宮田五兵衛、山口玄蕃供奉ノ、波多野ヨリ高見峠ニ到ラセ玉フ、此處ヨリ吉川主馬助ニ暇ヲ賜ヒ、御薙刀ヲ授ケラル、伊賀境音聞峠ヨリ、山岡兄弟ヲ歸サル、江州矢嶋ノ浪客和田八郎定教ハ、先亡伊賀守惟政

柘植一族

山中覺兵衛米地半助武島大炊助美濃部清洲之助

カ子也、此役ニ馳參シ忠ヲ顯ハス故、子孫迄御等閑有ヘカラサル由、御盟ノ印章ヲ賜フ、御供ノ内服部半藏正成ハ、伊州ノ産也、本多忠勝カ旨ヲ受テ、伊賀路ノ郷導トシ、御先ニ進メリ、抑當國四郡ノ内、三郡ハ北畠中將信雄ノ領内ニテ、柘植ノ城ハ池尻平左衛門、丸山ノ城ハ瀧川三郎兵衛勝雅、平樂ノ城ハ仁木友梅相守リ、山田一郡ハ織田信兼ノ封内タリト云ヘトモ、去年九月、伊州ヲ信雄退治セラル時、信長慶ヲ以テ掟トシ、適々逃隠ル、者尋探シ殺害セラル故、國士參遠ニ奔リ、神君ノ扶助ヲ蒙ル者多カリシカハ、其從類柘植三之丞清廣、其子市之助宗次、後三之丞同傳兵衛、同甚八郎宗吉、山口甚助、山中覺兵衛、米地半助等、山林ニ潜リ居ル浪士二三百人、竝ニ近境江州甲賀ノ處士武嶋大炊助茂秀、美濃部清洲之助茂明等モ、同ク人質ヲ出シ、百餘人群參シ、路次ヲ警固ス、上柘植ヨリ三里半ノ間、鹿伏兔ト云フ深山險阻、素ヨリ山賊ノ住栖也ト云ヘリ、此輩軍忠ヲ抽テ、恙ナク是ヲ越サセ玉フ、供奉ノ中ニ、伊賀ノ柘植村邊ノ士二百人許リ、兼々鹿伏兔邊ノ者ト敵ナレハ、御爲惡カルヘシト稱シ、上柘植ヨリ歸リタレハ、甚其志劣レルニ似タリ、然レモ柘植三之丞ハ、一族米地半助友勝ヲ郷導トス、渠ハ故アリテ、幼稚ヨリ鹿伏

琴彈村

加太ニ宿
ストノ説

西尾吉次

兎ノ者ニ見知ラレサル由ナリ、是ニ依テ三之丞ハ、右二百人ニ超テ、御稱美ノ命ヲ被ル、昨日和州ニ於テ、十市玄蕃カ旨ヲ受テ、吉川善兵衛其孫次大夫ハ、賊徒石原源太カ宅ヲ攻破リ、十市カ臣儀野善兵衛遂ニ源太ヲ斬ル、吉川善兵衛則其首級ヲ吉川末之助ニ持セ贈リケル、今日漸ヤク伊賀ノ琴彈村ニテ追著奉テ、是ヲ上覽ニ入ル、彼鹿伏兎越ノ深山幽徑賊徒多シト雖、山口多羅尾、和田八郎定教、同弟傳右衛門推長(推下同シ)先亡和田伊賀ヲ始メ、江州甲賀ノ士、伊州ノ驍士等衛護ノ遂ニ鹿伏兎越ヲ過サセ玉ヒ、即鹿伏兎ノ驛ニ御止宿アリ、

六日、神君勢州白子浦ニ著御、此間供奉セシ長谷川竹丸後藤一是也和州、山州、江州、伊州ノ士皆暇ヲ賜ハリ、時ヲ量リ、濱松ニ來リ仕フヘキ旨ヲ諭サレ、各拜謝シテ歸ル、多羅尾佐兵衛ニ光世ノ御刀ヲ賜ハリ、山口玄蕃ニ光忠ノ御刀ヲ授ケラル、信長衆西尾小左衛門吉次ハ直ニ供奉ス、白子浦ノ商客角屋七郎次郎、船シテ待奉ルユヘ、彼大船ニ浮ンテ、參州碧海郡大濱ニ著岸アリ、後角屋ニ永代ノ恩賞ヲ施サル然ノ大濱地士長田平右衛門直吉カ亭ニ入御、渠カ父廣直ハ、廣忠君ニ通シ、大濱ノ邑上宮社田ヲ食ム、直吉カ嫡子ハ右近大夫直勝也、

直勝、初傳八郎ト稱ス、命ヲ蒙リテ長田ヲ長井ニ改ム、是ヨリノ勢尾ノ國士神君ヘ内應ス、

岡田正利カ大和略記ニ、十市玄蕃遠光ハ、和州東ノ山下伊賀境迄四萬石程ノ地頭ニシ、五人ノ旗下總テ二萬石ニ及フ、城上郡釜カ口ノ山ヲ居城トス、秀吉ノ時其家斷絶ス、

甲賀士

甲賀士ト云ハ六角佐々木家ノ舊臣ニシ、伴、西尾、平岡、武島、大炊、助、茂、秀、美、濃、部、清、洲、之、助、茂、明、其、子、助、三、郎、茂、次、治、兵、衛、茂、時、等、也、此、後、段、々、御、家、人、ニ、列、ス、和、田、八、郎、定、教、同、傳、右、衛、門、推、長、服、部、別、當、貞、信、モ、亦、然、也、貞、信、ハ、百、六、十、石、賜、フ、是、久、右、衛、門、采、女、カ、祖、也、榊、原、家、ヘ、御、附、人、ノ、原、田、佐、左、衛、門、ハ、宇、治、川、先、登、ノ、功、ニ、依、テ、再、ヒ、直、勤、シ、千、石、ヲ、賜、フ、其、弟、ハ、康、政、カ、元、老、原、田、權、左、衛、門、也、左、衛、門、子、孫、ナ、ク、斷、絶、ス、

予高敦弱歲ニシテ、神祖御一世ノ事績ヲ詳カニ著サント欲スレト、生涯ニ其功遂サラント、先武德安民記三十一卷ヲ編テ、關原大戰ノ初末ヲ著シ、且實父平直利カ述ル姉川、味方原、長篠、長久手ノ四戰紀聞ヲ増補シ、又餘力ニ武隱叢語集ヲ削テ、武家閑談七卷ト成シ、續閑談二十卷ヲ作テ、年々是ヲ訂正ス、然ルニ齡知命ヲ過テ、漸ク武德編年集成ノ草稿成ル、神祖

武德安民
記戰紀聞
武隱叢語
武家閑談
續武家閑
談武家閑
集武德編
年集成

既ニ信長ノ弑セラル、ニ及テ、泉南ヨリ嶮阻ノ間路ヲ凌キ、勢陽迄歸御
 ノ有増、諸家ノ實録ニ據テ、嚮ニ續武家閑談ニ載ル事委シト雖、諸錄成泉
 南ヨリ、攝州、河州、和州、城州ノ國端、間路ノ次序詳ナラス、剩ヘ僅一兩日ノ
 内ニ、勢陽白子ニ到ラセ玉フ由ヲ著ハスヲ以テ、且疑ヒ、予麾下ニ奉仕メ、
 武陽ノ外ヲ經回セサレハ、地理ヲ知ラス、委シク書ヲ信スル事難ク、此編
 ニ述ル事ヲ疑惑スル折柄、丙辰ノ仲夏、一處士和泉、攝津、河内、大和、山城、近
 江ノ地圖ヲ携ヘ來ル、是ヲ披閱スルニ、神君彼六州ノ端ヲ微行シ玉フ御
 道路ヲ朱引シ、地名委シク歴然タリ、時ニ彼處士曰、昔年彼六七州ヲ歷遊
 ノ序ニ、神祖ノ御道路ヲ老農ニ訊テ、是ヲ往反スル事三回、今此地圖ノ朱
 引ニ聊モ違ハス、吾子累年神祖ノ創業ヲ萬世ニ垂ント、編輯功ヲ積メリ、
 今此地圖ヲ得ルコト、實ニ天助ト謂フヘシト、須臾モ止ラスノ持來ルト
 云々、予欣然トノ是ヲ寫サントスルニ、微力ニノアタハス、則愚編ヲ披キ、
 地名ヲ顯ハシ、次第前後ヲ訂正ス、誠ニ僥倖タリ、則續武家閑談モ亦是ニ
 倣ヒ、彼御微行ノ一章ヲ改メ記ス、續閑談ハ、予未定ノ書ヲ或家ヨリ漏メ、
 當時普ク世ニ行ハル、數年ノ後校正幾度ニ及テ、彼未定ノ書トハ各別タ

リ、冀クハ今ノ定書ノ世ニ行ハレ、未定ノ書ノ廢レン事ヲ幾庶ス（庶）武家閑談

大抵
同シ、

〔林鐘談〕

乾

德川殿（乾）は、信長の御勸を以、京（乾）ヶ塚迄御一覽有るしと、五月

廿一日安土（乾）次御立、京へ御入、夫より塚へ御越、當所御覽の上、京迄先御歸
 在て、御本國參劬へ御飯在へし、此通懸（乾）大和の内奈良邊をも、爰彼所御見
 物可被遊、本多平八郎忠勝（乾）の、御先へ京都（乾）へ參り、御用次相辨（乾）を（乾）たよし
 を被仰付（乾）は、六月二日の曉天（乾）に塚を御先へ發足し、既（乾）に飯森山（乾）の麓迄
 罷越の處（乾）、向より鞍馬（乾）を鞭打て馳來る者、遙（乾）先より扇を披きて指招く、
 我を見掛て相招（乾）や、誰やらんと、本多近寄見れと、京（乾）は吳服所四郎次郎也、
 何方へ志し急（乾）き參（乾）をりと問懸れ、其扇を後（乾）の方へ指て、面（乾）を御覽せし
 哉といふ、忠勝仰（乾）き見を、京都の方黒煙一面（乾）を天を覆ふ、是（乾）の如何と尋を
 の、茶屋答て、明智殿謀反被致、信長公の御旅館へ押寄を弑し申、夫より信忠
 公（乾）は御方へも取懸らんと、人數を分（乾）て指向（乾）に付、此由德川殿へ告げ申む
 と、急（乾）き是迄參上候、貴殿（乾）の何方へ御越（乾）を、疾（乾）塚へ御立歸り、公の御供申、御
 道筋の不塞内（乾）は、早々御歸國被令よ、京都の大變あれ通りよて、黒烟一面（乾）

河内普光
寺へ出ツ
トノ説

大和山
州チ山
城山田
ノ出ツ
ヘ田村
ト

木津川
渡ル
信樂ニ
フ樂ニ
向

服部平大
夫

竹内越
大和ニ
入ナ
瀬ナ井
見時ヨ
伊賀コ
テ勸ム
ナ智ム
允智玄
服部出
守羽

天正十年六月四日

一八四

立上ルうへの信忠公も定而御生害と存らるゝと申、忠勝大に驚き、然り堺へ立歸御供申むと、茶屋に伴て立歸、六月二日の曉天京都へ先御越、夫が本國へ可被赴と堺を御立、平野へ御懸り、河内普光寺村の池迄御越、是堺より四里餘也、此所へ服部平大夫急き來り、京にて信長に大變れ由、奈良にて沙汰承ると否や參上と申せ、本多平八郎の御内用は付、御先へ可參由、二付、夜夜納め御先へ立て、飯守山(飯守山)の麓迄來る處へ、茶屋四郎次郎馳來り、此由を語ら付、同道し跡へ立歸、事三里計にて、普光の池の端にて行向ひ評定す、とかく淀伏見筋へ御通り、洛東知恩院へ御入あらんと、此道夜御越、あらんとの義を、問道然るへしと申、生駒山續の和州山河州へ成出し、山に間れ、粗道の城、山田村へ御出也、此細道北川越といふなり、此山田村へ大和の住人越智方より、郷導(郷導)れ爲指出し、る吉川父子來て饗し申、夫より御供ま、是服部平大夫普光(普光)にて命夜蒙り、直に馳出、越智方へ申入を、夫より伊賀れ名張の服部出羽方へ行ふる故、越智方を疾指出、家人也、此父子御案内仕、大和と山城の國境の山々、山城の方、下道、此境山に添て有し細道を、通し給ひ、木津川の端に、出給ふ、此間、奈良邊惣て大和より山城へ通る往

來の東道、京海道、奈良海道、木津海道と申、本道を横切通り、二里程にて木津の川端へ出たり、此間、おて石原村の源太、一揆出合申、此折節、大雨頻り也、木津川の渡口に非る處へ出給ふは付、柴船二艘漕來るは、無理に、乗移り給ふ、船より御上り頃、日暮ま及び、是より江州信樂に、多羅尾方へ、御案内に、さ、先、本多を先へ遣され、川より信樂迄、本道の三四里、は、塙成るを、問道有由、聞届せ、本多の向を來る者を捕へ、無理に、案内せしめ、又人家に入て、捕て、先は立、一里半程の所を行付、多羅尾へ案内せ、木津川御上りの先へ、服部平大夫伊賀より歸り來り、大雨なれと、簑笠を携來て、差上り、日早暮過頃、勢多の城主山岡兄弟罷出御供申、多羅尾方へ送り届申、徳川殿も今朝堺を御立、普光寺に村迄御越の處は、奈良より服部平大夫、蒐付參り、京都の大變の聞るは付て、御知を申に、參上仕候、是より竹内越を和州へ御入、櫻井の町泊瀬の町を御通り、高見峠へ御懸り、伊賀路へ向ひ、御本國へ御飯入在へし、其道筋の案内を、當麻の麓の高田城主越智玄蕃、允利之、名張城主服部出羽保章方へ御憑被仰入可然と申せ、然らば、其方先へ馳參無心可申、出羽守事、汝ら同姓なれと、一入は事也、兩所共へ支配の輩へ、道筋の義御申付

天正十年六月四日

一八五

光秀信長
ノ害心ヲ
家康ニ
ストノ
説諷

賜へしと、此金子汝持參し相送るしと被仰渡、平大夫是より大和路へ赴り、此金子れ事、最前安土へ御越の時、大寶坊の御止宿、御馳走の人明智光秀承り、漸三日是汝相勤し處、中國出陣の列、被仰付、他人へ被引替、軍用支度として坂本城へ出立の刻、御暇乞として大寶坊へ來り、御目、掛りし砌、徳川殿の御身、大事在らん事、信長兼て光秀も密に御内意あり、此義何ぞ告ぎ知を申、御用心せしめ度存し(セウ)共、長谷川竹等御側を離す、相知せ申儀不叶、御暇申立出る時、立關まで御送として立出、敷臺まで御時宜の時、光秀手汝差延し、徳川殿の御袴の端を扣へ、堺へ御越の由被仰出由承及候、堺の義御用心專に御心付可被遊と、御氣汝付を置申、付、至極御氣遣、て、兎角御難を遁せらるへき爲、迎、京都へ御越と御答也、此度京城迄御越の義、兼て思召懸なれ、付、御支度金拂庭也、本國に御歸入の程返辨有るき由にて、茶屋等、御無心被仰、又堺まで、今井宗薫被仰、京都の金子未參、付、御先へ本多を京へ被遣しも、此御用也、御才覺調分の御持、付、今平大夫、被仰處也、係處へ、本多平八郎、茶屋同道まで立飯り、大變れ義を申上て、京都に限らむ五畿内騒動し、野心の輩多、別して光秀義も、堺へ御越の

飯盛ヨリ
北河越
山田村ニ
出ツト
説

長尾八幡
山

石原源太

事淵底存候へり、此道筋へ人数を差向討取んと心懸るし、一刻も早く三州の方へ赴せ給ふるしと、本多頼り、申上より、酒井左衛門尉忠次も、御供の列成りし、茫然として是非の詞なし、徳川殿仰、左様、忍劇、及處、他國、不案内成場、て、如何とも、御了簡なし、此邊の寺院、御入有て、暫く御見合有て、彌敵兵襲來らり、御腹召るゝ外、他なしと宣ふ、本多重て曰、今日前、敵の多勢取詰るとも、可成程の御切抜ケ有へき處、左をなれ、内甲斐なき思召、候と諫め申せり、御供の衆一同、一先、三州の方へ御立越、御尤と申せ、然らり、思召有間、智恩院迄御越有へきと、伏見通へ御志、飯森山、方へ御馬を進めらせ、河、右より和、右、北河越を、城、右、山田村へ出給ふ、此所へ吉川主馬、其子治大夫御迎、罷出、和、右の越智玄蕃郷導可仕よし、申付、被罷出處に、此道筋御通り、付馳參ル、由申上、長尾村の八幡山、て、暫御休と被遊へしと、越智、下知の由、て、持參れ辨當を饗し申せ、本多忠勝曰、智恩院への思召なれども、かれ寺洛外、ても京近く候得り、敵徒充滿不仕とも、騒動以外の外成へし、是非、是より直に三、右へ御歸國可然と申せ、夫より石原村の郷人石原源太、土民等、汝引具し、相向て道を差塞、吉川父子立向、越智

木津川ニ
出ヅ

玄蕃方より家人を差出、御案内申處に、無禮仕らば、後難遁かゝるへしと申諭の、則道を披さり、其外郷民の一揆等、爰彼所より出來といへとも、悉く是れ追拂ひ、是より吉川御暇申歸ふ、是越智方へ服部平大夫参り、仰之趣を申達る故、吉川父子より申付郷導せし免申を、夫より木津川の岸より至り給ふ處、今日巳ノ刻過よ、大雨車軸を流し付、向へ御越有へき船なし、然折節柴積し船二艘漕來る、本多岸より臨、其船岸へ漕寄せよ、涉の船無し付渡しくれよと云に、船頭答て、此重荷積まは船を借せとや不叶と云、本多の側より鐵炮提居し者の筒を取て、是に指向て、汝涉まはまきに於て、一打よと、既よ火蓋切んことを、船頭大に恐れて岸へ船差寄る、則是よ公汝乗せ申、四方に此柴積重き、御姿を隠し、今一艘より御供の衆皆乗移、向の岸より乗付、各船より上り、船頭より柴共汝川へ被捨相悲まは、徳川殿より笄を拔出し、大義也と仰らば、船頭より是汝賜、御鷹匠神谷小作跡より船汝上る、是汝見付、走り行船頭を踏倒し、其笄汝取返し、御跡より是汝持參し、係る御紋付の證據立よは御道具を残しおかせ、徳川殿こそ、此涉を御通りと、跡より御慕申者も候半と存、取戻し參候と差上る、尤なる心付とて御感よて、此笄汝直よ

神谷小作

服部出羽
守

小作より賜處へ、服部平大夫伊勢より立歸り、服部出羽守より對談仕候處よ、渠義の明智日向守より縁者より付、此節身より取て、れ急事難計候へ、御道筋の御用を、御免可蒙候、併當所御通之儀、御氣遣ひかく御通り被成へし、國人等支不申様より可申觸と返答仕候、然を共御無人よて、萬一の義候へ、後悔甲斐有間敷間、伊賀へ御通の義、如何有へしと、存寄を早申上んと參上仕候、兎角是より御容を被窺、忍て御通り可然と存るよ付、簀笠汝才覺仕より、折節今日れ大雨一入よ御座候へ、是汝召るへしと奉はよ付、則是汝召、翌日伊賀越の時も、簀笠おて御歩行也、服部半藏正成を召、汝伊賀へ先立て參り、同姓之者共を御導せしめよと被仰付お付、是より罷越より、徳川殿よ、是より多羅尾より方へ御越、御止宿被成へし、渠儀永祿十三年四月下旬、信長越前へ亂入時相伴ひ、若劔迄御打入有し時、江北の淺井備前守後口より興起よ付、信長を始め急御馬汝被引返、公よを道筋御難義の時、舟木れ浦より渠よ船の御無心仰らば御馴染也、今又其家より御越ららんよ、御如在の仕はしと、御先へ参り、此由申せと、本多汝先へ被遣、扱甲賀より入給へ、江勢勢多城主山岡美作守景隆、同弟對馬守景佐途中へ出向謁し、光秀より徒明智左

服部正成

山岡景隆

天正十年六月四日

一九〇

信樂

馬助安土城を奪取んと馳來るゝ付、勢多橋を燒落し、是汝防ぎ候に付、從軍散々ニ成、川下を涉さんと仕りしを、殘らむ追拂候、甲賀の儀、某も領地なれ、御心易かるへしと御供し、信樂迄送り申せ、今度堺迄穴山梅雪御供仕し、此半途より御引別レ申し、宇治田原筋へ掛りし、草内の涉りて、石原源太催の一揆等、害せらる、本多の村有所、家入て、案内せよと無理に引出し縛り、先立、又向より來る者有、是に引替へ、多羅尾に至り、此由申入、嫡子作兵衛、次男山口甚助、甲冑にて御迎へ出る、本多其形勢を咎えり、と常服に著替へ、途中迄罷出、私亭へ招請せ、仍て饗應仕、今晚御一宿に付、父四郎兵衛光俊儀の病氣といへとも、家を明き長屋迄立去り、三男久八郎は下知して、郷人共汝集め、家地の四面を警固せしめ、終夜篝火を燒守らむ、是の長谷川竹、多羅尾舊好有る故、係る御難義を告せられた、斯のどく御身方仕せり、爰に多羅尾の搆の内、一社有り、此所へ御入の節、御覽被置に付、如何成る神靈とて御尋也、四郎兵衛答曰、愛宕大權現にて、神躰の將軍地藏尊にて候と申上せり、徳川殿是へ御參詣被成、四郎兵衛曰、靈驗の尊像なれ、此節御加護のさめ、差上可申候、此尊體の右大將頼朝公の御守本尊にて、豆

多羅尾光俊

愛宕大權現

神證

豆蛭り小嶋の配所を出給ひ、日本の惣追捕使まで及ひ給ふまで、毎度戦場の御利運、偏に此尊御信仰故也、某先の近衛の關白殿下の長男は處に、病者に付只人と成し、當江左の多羅尾の千四百石を裂て送り賜しより、當所は在住以來、其子孫某迄斯相續仕候が、近衛の御家、此尊傳來りし、先祖は領地御配分の時、此尊をも譲り與ふ也、依之當家の守護と崇めて、父祖戰場へ出軍は時の、毎々此尊躰を襟懸懸て罷出る、一度も利を得ざといふ事なく、所々汝切從へ、此邊八万石餘の長者は候、當時信長公横死にて、天下に御主絶し時なれと、將軍と成らせ給ふはしき物も非き、其儀の御身恙なれを以てとりなれむ、偏に此尊躰の加護を受させ給ふ様にと奉存、進上可仕と申上る、徳川殿甚に御悦び被成、則御契約なさる、扨是を守り預る僧もてもなきかと仰有り、某家も出入仕る出家に神證と申者候、渠常來讀經仕候、幸に三弟の者にて候と、則呼寄せ御目懸ル、其由緒御尋はる、長澤の松平は庶流の者にて、御再從弟は由也、年來古郷へ飯度志有といへども、戦國にて道中心に任せらる申上る、然らば此度可被召連と仰也、多羅尾御立きて、白子迄に、此尊躰を襟懸掛らる、御乗船は時より神證に御懸さ

天正十年六月四日

一九一

せ、無恙御本國へ入を給ひ、甚々御信心にて、是より以來御出陣の時の、毎度神證尊躰を襟に掛て、御馬の側は隨身仕置たり、關東御領國と成し後、此尊躰安鎮せまめらるるるき土地を、神證は見立てさせ給ふに付、中野の寶泉寺は安座如何あるべきよし申上り、中野の遠所也、御城程近き所にて見立候様は仰に付、芝の地にて内藤六左衛門の宅地高き岡にて山れとし、東海の眺望能御本城を近き由申上るに付、則内藤の地を轉せらるるは、是は汝靈地と被成て、石川六左衛門を奉行として、宮殿御造立被成、尊躰を安鎮也、是今に愛宕大權現にて、神躰の行基の作にて、金頭子の將軍地藏也、則神證を別當に御付成さるるを、金剛院と號し、其院跡今の圓福寺の館中と成、翌朝多羅尾御立れ處へ、甲賀の浪人と田八郎定教參上し、御先へ立て御奉公せ、定教は佐々木六角政頼の庶子の支流にて、甲賀和田山の城は、和田和泉守秀盛、義賢入道承禎斷絶の時、共は所領を失没落せ、其子也、山岡兄弟今朝を又參郷導き、多羅尾作兵衛、山口甚助等御送り申、於登岐峠を越給ふ、此所へ吳服大明神の神職伊賀の服部は別當貞信、幕下は者共を引連來、山中狭き道案内仕故、野伏等皆別當に親と有也へ、悉く雌伏せ、是よ

芝ノ愛宕社

金剛院

和田定教

於登岐峠

服部貞信

り先の御案内仕に付、多羅尾兄弟の御刀來國次を賜る、貞信後濱松へ參向、新地百六拾石拜領し、御家人と成り、今に服部久右衛門、同采女先祖にして、拜領の腰物今も所持せ、山岡兄弟の御誓紙を添被下、此輩御暇賜り立歸ふ、

山岡氏の、大伴氏の支流にて、代々甲賀郡に住し、兄美作守の勢田に城主、弟對馬守の膳所の城主として、江南に佐々木六角家と幕下より、六角家滅亡の時、兄弟共に信長へ隨身せり、此外山岡玉林齋、同道阿彌、同甫庵皆兄弟也、

是より伊賀越の道筋、上野の佐奈具へ御通りれ處也、柘植三之丞清廣、同市助宗次清廣の養子にて、後三之丞と云、同傳兵衛、宮地五兵衛或は權吉と云、米地半助など、信長は攻滅させ、民間に陥り居る者共、質を出し、近邊に一揆共を追拂來り、是より先伊賀伊勢に堺大光寺村の坂迄御供申、御暇を乞て、從士米地九左衛門を相殘し立販る、依之米地御案内仕、鹿伏兔の難所を御通り、勢州の本道關の地藏へ御出、龜山を右へ三里の繩手迄御通、白子迄御著也、此面々の命を重し、則供奉せしむ、爰を以て御感淺うらさるるき、其外伊賀の浪士貳百人

佐奈具

大光寺村

鳥居元忠

の、其儀も及まして半途より歸りしり、御家人等皆從輩の、誠の忠志と存せ
 ざりし也、多羅尾父子の伊勢に關迄送り奉は、此故も多羅尾今以本領安堵
 し、御家人との成りぬ、去二日の晝堺を御立こて、五日の夜も入て、白子へ御
 著迄、御道筋の御辛勞甚、さ危き處も、異儀なく當所迄御越の儀を歡せ給ふ、
 此節鳥居彦右衛門元忠御供も外レ申、其儀の京都迄の隨身仕る處も、瘡の
 病も罹り、堺へ御供不仕、京も残り止めて養生せ、節、信長公に大變有て、大
 騷動も付、堺の義を心元取く、馳參らんと、家人高次彌助曰、此大變直に堺
 へも相知をるし、然らぬ、何方も氣遣ひしき所なれぬ、疾も堺を御立有へし、
 京都も限らぬ道中を始、所々往來自由成まし、其所を御通り、堺へ御越中
 々成り、さく候へん、其上御立御猶豫あらぬ、三州への御道塞うるへき儘、此
 變相知を、直に堺を御立、間道を求め御通りあらぬ、跡より追著せ給ん
 事成はし、御病氣此儘養生被遂、公に御行衛を開届らむ、御越可然と諷諫せ、
 彦右衛門病中なれと、然らぬ、京も止るといふ共、京中不穩もて、愛宕へ上り、
 かの山もて病氣養生を遂んと登山せ、高次彌助先立て長床坊も案内せ、長
 床坊頼母敷介抱し、此坊も滯居の内本復せ、世間様子を承る處も、公も堺

川井左次

永井直勝

より無恙三州迄御歸入被成て、濱松城へ御入の由相知を、甚れぬ、甚悦、遠
 へ立歸る、公も元忠病氣もて京都も相殘る節、此騷動なれぬ、渠如何成行
 しと無御心元思召を候處も、無異儀歸來る事御満足也、元忠の病氣も付、此
 砌御供も外レ申段、心外れ旨陳謝し、然も共無別儀御飯入の段を賀し申、
 徳川殿白子へ御著成て、船の宿老川井左次三郎家も御入、暫く休を給ふ、係
 る内も左次三郎の、船持角屋七郎次(船長)船を仕立させ御乗船とし、自分の船
 等取揃へ、御家人衆皆乗せ申、船共漕浮め、海上を三筋の大濱迄御越也、大濱
 八幡宮の神主長田平右衛門重元、同弟喜八郎、河岸迄御迎も立出、私宅も招
 請申し御馳走仕る、是より遠、濱松城へ御歸入も付、御馬も支度仕り、長田
 兄弟濱松迄御送り申、御暇賜り大濱へ立歸る、此時平右衛門嫡男傳八郎直
 勝被召出、御小姓として御出頭仕、後年永井右近大夫も任せ、此節私亭もて
 饗應奉り、料理を獻立、子孫今も至迄毎年々始の節、料理も相用佳例とせ、
 長田平右衛門重元の、大濱の八幡の神職長田平大夫政廣も養子、長田喜
 八郎廣政も子也、廣政も本氏の、後醍醐天王(天皇)第八の宮尹良親王の御子孫、
 尾筋奴野の城主大橋新三郎宗祐も二男也、渠も大濱の住人河合惣大夫、

天正十年六月四日

一九六

直勝ト毛
利秀元

三劔岡崎城を乗取んと謀反を、長田廣政是を聞付、郷人を引率し、河合を討んと押寄せ戦ひ、河合不叶、逐電を、其節、徳川殿、廣政より忠信を被感、今川義元へ被仰遣、大濱の八幡の神領を賜ふ付、此時より神官として、徳川殿へ御馴染の者也、其嫡男傳八郎、去ル、天正四年、徳川殿嫡男岡崎三郎信康君へ、幼年より被召出處、信康君御逝去ふ付、古郷大濱へ歸り居る處、今年又徳川殿に被召出、時十六歳也、後年徳川殿御無心ニ付、毛利宰相秀元、毛利家の別稱の由、長井の名字、汝與へらむ、是より大江氏と成、重て長の字を以、永の字ニ書替、一の字ニ三星の紋所を被送、

〔箕笠之助傳〕

天正十壬午年六月、明智一亂之節、神君ハ信長公御待儲ノ爲、

服部平太
夫京都ノ
變ヲ報ス
トノ説

泉州境、今井宗薫方江御入被遊、其時平太夫ハ京都御留守居役ニ在レハ、早速堺へ馳參リ、右一亂一番ニ御注進申上ル、又服部、本國ハ伊賀ニテ地理委シケレハ、伊賀越ノ御案内ヲ申上ル、其比伊賀名張ノ城主服部出羽守保章ハ、平太夫一族タルニヨリ、御使者被仰付、領分御通り之段被仰遣、時ニ保章御請申上、御通り筋警固ス、然レトモ保章ハ正シキ明智カ舅也、心底計リ難ク、御忍ノ爲メ、箕笠ヲ奉ル、箕笠ヲ被召、之頓テ天下ヲ知シ、召候へキ御瑞相

箕笠之助

ト申上ル、公開召能隠ル、物ハ能顯ル、トノ上意、伊賀越無恙御越被遊、濱松之城江御歸城、御祝儀之上平太夫被召出、今度箕笠ヲ奉ル、其功拔群ナリ、向後服部平太夫ヲ改メ、箕笠之助ト御意可被爲召旨被仰付、是ハ笠之助代拜領之名字ヲ以テ家名トス、

記ニ曰、御供八人、箕笠ヲ著タリ、三里御引下リ、河内地ヨリ閑道御退、勢州苦浦角屋(七郎次郎下町)六郎治カ船ニ召レ御歸國ト云、此時御用船出スニヨリ、今ニ六郎治カ船ハ、何國ノ浦ニモ掛リ、湊運上出サスト云、

〔寛政重修諸家譜〕

千二百一十一

箕 もと服部たり、のち箕と稱し、また巳野に

あらたむ、正高實生座猿樂のものより御家人にめし加へらるゝにをよびて、箕に復す、家傳に、その先服部平大夫正尙、東照宮につかへたてまつり、天正十年六月、伊賀路を渡御のとき嚮導したてまつり、喜多村出羽守某が領地を過らせたまふ、彼は明智光秀が外舅なれば、御不審におぼしめされ、正尙が出羽守と親族たるにより、御使をうけたまはりて、其許に至り、御味方すべきやのむね達するのところ、出羽守速に人數を具してむかへ奉るといへども、其心底はかりがたければ、まづひそかに渡御あるべしとて、正尙

服部平大
夫ハ實生
座猿樂ノ
モ

天正十年六月四日

一九七

天正十年六月四日

一九八

簑笠をとりてたてまつりしかば、濱松に歸御のちその忠節を賞せられ、上意もて簑笠之助とめさる、これより四代連綿して、笠之助正長にいたり、慶長十八年大久保石見長安罪かうぶるのとき、正長所縁あるにより、これに坐して御勘氣をうけ、采地をもおさめられ、のち赦免ありて猿樂の列となり、三代にして正高にいたるといふ、

〔伊賀國誌〕

中 丸柱城址

阿拜郡丸柱村ノ南東、字宮田山ノ山上ニ在リ、東西廿五間、南北廿五間、南方一部平坦ニシテ、他三面土壘ヲ周ラス、雜木繁茂ス、治承二年^戊宮田次郎之ニ築キ、歷代ノ居城トス、其後裔三郎ノ時、天正十年^壬六月一日、明智光秀叛ノ織田信長ヲ弑ス、徳川家康堺^和城^泉ニ在リシカ、變ヲ聞テ岡崎^三額^河田^郡ニ歸ラント、間道ヲ越ヘ本村ニ來リ、三郎ノ家ニ憩フ、三郎厚ク之ヲ饗シ、家康ニ從ヒ、伊勢ノ國界ニ至ル、家康賞ノ名馬山川ヲ與フ、後功ヲ以テ本村ヲ與ヘラル、

〔勢陽五鈴遺響〕

三 郡 二 重 四 日 市

天正十年^壬辛未年六月二日、惟任日向守光秀、織田信長ヲ洛京本能寺ニ害スル

宮田三郎

小林左衛門

流シ黏

梅雪ノ花

時、東照宮單騎ニシテ光秀ヲ討タントス、臣等諫ヲ奉リ、和泉國堺津ヨリ、伊賀路ヲ歷テ本州ニ潛行アリ、本邑ニ到リ玉ヒテ、舟行ノ尾張國大野ニ涉リ、遠江濱松城ニ渡御アリシ、并、驛長小林左衛門ニ御賞トシ、池内ノ稱號ヲ賜ハリ、舟年貢免許アリ、猶此驛ヨリ今ノ如ク、尾張熱田ニ至ル十里ノ海路ヲ涉ル、御朱印ヲ恩賜ス、又此地ノ漁人、冬月多ク雁鳧ヲ捕ルニ、海上ニ黏繩ヲ張リテ捉ヘテ市ニ鬻ヲ業トス、其繩ヲ他領ノ海中モ厭ハス張ルヲモ恩免アリシト云、今ニ至リ然リ、是ヲ流シ黏ト稱ス、

○以下、穴山梅雪ノコトニカ、ル、

〔花押彙纂〕

部ア之 穴山梅雪



○南松院文書(甲卷) 永祿四年辛酉二月十九日 附芳侍者宛諸役免許狀

天正十年六月四日

一九九

天正十年六月四日

在德美信君

○南松院文書(甲斐)
永祿九年丙寅閏八
月廿四日附寺領寄
進狀

二〇〇

信君

○南松院文書(甲斐)
天正八年庚辰閏三
月十六日附建忠寺
宛定書

天正十年六月四日

梅宮

高直

○蘆澤文書(甲斐)
二月廿九日附德川家康
宛書狀

二〇一

天正十年六月四日

二〇二

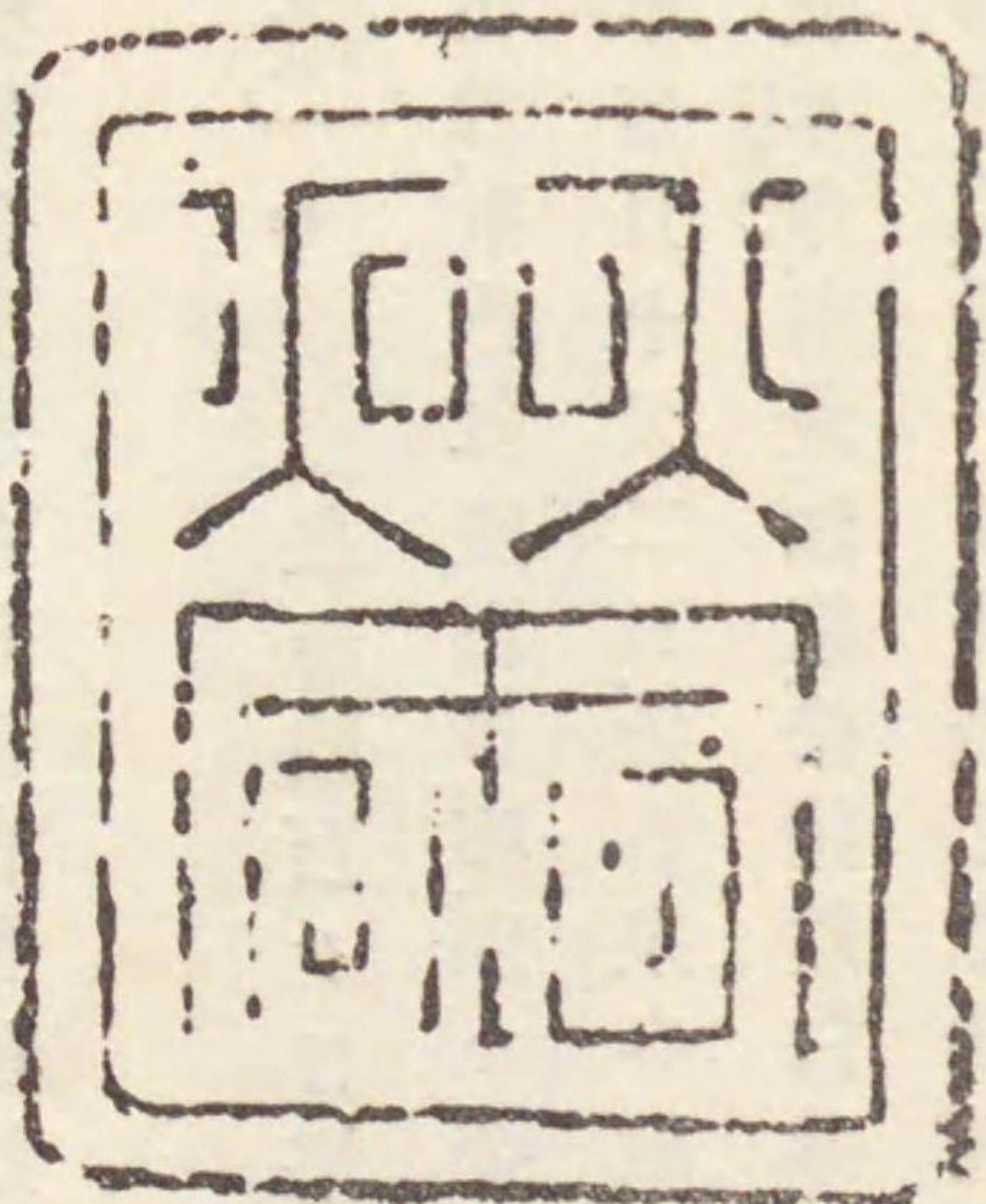
梅雪
寄進

○南松院文書(甲斐)
七月廿八日附圓藏院宛
梅雪寄進狀

梅雪ノ印

〔印章彙纂〕

穴山梅雪



○佐野文書(甲斐)
九月三日附佐野七郎兵衛宛覺書
朱印



○石川文書(甲斐)
天正九年五月二十三日附番匠與
十郎宛知行狀朱印

天正十年六月四日

二〇三

天正十年六月四日

二〇四

〔穴山梅雪畫像贊〕

○駿河庵原郡靈泉寺所藏

靈泉寺殿古道集公居士寫照

圓頂披緇(披力)凭畫叉青氈穩坐醉生涯腰間橫使戒刀利肩上偏令掛絡斜

系念數珠聯木槌琴心長筭捧松花兒孫繁祉愈崇慶金穴瑤山無盡家

斯肖像者予大檀越而穴山爲之家邑也令子請贊難峻拒蓋姓氏作用如青

天無雲似白日當午不可言之川八一章只賦家邑地而應其求以祝家門興

隆云

天正十一稔龍舍癸未六月初吉再住妙心開善村祇速傳叟宗販染老筆於

水皿齋下

〔佛眼禪師語錄〕

中靈泉寺殿百ヶ日塔婆

炎天六月梅花雪散作紅塵百日移別々金剛不壞塔一籬殘菊傲霜枝茲今天

正龍集壬午年菊月十又二日廼靈泉寺殿古道集公居士一百ヶ日之辰也孝

子勝千代丸就本寺(臨濟寺)莊嚴法筵修諸般白業加旃堂頭大和尚拈香法事懺摩也

疾書也作大獅子吼目一々褒讚之恁麼端的小子於塔銘雷門而○鐵山法語

鼓復何言乎只○鐵山法語集只字ナシ空拱手立耳粵老塔婆出來點頭云是々實厥勳力

梅雪畫像
靈泉寺殿
古道集公
居士

鐵山宗鈍
梅雪百ヶ
日法語

勝千代丸

天正十年六月四日

〔穴山梅雪畫像贊〕

○駿河庵原郡靈泉寺所藏

梅雪畫像
靈泉寺殿
古道集公
居士

靈泉寺殿古道集公居士寫照
圓頂披緇^(袈)凭畫叉青氈穩坐醉生涯腰間橫使戒刀利
系念數珠聯木槌琴心長筴捧松花兒孫繁祉愈崇慶
斯肖像者予大檀越而穴山爲之家邑也令子請贊
天無雲似白日當午不可言之川八一章只賦家邑
隆云

天正十一稔龍舍癸未六月初吉再住妙心開善村
水皿齋下

〔佛眼禪師語錄〕

中 靈泉寺殿百ヶ日塔婆

炎天六月梅花雪散作紅塵百日移別々金剛不壞塔
正龍集壬午年菊月十又二日廼靈泉寺殿古道集公
子勝千代丸就本寺莊嚴法筵修諸般白業加旃堂頭
疾書也作大獅子吼呂一々褒讚之恁麼端的小子於塔
鼓復何言乎只○鐵山法語○空拱手立耳粵老塔婆出水

鐵山宗鈍
梅雪百ヶ
日ノ法語
勝千代丸

穴山梅雪畫像

駿河靈泉寺所藏

原寸

縱〇・八八九
横〇・四〇六

除先筆於水四前下
善住妙心開善村
天正十一稔龍舍癸未六月初吉
可書之川八一章只賦家邑也
作用如青天玄雲似白日當午不
在也今予請贊雖峻拒蓋性氏
新有像者予大檀越而穴山爲
兄孫繁祉愈崇慶山草不家
系念數珠聯木槌琴心長筴捧松
花兒孫繁祉愈崇慶山草不家
國頂披緇凭畫叉青氈穩坐醉生
涯腰間橫使戒刀利有上偏今掛
靈泉寺殿古道集公居士寫照



天正十年六月四日

二〇四

〔穴山梅雪畫像贊〕

○駿河庵原郡
靈泉寺所藏

梅雪畫像
靈泉寺殿
古道集公
居士

靈泉寺殿古道集公居士寫照
圓頂披緇^(袈裟)凭畫叉青氈穩坐醉生涯腰間橫使戒刀利肩上偏令掛絡斜
系念數珠聯木槩琴心長簞捧松花兒孫繁祉愈崇慶金穴瑤山無盡家

斯肖像者予大檀越而穴山爲之家邑也令子請贊難峻拒蓋姓氏作用如青
天無雲似白日當午不可言之川八一章只賦家邑地而應其求以祝家門興
隆云

天正十一稔龍舍癸未六月初吉再住妙心開善村泐速傳叟宗販染老筆於
水皿齋下

〔佛眼禪師語錄〕

中 靈泉寺殿百ヶ日塔婆

炎天六月梅花雪散作紅塵百日移別々金剛不壞塔一籬殘菊傲霜枝茲今天
正龍集壬午年菊月十又二日廼靈泉寺殿古道集公居士一百ヶ日之辰也孝
子勝千代丸就本寺莊嚴法筵修諸般白業加旃堂頭大和尚拈香法事懺摩也
疾書也作大獅子吼目一々褒讚之恁麼端的小子於塔銘雷門而集○鐵山法語
鼓復何言乎只集○鐵山法語ナシ空拱手立耳粵老塔婆出來點頭云是々實厥勳力

鐵山宗鈍
梅雪百ヶ
日法語
勝千代丸

畫像 駿河靈泉寺所藏

原寸

鐵○米八八九
額○四〇六



鐵山宗鈍印畫寫真

先年於水田前下
信妙心開善村泐速傳叟宗販
山十一稔龍舍癸未六月初吉
天正十一稔龍舍癸未六月初吉
鐵山宗鈍
梅雪百ヶ
日法語
勝千代丸

穴山梅雪畫像 駿河靈泉寺所藏

原寸

縱 ○・八八九
横 ○・四〇六

淨光筆於水四角下
 再任妙心爾善村被速傳史泉販
 天心十一稔龍會癸未六月初吉
 應其求以祝家門興隆云
 可言也川一童只賦家邑地而
 作用如青天毛雲似白日當年不
 家邑也令子請贊難峻推蓋性氏
 斯肖像者予大禮越而穴內為之
 兒孫榮社愈榮慶金穴臨山堂
 余念教珠聯木樓琴心長蓮捧松花
 腰間橫使或刀利肩上偏今掛絡斜
 圖頂披緇徒畫又青檀穩坐醉生淫
 靈泉寺殿古道集公居士寫照



畫像 駿河靈泉寺所藏

原寸
 縱 〇・八八九
 横 〇・四〇六

先筆於水四角下
 任妙心開善村被速傳史京販
 心十一稔龍倉癸未六月初吉
 其求以祝家門興隆云
 言也川一童只賦家邑地而
 用如青天老雲似白日當年不
 邑也令子請贊難峻非蓋姓氏
 肖像者予大種越而穴山為之
 繁社愈崇庵金穴臨山草冬家
 數珠聯木椽琴心長蓬捧松花
 橫使戒刀利肩上偏今掛絡斜
 披緇篋畫叉青種穩坐醉生涯
 泉寺殿立道集公居士寫照



版製社嗣印瓦寫京東

所至孝心所感已○鐵山法語集孝威音以前說了也予云諾汝已點頭宜哉○
鐵山法語集宜山僧爲居士作筆供養底事自然成矣咄々下○鐵山法語集供養至矣
盡矣咄々力希野釋謹誌ノ十五字ニ作ル

諸系圖

源三十二之八 武田

信重	三郎刑部少輔實德二年十
信守	彌三郎刑部大輔甲斐守享德四
信介	穴山刑部少輔實德二年三
信縣	一系信懸伊豆守兵部少輔刑部少輔
信永	奴白殿穴山伊豆守宗九郎大永三年三
信堯	穴山甲斐守二宮常樂寺東膳院玉山鐵公
信夙	山信風曹源院實
信友	彦六郎穴山伊豆守永祿三年
角雲玄隣和尚	龍華院五世元
女二人	
信君	母南松院殿勝千代彦六郎陸奥守玄蕃允左衛門大夫

天正十年六月四日

天正十年六月四日

信邦 彦八郎、永祿二年六月四日卒、慈眼寺實法宗幽。

女 天正三年十二月一日、延壽院白殿。

勝千代 幼名信治、母實勝院、天正十五年六月七日、十六歲、最恩寺勝岳守公。

諸家系圖纂 四之 武田

信友 ○信友以前諸系圖ニ同シキヲ以テ略ス

信君 武田左衛門大夫、穴山陸奥守。

信邦 彦八郎。

勝千代

女子

梅雪ノ略

〔甲斐國志〕

九十八 人物部七

穴山玄蕃頭信君

信友ノ男ナリ、母ハ信玄ノ姊南

松院殿ト諡ス、今州中所藏ノ文書ヲ校考スルニ、信君ノ童名勝千代、又稱彦六、永祿ノ末元龜中、左衛門大夫ト云、天正ノ始、玄蕃頭、後ニ陸奥守トモ稱セリ、同八辰年閏三月ノ頃マテハ、文書ニ信君トアリ、十一月ニ至テ、梅雪齋不白ト書シ、花押モ替レリ、其間ニ除髮セシナラン、髮以後ノ花押御存アルマシク、候間云々、十二月九日、年號ナシ、即是ナ、諸記録ニ、以前ヨリ穴山梅雪ト

梅雪ハ異相ノ人、筆法モ見事

家康梅雪、田シテ武、ガシメテ、ト約ス

アルハ、皆後人ノ所記ニ、當時ノ稱呼ニハ非ラス、且法號ノ上ニ姓氏ヲ書ケルハ、未タ曾テ見ス、又名ヲ信良ト記セルハ、君字ヲ誤レルナルヘシ、軍鑑ニ、穴山殿ハ異相ノ人ニテ、夷子大黒ニ紙子衣ヲ造リ被テ歩カル、トアルカ如ク、今モ異様ノ書類ヲ藏傳ル者アリ、筆法モ見事ニテ、最モ好事ノ趣アリ、居館跡ハ下山ニアリ、古蹟部ニ詳ニセリ、南部ヨリ移ル年代ハ未詳、天正三亥八月ヨリ、駿州江尻城主トナリ、彼邊ヲ兼領ス、壬午三月、神祖ノ軍ニ降リ、本領安堵、諸録ニ、本領ニ西郡ヲ賜フト云ハ、非ナリ、按ニ、下山南松院所藏、南松院殿十七年遠忌之香語ニ云、上、武田中興、吾門大檀、他叱異日、承將軍之命、稱我邦府君者、躋足俟之而已、至祝至祝、今茲天正十歲、龍集壬午孟夏廿有五日者、先妣南松院殿一十七年遠忌之辰也、トアリ、梅雪ヲシテ、武田ノ家蹟ヲ繼シムル事、神祖ノ約諾ヲ承テ、歸降セシト云フコト、是ニテ、明カナリ、又下山宿本陣所藏、二月廿九日梅雪齋不白、徳川殿トアル書牘ニ、内實一雖再三申達候、甲州無所務已前、合力可被仰調御一行事、一自兼日妻子付置候者、共、今以可爲同前候、爲御心得申達候事、附二三曲輪各、妻一御動一日已前、御番手衆被指越、心靜諸曲輪之仕置、可令談合事、以上トアリ、同五月、陪神

天正十年六月四日

宇治田原
ニテ一揆
トノ殺サ
ル

穴山勝千
代

穴山信邦

祖至江州安土、謁織田信長。六月二日、信長於本能寺橫死。時ニ梅雪モ泉州界
津ニ在リ、神祖伊賀越ニ赴キ玉フ。梅雪ハ美濃路ヲ歴テ還ラントス、遂ニ辭
シテ宇治ノ方ニ走リ、其夜於田原爲一揆害セラレ、從者死之。一ニ内藤右近之
ト云、按ニ、梅雪年四十餘ナルベシ、雍州府志曰、梅雪墓在木津川西南飯岡立
土宗寺、又云、草内渡、梅雪自泉南枚方到斯處爲一揆所殺、葬草内村渡西岸、淨
塔、後岸崩移之トナリ、此東亂記ニ、穴山殿内ノ内藤主水計命生、駿州薩埵靈
泉寺碑、靈泉寺殿古道集、居士、駿國雜志及ビ、大聖寺過去帳、並ニ古道賢
月廿一日ニ作ル、身延山ノ牌同之、穴山村滿福寺牌ニ、大龍寺殿、月山梅雪
大居士トアリ、所屬ノ士、穗坂常陸介、有泉大學、蘆澤伊賀守、帶金美作守、萬澤
遠江守、佐野越前守以下、皆河内領士庶部ニ委シケレハ、此ニ贅セス、
彦八郎信邦、梅雪ノ弟ナリ、中野村慈眼寺ニ、永祿二未年六月四日、慈眼寺
實法宗幽居士、寺記ニ、梅雪ノ弟、俗稱穴山八郎ト云傳フ、身延過去帳ニ、十二
月五日、明芳義寬、穴山彦八郎、於當寺塔頭生害トアリ、同人ナリヤ否、又己未
三月五日、宗金、穴山彦九郎、十三歳、武田彦九郎トモアリ、飯田系圖彦八郎信邦ノ
男彦太郎豐縣、又宮内尉ト稱ス、法名黑叟夢齋居士トアリ、以上未詳、
勝千代、梅雪齋ノ男ナリ、稚髻ニシテ下山ニ在リ、梅雪橫死ノ後ハ、駿州ハカノ

領セシ、穗坂常陸、有泉大學等、陣代トシテ諸方ノ軍ニ從フ、天正十五年亥
六月七日、勝千代患痘夭ス、年十六、無嗣、邑ヲ除カル、幕府ニ入、福士村最恩寺
ニ置牌子、最恩寺殿、勝岳守公居士、駿州薩埵ノ松源寺ニハ、松源寺殿ト稱セ
リ、編年集成ニ、勝千代信治ト記セリ、今河内領所在ニ、藏セル勝千代ノ印書
ナ、開シテ遊、印ニ品ヲ收ム、記名押モノナシ、未加首服、故ナリ、南松院所藏
勝千代肖像、武田菱合四、下方一ツ、缺ナル、母ハ信玄ノ女ナリ、除邑ノ後、尼
トナリ、賢性院ト號ス、江戸ニ寓居シ、元和八年逝ス、始梅雪降幕府時、美女二
人ヲ獻ス、一ハ秋山越前守女、長慶一ハ市河十郎右衛門女、良雲、天正十一年
未九月十三日、秋山夫人於濱松、萬千代殿ヲ生ム、長シテ信吉ト名ク、襲武田
氏、梅雪ノ家蹟ヲ繼シム、同十八年寅十二月廿九日、總州小金三萬石ニ封シ、
彼舊臣盡ク附屬セララル、明年秋山夫人逝ス、小金本土寺ニ葬リ、此ニハ妙眞
在リ、中郡古、萬千代殿僅九歳、於是賢性院ニ養育ヲ命セラルト云、錄相混
跡部ニ委シ、萬千代殿僅九歳、於是賢性院ニ養育ヲ命セラルト云、錄相混
シテ、萬千代殿ヲ賢性院ノ子トモ、良雲院ノ子トモ、皆誤也、同廿年、辰三月、佐倉
拾萬石ニ移封、慶長七年寅十一月十五日、水戸拾五萬石ニ加封セララル、翌卯
年九月十二日、信吉君逝去、歳二十一、官、法謚淨鑑院殿英譽善香崇岩大居士、
水戸建、御内室ハ若狹侍從勝俊ノ女、諸記ニ見タリ、編年集成云、相傳、神君妹

信君夫人
見松院

武田信吉

天正十年六月四日

二二〇

市場殿、穴山梅雪ノ女ヲ養テ萬千代ヲ聳ト定ラル、早世ニ依リ、薙髮シテ號
天正院ト、按ニ、梅雪女所見ナシ、身延過去帳、天正三亥年十二月朔日、延壽院
日嚴梅雪娘トアルハ、其以前ニ天セシ女ナリ、武家補任ニ、慶長八年十一月七
日、水戸廿五萬石封常陸介賴宣卿、同十四酉年十二月廿二日、左衛門督賴房
卿ニ封セラルトアリ、至今水戸殿へ年首祝儀等ニ出ル寺ハ、下山南松院、天
輪寺、南部圓藏院、中野慈眼寺、駿州薩陞靈泉寺、皆穴山家ノ由緒也ト云、

〔南松院文書〕

斐〇甲 靈泉寺殿古道集公居士十七年忌之香語

深恩廣大未曾忘、十七年前遺愛棠、拈出炎天梅蕊雪、散成插向一爐香、
今茲慶長三年著雍闍茂季夏初二日、伏值靈泉寺殿古道集公居士一十七年
遠忌之辰、南瞻部洲大日本國武州居住、奉三寶弟子功德主北堂妙顯孝子淑
女、年之先、憑仗便鴻、被寄一封、披而閱之、則居士當忌之辰、就于南松禪院、欲伸
供養之一件也、越山僧嗟歎思、厥嫡子勝岳守公、續其家譜者唯六歲、志學年不
幸短命死、今也十有二年之先也、感時鳥驚心而已、恁麼亶且措、居士之忌辰、非
施主母子、誰又追慕之乎、不如唯赴檀越家臨齋會、謝供養、春之仲介、一僧宣其
意旨、施主應諾、歡喜不些、數日後共成綉工夫云、與麼則遠途勞煩、以何謝之乎、

梅雪十七
年忌辰ノ
明院玄昉
ノ香語

穴山勝千
代十五歲
ニテ死ス

宗塚ノ三
摩耶銘

於本貫之禪刹伸供養、居士豈無感應、道了黃葉三片渡、與僧云、香資些子、慚汗
々々、不是全如法供養、伏希修一院之上、漏下濕、安置牌於壇上者、功德十倍小
供養者乎、款曲記來書再三、誦了感志之敦厚、袈裟揮淚、廼莊嚴道場、營辦香華
灯燭茶菓珍饈、以伸供養、隔宿命現前清衆、水陸妙供施設者一會、今朝圓通懺
摩修禮者一座、三摩耶形彫刻者一基、需銘於說宗塚三老漢、一篇伽陀、該通閻浮八
万四千寶塔者、功德廣大無邊也、法華經王一部、山僧漸寫、以獻靈前、不是眞法
供養乎、當散筵、同音諷演、大佛頂如來密因修證了義、諸菩薩万行首楞嚴神呪
之次、住持小比丘明院玄昉、謹焚這乾陀羅耶、奉供養本師釋迦牟尼大覺世尊、文殊
普賢二大士、西方教主無量壽佛、觀音勢至兩薩埵、當來補處慈氏尊、三世十方
諸佛、西天東土歷代列祖、日域神祇、冥府鬼官、法界群生等、伏願、憑茲聞勳力、神
儀與諸佛共降臨齋會、永覆蔭后昆、再出生家鄉、

共惟

靈泉寺殿古道集公居士、

名高一代、

德耀三光、

天正十年六月四日

二二一

天正十年六月四日

二二二

英雄冠武門、藏數万之甲兵於胸宇、
華胄領軍旅、降多少之怨敵於戰場、

傳捷報千里、
運良策十方、

將謂愛畏及人民、衰盾日双出、况又清和歸賢守、夷惠風共彰、

聲名僉曰是仁者、

意足不求自主張、

閻浮卅二夢裡榮、覺猶欠邯鄲樂、和歌一千首中詠、學而賦古今章、

体裁盡善盡美、

真諦非存非亡、

現居士身默處轟雷霆、毘耶城裡獅狩、覽聖人德來儀下古道、丹穴山上
鳳凰、

或時煮茗倚禪榻、

或時酌花飛羽觴、

立寺號靈泉則、遠望東海拜請開善、築檀祭考席則、直向南方瞻仰圓藏、

靈泉寺ヲ
建ツ

夜雨同參也奇快、

西江吸盡沒商量、

上來閑絡索居士生前自受用底、更有續燭聯芳、一任香嚴童子舉揚、

祝讚子孫繁茂瑞、

二株丹桂久昌々、

喝一喝、

南松院殿葵菴理誠大師一十七年遠忌之香語

非崑崙耳這香種、拈作蓬萊富士峯、十七季前那一曲、南薰奏起舜絃奏、

薩訶世界瞻部洲大日本國甲斐州巨麻郡下山居住、三寶弟子大功德主源朝

臣武田梅雪齋、季先天正三乙亥仲種日、入駿河州江城、稱主者凡八歲、爾來其

第宅也美哉輪奐、其樓閣也高於青天、其城郭也固於鐵壁、太平洪基不在此乎、

且又本州太守勝賴公、在其位已十歲、常用讒人亂、不聽親族諫、去歲秋之孟、壞

古府欲築新府、古府已破、新府未成、今茲春之季、敵軍雲起遍四邊、吁呼天平命

乎、一族士卒不動干戈、一時離散、守亦出奔、雖高々峯頂立、不露頂、重義輕命之

天正十年六月四日

二二三

梅雪江尻
城ニ入ル

梅雪夫人
武田氏十
七年忌辰
ノ明院玄
昉ノ香語

天正十年六月四日

二二四

武田勝頼
自殺ス

梅雪武田
氏ノ中興
ルト稱セラ

士、箭鋒相拄欲討之、守無路潛蹤終自殺、亡國者守也、不他、越吾檀越見機自江
甫入本州、齊國齊家、而功成不處、歸至家山、即欲卜居、禹稷顏子易地皆是也、
僉曰、武田中興吾門大檀、他屹異日承將軍之命、稱吾邦府君者、躋足俟之而已、
至祝々々、今茲天正十歲龍集壬午孟夏二十有五、日者先妣南松院殿葵菴理
誠大姊一十七年遠忌之辰也、廼就于本院、莊嚴道場、備香華燈燭茶菓珍饈、以
營備法夏、圓通懺摩修禮一座、三摩耶形一基彫刻、以拜屈圓藏堂頭大和尚、令
書塔銘、一見人永離三惡苦、一禮者忽受五種果、其功德無邊也、當散筵、命諸位
禪師同音諷誦大方廣蓮華王十方佛母陀羅尼之次、命埜釋小比丘玄昉爲焚
這寶香、兼轉位於吾妙心、今日著^(前)紫伽梨、不^(前)魯某甲所欲、大檀那孝心之所致
也、大姊豈不感應乎、這乾陀羅耶信手拈來、奉供報本師釋迦牟尼大覺世尊、東
方大醫王、西方彌陀尊、觀音勢至兩薩埵、文殊普賢二大士、當來教主慈氏尊、西
天四七、東土二三、歷代列祖、扶桑六十餘州大小神祇等、仰冀大姊憑茲聞薰力、
降臨法筵、續諸聖遺蹤、冀惟先妣南松院殿葵菴理誠大姊、

向陽葵菴、含露芙蓉、

生前每賦歌學、而習古今一千首詠、末後雖作夢覺、猶缺邯鄲五十年、

梅雪夫人
詠歌ヲ學

若人、不畏獅子嘔、久坐維摩居士之室、善女豈非馬郎婦、即現世音薩埵
之容、

或時罵倒風流佛、或時謾却活祖宗、

熊峯得聞尼捨持、空劫已前功成不處少林室內、鷲嶺受記大愛道、久遠

那畔言猶在耳、兩欄春淙、

此故、塊看三車鹿、泥視一縷龍、

哀慕次男玉映宗金、立寺度僧則、香積界中見曼首、追悼大夫^(僧友)劔江義鐵、從

姊學道則、圓藏堂裡禮應供、

將謂保戒定惠、況又有温良恭、

觸德山木上坐錦鏡打破時、本來面目無一物、參臨濟金剛王、紅絲截斷處、

自己脚跟得七縱、

到這裏、說什麼千差萬別、說什麼五障三從、

如上閑絡索、大姊生前受用底、別有覆蔭后昆底、之那一句、億萬斯年珍々重々、

子葉孫枝且固蔕、江南花木四時穠、

喝一喝、

〔佛眼禪師語錄〕

上類

私云、甲、乙、丙、丁、
林寺、返答、

鐵山和上代穴山殿

天正十年六月四日

二二五

鐵山宗鏡
梅雪ニ代
ルノ書

玉映宗金
穴山信友

天正十年六月四日

二一六

謹奉答、普天和尙御光臨、特賜尊翰、戰々慄々、恭薰披拜、讀珍重、仍而貴寺常住
一大鑊、破損之由、仄承、茲幸當地召置良工之條、陶鑄以可奉寄附存念、無他腸
之處、先以缺生鐵、且又東西兇徒之戰國、當城未成金湯之思、依此耽々、一拽石、
二搬土、不得寸隙、空涉日以今令遲延者、本懷之外、遺憾不少、然處日之先、自牧
翁某、心地全無疎濶之旨、具被達尊聽之由、快哉々々、是非急度申付可奉寄進
者也、昔梁武鑄就甘露寺大鑊、以名實傳千歲之下、臣今欲令陶鑄者、同其鐵不
同其途、似而非耳、雖然功成供香積之具、則誠僧寶人々之禪悅、古今無二路者
乎、此旨御披露、恐惶誠敬謹言、

九月廿一日

信君判

進上惠林寺方丈 侍衣禪師

龔答、尊書拜披、珍々重々、貴寺香積大鑊破損、依之於當地可令陶鑄之趣、堂頭
大和尙忝賜尊耗、尤奉得其旨者也、良工功成之日、急度可令運上、此等之旨於
丈室可然御披露奉憑之外、無他事、侍者奏達惟幸、恐惶謹言、

九月廿一日

信君判

進上普同菴 侍衣閣下

佛眼禪師語錄

上 供養之部

開眼供養

地藏

毘沙門

○鐵山法語集、勝軍
地藏、毘沙門同時開

眼供法語
トアリ

這五須彌筆、

喚爲兔毫、則振起八萬廣寒、何用鰲山悟道、

呼成鼠鬚、則吸盡百季、○鐵山法語、東海、 慕嘲灞陵奮將、

有眈明窓脫帽、現感麟翁於季世、

或辰灯下圍陣、退萬馬兵于詞場、

柳學士喻諸錐、李謫仙喻諸策、

王右軍爾爲弓、歐大守爾爲槍、

小集○鐵山法語、僧不然、用作臨濟金剛王、坐收天下者也、誰敢當矣、

日域東海路、河陽賢郡守源信君公、歲之先、爲國家鎮護、命工彫刻六道化主勝
軍地藏薩多、金捶城中多聞藥叉大王者、各一躬、本季天正己卯、今日、命山
僧伸點眼之供養、夫惟、地藏索多在悲願界、化度三界衆生、依之分身入宋太宗

天正十年六月四日

二一七

殿中、代群臣受罪故、禁塚安薩、垂像年尙矣、且又多聞天王住素迷婁、擁護四洲眷屬、依之垂跡於唐玄宗殿庭、現神力追散強兵故、勅城樓置天王像、此其始也、然恁麼則索多也、天王也、彫刻安置城樓者、古今無二路、全盛李唐、即日本河陽、太平天子、即文武郡守、達者共同途、如何及○鐵山法語、輿論乎、不日措天下於泰山者、必矣々々、於于茲、薩埵願文、海口難褒讚之、天王威力、山嶺豈枚舉之、不如、紹介這管城公、商量去、看々、

點筆云、六道度生悲願佛、又點筆云、四洲鎮護、閱又王、擲下筆云、果然瞎却金剛眼、 依舊城樓日月長、

天正七卯三月十二、於駿河城、穴山殿守本尊、

〔佛眼禪師語錄〕

銘上 鐘銘 於駿河城

東海路駿州庵原郡入江莊、固壘者年于茲、賢郡守武田信君公、崇歲抽丹衷、金城於彼、湯池於此、加之命工、搆百尺城樓、葺月而既成矣、入唐專使策彦老將、涉筆題名觀國樓、越政通人和、百廢具興、無貴無賤、登此樓、則小天下者也、實青烟一空、皓月千里、啣遠山吞長江、尤勝遊目、歡樂馳心、地靈云人傑、云雖累百二秦關、何敢望于江城乎、况復宋招賢樓、沃却敵樓、僉○鐵山法語集、コ 呂立階下耳、

梅雪ノ守本尊
鐵山宗鈍ノ江尻城鐘銘
周良策彦城樓ニ題ス
觀國樓

公本年居諸介鷄人○鐵山法語集、介鷄人ノ樓上掛巨鏞、山雲含雨朝、鳴之以除破五濁世羣妄、江水涵月夕、擊之以降散八萬軍睡魔、凡所以其養士治民者、恰似橫江湖鯨魚制蒲牢者乎、郡守功業至矣盡矣、依而屬予作銘記之、於戲前代有盛德大業者、必見於銘、若今見大業、刻之金石、非老文學○鐵山法語集、字ニ作ル、其誰宜爲銘曰、

蒲牢形躡、 易地皆然、 長樂花外、 姑蘇楓前、

擊得三德、 聞解十纏、 堯樓吼月、 蕭寺嘶烟、

家國興盛、 武域綿々、 好音無盡、 何千萬年、

天正七己卯十一月朔日○鐵山法語集、霜

（臨濟） 林際小比丘鐵山叟謹誌之

〔甲陽軍鑑〕

二十

○上略、家康堺ニ遊ブコト、及ビ光家康、穴山和泉の境ヨリ東を指て落給ふ、さても高坂彈正存生の時、常々申され候、主君へ逆心の

人、三年迄くよて居る事取しと申さる候とく、穴山をは、山城宇治田原と申所よて、雜人乃手よる、梅雪の頸を打取候、家康ハ何事なく國へ歸らるゝなり、

天正十年六月四日

二一九

〔老人雑話〕

坤

駿府の穴山と云大名居を、東照宮と共に信長は歸す、或時彼人同道よて上洛有て、方々見物も、京より大坂和泉へゆく、堺におとしまに内よ、明智謀反して信長を弑せ、是より兩人伊勢地へ越へ、本國よ歸る、穴山の路次よて一揆殺せと云、又の東照宮の所爲なり共いふ、扱駿府もやましく東照宮の御手よ入、甲州よ川尻與兵衛といふ者居たるを、是も東照宮討滅して取せ、甲州の畢竟信玄の子の代よ亡ひぬ、信長よ攻付らるる、天目山よて自害せ、

〔雍州府志〕

十喜郡 陵墓門

穴山梅雪墓

在木津川西南飯岡、織田信長公於

京師本能寺有事時、梅雪在泉南堺浦、大驚、則出彼地、到枚方、自是不入京師、歴河内、山城、近江、伊賀、伊勢、尾張、欲歸三河國、於山城普賢寺、谷梅雪從者、斬嚮導者、奪其太刀之銀鐔、於茲、土人蜂起、遂殺梅雪於草内村西、

○三河刈屋城主水野忠重、及ビ徳川家康ノ家臣鳥居元忠、京都ノ亂ヲ避ケテ三河ニ歸ルコト、便宜左ニ合斂ス、

〔家忠日記〕

二 六月七日

癸、くりや水野宗兵衛殿、京都よてうち死候由候、九日、水惣兵衛殿事、京都こりくれ候て、かいり候由候、

家康梅雪ヲ殺ストノ説

梅雪ノ墓

水野忠重

十一日、西、宗兵衛殿、刈屋へ御越候由候、

〔下總結城水野家譜〕

水野和泉守忠重、忠政ノ九男、信元ノ弟也、

同十年五月、家康公赴于安土、忠重陪從、六月二日、明智光秀弑其君信長父子、時家康公在泉州堺府、忠重潛身於東福寺山林而窺事、上略

〔明良洪範〕

織田信長の父子京よて亡ひ、海内大亂なりし、其後三日を過て、

東福寺の靈源院の裏なる山の方より、男一人出來りて、住寺の長老よ逢て申やう、我等の此亂よ此のを隠れし者なり、此山の内よかくれるて、なふ迄三日よ成候へとも、食事を致さず、寔は餓よ此のを候へ、御慈悲よ何成とも、食事を玉のり候へといふよよ、て、飯をばへ、悦ひ食ひて、殘をしを三尺手拭よ、は、とて歸せり、其夕方よ男四人出來て、前のとくに云て、住持の御情よて此方よかくし給のれとて、五人ともに刀脇差を、三尺手拭よてく、りて差出し、を、長老も餘儀なく、此上の心得候とて、天井の上よあけ隠し置、寺中の者よも知らせ、してかくし置、(隠ルカ)餘りも過し後よ、東國よ歸らんごて、いごま乞して出さりぬ、其後よ水野惣兵衛尉より使者を贈り、過し頃の長老の御情よて、急難をまぬうれ申候、此恩忘るるをあらは

東福寺靈源院ニ隠ル

と言贈せり、其後靈源院を菩提寺として、寺領五十石寄附し常々信向の事ともなり、後年刈屋にて死去せらるし時、位袍を寺へ越せしむ、夫を葬り墓と爲、今も和泉守より寄進せらるし物共、文書等多し、長刀とも有、福山の城主と成し、家亡ひし後、寺領もなくなりし、此人の娘を神君の御養女と爲し給ひ、加藤清正へ嫁せられ候、其婦人の清淨院殿と申たる、其ふとも、今に靈源院に藏せしと也、

〔鳥居家中興譜〕

中

略○上信長公上洛ニ依テ、東照宮、帝都御見物アルヘシ

ト同ク御上京、穴山梅雪モ隨ヒ奉ル、所々御遊覽有テ、又泉州堺ノ浦ニ渡御也、鳥居元忠ハ上著ノ始ヨリ瘡ヲ病テ、海濱供奉ノ列ニ漏テ、京條ノ旅館ニ留ル、然ルニ明智日向守不意ニ逆心、信長公忽生害、上下騒動シテ敵味方ヲ辨ヘス、京中須臾ニ大變ニ及ヒ、逆威ヲ争フ故ニ、東照宮ノ御安否ヲ知ラス、異説區々ニシテ實ヲ聞得ス、元忠家士ニ向テ云、今此逆亂不慮ノ急事也、公ノ御味方申スヘキ者ナシ、察スル所、大君明智カ逆徒ノ爲ニ、塚難波ノ邊ニ於テ討レ給ヒヌヘシ、畿内悉惡黨ニ組スルノ聽ヘアリ、如何シテ不慮ノ横難ヲ遁レ給ハン、我此時ニ當テ病ニ犯サレ、先途ノ御供セス、誠ニ武運ノ盡

鳥居元忠

愛宕長床
房ニ隠ル

ヌル所也、速ニ腹切テ冥途ノ御供ニ追付奉ルヘシト、既ニ最期ヲ極ル所ニ、老臣高須彌助○鳥居壬生家譜ニ、信次ニ作ル、諫テ云、流石ニ東照宮尋常ノ大將ニ非ス、豈ソ明智カ謀略ニ陥テ討レ給ン、若又御生害アリト云トモ、未其虚實ヲ知ラス、死ヲ遂ン事卒爾ノ至リナルヘシ、大君難ヲ去テ安泰ナラハ、短慮ノ悔ヒ益アルヘカラス、暫ク事ヲ忍ンテ公ノ安否ヲ聞届ケ、死生ヲ定ンニハ如シト、其理決然タリ、元忠此儀ニ伏シテ、重テ談ス、何ノ所ニ忍フヘキ哉、高須カ云、愛宕山ノ長床坊ハ、當家ノ祈願所トシテ、書ヲ通シ縁ヲ結フ事年久シ、彼山ニ遁レ入テ然ラン、元忠是ニ同ス、然リト云ヘ共、元忠カ面ヲ世ニ知ラサル者ナシ、且ハ又長床坊カ心中モ計リカタシ、謀ヲ用ヒテ圍ヲ出ツヘシト議ス、先彌助ヲ主人ト拵ヘ、元忠ヲ始、郎從皆下部ト成テ、雜卒ノ衣類ヲ著シ、高須カ馬ノ前後ニ供シテ紛レ出ツ、漸ク愛宕山ニ行登ル、即彌助坊ニ入テ謁ス、我ハ是元忠カ家郎ナリ、今度圖ラサルニ逆亂起リテ、信長公生害、家康公ハ泉州堺ニ渡御也、元忠是ニ供奉ス、邊境大變ニ及ンテ、自他途ヲ失フ、互ニ死生ノ音信ヲ聞得ス、少時主人ノ安危ヲ尋子テ、身ノ有無ヲ定ムヘキ所存ナリ、其間五七日ニ過ヘカラス、多年ノ由緒ヲ頼ンテ爰ニ來ル、宿シ留

天正十年六月四日

二二四

メ給ハ、芳情何事カ是ニ如ン、院主聞テ、能コソ來リ給物哉、累年申シ通スルノ馴入ニ依テ、此事ヲ承ル、身ニ取テノ面目也、當山權現モ照覽候ヘ、元忠ニ對シテ別心アルヘカラス、殊ニ多年家康公、且ハ元忠當所權現ヲ信仰怠ラヌ、愚僧又丹精ヲ凝シテ除災ヲ祈ル、難ヲ救ヒ運ヲ添スンハ、神靈何ノ益カアラシ、我面々ト共ニ是ヲ尋子シ、神明モナトカ加護ナカラント、無二ノ志シ言外ニ顯レ、賴敷有様也、誠ニ疑フヘキニアラスト、元忠則院主ニ向テ、始終ノ有増有ノ儘ニ語ル、長床坊淺カラス喜ヒ、京堺ヲ始メ、所々ニ便宜ヲ求メテ人ヲ馳、東照宮ノ御行末ヲ窺ヒ聞、然ル所ニ飛脚到來シテ、大君三州ニ御下向ヲ告ル、則元忠モ京ヲ立テ國ニ下ル、公甚御氣色アリ、汝至忠ノ志ニ因テ萬死ヲ遁レ、艱苦ヲ忍、後度ノ大儀ヲ存ス、頗ル神妙ノ至リナリト、鈞命ヲ蒙ル、元忠又家臣高須ヲ稱シテ、予命ヲ保カ故ニ、再ヒ尊顏ヲ拜シ、剩御感ニ預ル、是偏ニ汝カ大功ナリト、彌助ニ祿ヲ施シ、元忠カ常ニ指所ノ利刀ヲ與ヘテ節儀ヲ報ス、

神戸信孝、安堵狀ヲ安井定次ニ與フ、

〔安井文書〕

○乾
○攝津

其方身上之儀、先年別而忠節之段具聞届候、以其故被成御朱印通則拜見候、於向後、其筋目聊不可有相違、并國中諸役之事令免除、訖猶以相違有間敷候狀如件、

天正十

六月四日

信孝

安井清右衛門殿

神戸信孝ノ臣齋藤利堯、禁制ヲ美濃崇福寺、瑞龍寺等ニ掲グ、

〔崇福寺文書〕

○美濃

崇福寺

禁制

崇福寺

- 一 甲乙人等亂妨狼藉之事、
 - 一 往還人陣執宿借之事、
 - 一 寺門前共新儀諸役非分申懸之事、
 - 一 寺務并祠堂方、如前々不可有相違事、
 - 一 山林竹木伐執之事、
- 右若違輩族於在之者、可爲罪科狀如件、

天正十年六月四日

二二五

天正十年六月四日

天正拾年六月四日

利堯花押

二二六

瑞龍寺

〔瑞龍寺文書〕

濃○美

禁制

瑞龍寺

一當寺濫妨狼藉并陣執借宿棟別門並之事、附門前課役同前、

一山林之伐執竹木事、

一寄進之地并祠堂方買得之田畠、先規相定年貢諸役等之外、臨時之課役申

懸之事、

右條々、

天正十年

玄蕃助

六月四日

利堯花押

〔岐阜縣續古文書類纂〕

四條制之部

利堯條制

羽栗郡下中屋村所有

西入坊

西入寺

西入寺

一甲乙人濫妨狼藉事、

一陣執並伐取竹木事、

一諸役如先々事、

右條々、於違犯之輩者、速可處嚴科、仍下知如件、

天正十年六月六日

利堯花押

〔諸國高札〕

三本願寺兼帶所并末寺高札之寫

美濃國六條村河野善超寺高札之寫

禁制

六條之郷 西光坊

西光坊

一甲乙人濫妨狼藉事、

一陣取并伐採竹木事、

一諸役申懸事、

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十年

利堯在判

六月七日

美濃國厚見郡本庄村千手堂善福寺高札之寫

禁制

千手堂寺内

千手堂

一甲乙人等濫妨狼藉之事、

一陣取之事、

天正十年六月四日

二二七

一 竹木伐取之事、

右若違輩族有至て、堅可加成敗者也、仍如件、

天正拾年六月日

利堯在判

〔参考〕

〔淺野家文書〕

美濃ノ諸
氏光秀ニ
與ス

一 濃州之面々城を拵、悉御敵を成、○金井文書、悉以下五字ヲ成御敵山ニ作ルいなと山をは、既齋藤玄蕃助○金井文書、助被相上候といふとも、長濱へ被越、我等陣取申候長松へ控れ候て、○金井文書、被越以下ヲ罷越、我等に請取申候トアリ、被馳向候間、一國之者共、共ノ字ナシ書、首拔助申候事、○上下略、十月十八日、左衛門宛、秀吉披露狀

五日、卯、辛惟任光秀、近江ヲ定メ、日野城主蒲生賢秀、同氏郷父子ヲ招ク、父子堅ク之ヲ拒ム、是日、光秀、安土ニ入ル、

〔兼見卿記〕

四 六月三日、己丑、雨降、日向守至江州相働云々、

四日、庚寅、江州悉屬日向守令一反云々、

五日、辛卯、日向守入城安土云々、日野蒲生在城不及異議相渡云々、

近江光秀
ニ屬ス
光秀安土
ニ入ル

蒲生氏郷
光秀ニ降
ラズ

七日、癸巳、○中略、吉田兼和、安土城ニ光秀ト相見、當國悉歸附、日野蒲生一人未出頭云、ハカカ

〔多聞院日記〕

九 二十 六月五日、

一 安土ハ去四日ニ向州へ渡了、棹山ハカカヘハ城ニワノ五郎左衛門、山崎源太左

衛門入了、長濱へハ齋藤藏助入了、○下略、筒井順慶、光秀ニ與シ、兵ヲ山城ニ收、内略カ

〔蓮成院記録〕

一 同五日、安土被相渡畢、其次以近江國城々分、悉以惟日へ被

相渡畢、

一同五日、惟任日向守へ、自寺門卷數并五百疋、并傳吾、松田太郎左衛門兩人

へ百疋宛、使慶圓以爲御音信被差上畢、

〔秀吉事記〕

惟任退治

扱惟任者、移安土山入御殿、登樓閣、此先集置數奇道具、天下重寶金銀珠玉、錦綉綾羅類、悉執拗之、亂入長濱、棹山江州一片相隨、六月十日、於坂本城歸陣、○下略、信長ノ變報、安土ニ至ルヨト、及ビ光秀、長岡藤孝、筒井順慶等ヲ招クコト、等ニカ、ル、本月三日、及ビ同九日ノ條ニ收ム、

〔太閤記〕

三

惟任江州安土山之城に移候事

山崎片家
佐和山ニ
入ル
齋藤利三
長濱ニ入
ル

安土ノ金
銀ヲ奪フ
坂本ニ歸
ル

山岡景隆
頼田橋ヲ

光秀家臣
ニ金銀ヲ
分與ス

氏郷一向
宗徒ヲシ
テ光秀ヲ
謀ラシム
氏郷本願
寺光佐ニ
通ズ

天正十年六月五日

二三〇

去程、日向守の京都之仕置有増沙汰し置、同四日、安土へ參り、城を請取お
んすとて發向しける處、山岡美作守計よて、勢田之橋を燒落し、上下の往
還なし、故、其日の善逝(傳)に逗留し、即山岡より使者を立、早く某に屬せよ、
本地の事の不及申、依忠義可令行於加増之地と云るりし處、山岡返答に、
吾の義を以主とす、逆臣之者、豈仕るんやとて、不及返章、使者を追返し、
り、惟任の松本邊之者に課て、橋を補續し、五日未明、立て安土山に下著し、
城を請取、御道具などを愛し、金銀等をばらさめ、家臣にも聊分與るたゞ
り、かゝは處、織田七兵衛殿(傳)於大坂三七殿、丹羽五郎左衛門尉調略を以、切
腹之由告來りぬ、○下略、光秀、筒井順慶ヲ誘フコトニカ、ル、
本月十二日ノ條ニ收ム、総見記異事ナシ、ル、

〔興敬寺文書〕

江〇近

覺

一 今度上様御果口無是非儀候、仍明知當國々下向幸ニ候、僅一揆可打果、然
者御褒美之段可有訴訟候、聊無如在疎意馳走可申候事、
一 皆共忠節在之様ニ被仰出候へとの旨、本願寺殿へも申上候事、
一 御本所様(傳)三七郎様、徳川殿、其外歴々可被達御本意候、造意無御油斷候間、

御出張不可有程候、然者皆々可被參候事、

以上

(附書)
蒲生飛驒守筆

本願寺氏
郷ニ答フ

信孝ト光
佐

雖未申通候、令啓候、今度京都不慮之儀、不及是非候、就其對當寺可被御入魂
之由、被差上飛脚、承候通、門主(傳)は申顯候、寔被寄思召、御懇之段、別而満足被申
候、能々相意得可申入候旨候、三七様此方へ深重可被仰通之旨、宮内卿法印、
惟住五郎左衛門殿、爲御使被仰越候、以來切々可申承候、猶期後喜之節候、恐
々謹言、

六月十八日

(下)
頼廣(花押)

蒲生右兵衛太夫殿

蒲生忠三郎殿

御宿所

〔譜牒餘録後編〕

七作 諸旗本之一

伴氏先祖覺書

○上略、伊豆守嫡子伴中務
少輔盛信ノ事蹟ニカ、ル、

天正十年六月五日

二三一

天正十年六月五日

二三二

一伊豆守二男伴若狹守盛兼、父之家督ヲ繼、初ノ名ハ五郎兵衛与申候、○中略
(天正十年)同年六月二日、明智日向守光秀、信長公ヲ弑シ奉ル、時ニ若狹守龜山ノ城
ニ居住仕候ヘ共、一族ヲ相催、龜山城ヲ出、江州安土ニ馳著候、蒲生右兵衛
太夫賢秀、同息飛騨守氏郷父子相叶(叶)信長卿ノ北方君達をこゝろひ、日野
ノ城ニ入、敵ヲ待受忠義ヲ相勵處、多賀新左衛門、布施藤九郎等、光秀カ頼
ニ依ク甲賀ヘ來リ、若狹守ニ便リ、蒲生父子ヲ可討之由相計、若狹守兩人
ウ不義を笑テ同心を以、蒲生ニ相屬ス、○下略河ノ歸ルコトヨカリ、伊賀ヲ經テ、三
ノ條ニ
收ム、

〔日本耶蘇會年報〕 (歐文材料第二號譯文)

一五八二年八三年及び八四年の日本通信

一五八三年二月十三日○天正十一年正月十一日ニ當ル附、口ノ津發、バードレ・ルイ

ス・フロイスより、耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

都より安土までは、既ニ述べたる如ク、十二レグワ餘なれば、凶報は同日晩
禱の時刻に同所に達せり、諸人如何に驚愕動亂せしかは、貴父の想像に委
す、而して、信長の一將が、謀叛人等の急に安土に攻入らざる爲め、重要なる

二日晚報
都ノ變
安土ニ達ス

瀬田橋ヲ
斷ツ

光秀架橋
ス

市中ノ掠
奪

耶蘇會員
沖ノ島ニ
逃ル

おるが
ん

瀬田橋一橋を斷ちたるを以て、確なる事實を探知すること能はず、騷擾一層甚し
かりき、之に依り、土曜日○六月二十三日ニ當ル天までは、進むこと能はざ
りしが、川は流れ甚だ疾く、又深きが故に、不可能事と思はれたるに、明智は
大に努力して橋を再架せり、此間安土に於ては、流言甚だ多く、刻々敵の到
るを待ちて、屢々驚かされ、諸人爲すべき所を知らざりき、萬事顛倒し、家財
を負ひて、此所彼所に逃げ、又謀叛人等の到着に先ち、掠奪を行ふ者もあり
き、貴族の一人信長の勧めに従ひて、此地に邸を建てたる者、自ら建築に火
を放ち、出でて、明智に合體せり、我徒も一切人間の援助を失ひ、沖の島と稱
する附近湖中の島に引き揚ぐるに決したり、是は此島の住民なる偽りの
友の勧めに従ひしなり、彼は船頭等と談合し、バードレ等を掠奪し、又殺戮
せんとせしなり、斯くて金曜日バードレ・オルガンテイノは、二十八人と共
に舟に乘れり、家の番人として、日本人グイセンゾに六七名の人を添へて
留めたり、彼は十字架一基と、聖母の小像、銀製燭臺、香爐、香舟、聖盃、及びバ
ードレ、グイジタドルの遺留せし緋天鵝絨の裝飾、同所にありし高價の品
物少々を携帶せり、殆んど皆日本の服装をなし、識られざる様にして行け

天正十年六月五日

二三三

り、二人は少しく遅れて進めり、即ちバードレ・ジョアン・フランシスコ及びイルマン・ヂョゴペレイラなり、彼等兩人共十分に検索せられたり、而してバードレ・フランシスコの片袖重かりしを見、盜賊等金子を携ふるならんと思ひたれば、嫌疑を解かんとて、聖務日課書を取り出したれば、直に之を奪ひ取り、再び返さざりき、日本人ダミヤンよりは、帽子と衣服の上に著けたる外套を奪ひたり、而して速に之を奪ひ取る事能はざりしを以て、前後を破りたれば、其腕露出せり、其後彼の欺瞞者と共に舟に乗りしが、彼等の計略あること忽ち顯はれたり、因て一同神に祈り、悔悛の行をせし始めたり、島に到着して、船頭等は、運賃として我徒の携へ來りし物品の一半を請求し、種々の理由を擧げ、之を承諾せしめんと努めしが、從來二三ジウリヨを拂ひし僅々十二哩の渡の爲め、七十餘スクドの額に直上げするの止むなきに至れり、然れども尙ほ満足せず、我徒大なる寶を秘藏せりと考へ、前に述べし如く、機會を得次第、最も秘密に一行を殺さんと決心せり、其後彼等が、惡事を働きて獲たる多くの物品を納めたる小屋に物品を納めたり、バードレ等は、一日此物品の中に高價なる品々を隠し置き、夜に入りて

巧に之を取り出し、同伴せる忠實なる一日本人に託し、山中に送りて隠匿せしめ、騒動の鎮まるに及びて、之を取り出すことゝなせり、盜賊等來りて、彼等を掠奪せんとせしが、主の御慈悲に依り、求めし物は何も見出さざりき、因て彼等は怒り、海路一層離れたる他の場所に送り、好のまゝに一行の生命を奪ひ取らんと計りたり、されど主なる神は、一人の善きキリシタンを用ひて、一行を助け給へり、此人明智より大に寵愛せられたる一人の甥を有し、彼にバードレ等の事を依頼する書狀を送りしに、忽ち効果ありて、一隻の小舟は、彼等の爲め差し向けられ、雷に自由の身となすのみならず、荷物及び神聖なる裝飾品一切を回復すべき命令發せられたり、我徒が此等の困難に遭遇せし間に、明智は既に説き始めた如く、兵を率ゐて安土に到着せしが、此地の住民は少しも敵對せず、家を出で殆んど皆逃げたり、我徒も損害を被り、彼地の學林の爲め必要なる物を備へ置きし家は、一度ならず掠奪され、窓、戸、各室の上張り及び新しき會堂を建造せん爲め、同所に取り寄せありし一切の材木までも奪はれ、残れるは角柱と屋根の如き、持ち去ること能はざるものゝみなりき、明智は火を放つことを控へたれ

惜ムコト
ナク安土
ノ財寶ヲ
分與ス

内裏及び
五山ニ寄
進ス

坂本ニ歸
ル

耶蘇會員
ヲ優遇ス

光秀おる
が二高説
のニ山方
長房ヲ味
キテセシ
トトセシ
トトセシ
トトセシ

ごも、城の最も高き所に登り、信長の倉庫寶物等を開き始めたり、而して其幸福の永續せざるを豫知せるが如く、惜しむことなく之を分與せり、同處には他の品物の間に、多量の判金の印を押し、目方に依り區別したるものありき、之を取り、或は七千スクド或は三四千スクド或は二三百スクド宛、將卒の身分に従ひて配當せり、尙ほ内裏に贈り、又都の主なる五つの僧院には、各七千スクドを與へ、殘酷に暗殺したる信長の葬儀の費用に當てしめたり、十五年乃至二十年の間、非常なる勞苦と戦争とを以て、此所に集められたるもの、二三日の間に散じ盡されたり、

右終りて、明智は坂本の城に歸り、續いて隣國を攻略せんとし、又其間に老功の兵士及び信長方兵士等の意を收攬することに心をを用ひたり、島を逃れし我が會員等も、亦都に行く途中、同じ坂本の城に達せしが、明智は惡しき待遇をなさず、此時高山長房ユスト右近殿、此人は當地のキリシタン等の大黒柱にて、我等と最も親しく、又甚だ勇猛なる大將なり、を味方に引き入れんと努められたれば、バードレ・オルガンテイノに、此合同を取り計はんことを懇請せり、バードレは時節柄巧言を以て返答したり、されど一方ジュスト

道路破壊
セラレシ
賊充滿ス

印度ノ傘

耶蘇會員
等京都ニ
入ル

に對ひては、假令我等皆十字架に磔けらるゝに至るとも、決して此の如き暴君と同盟すべからず、是れ即ち我等の主なる神の御爲なりと説けり、バードレは又明智の子を訪問せしが、其努力は大に満足とせられ、彼より道中保護状を受くることゝなれり、若し之なくば、我徒は途中大に虐待を受くる危険ありき、蓋し此頃道路は破壊せられ、諸國を通じて、盜賊充滿せしが故なり、この道中保護状と明智の從者の爲め、バードレ・オルガンテイノは、之に厚く禮を述べ、印度の傘一本を贈りたり、我徒は無事に都に到り、携帶したる物も安全なりき、同地にては、既に死したりと思ひたる彼等の意外にも到着せしを見て、バードレ・イルマン等の喜悅一方ならざりき、明智が、我徒の其敵なる多數のキリシタンの兵士等と親密なるを知り乍ら、此の如く容易に去らしめたることは、實に神の奇蹟に依れるなり、○上下略

〔訂正〕日本西教史

第八卷

〔歐文材料第三號譯文〕

明智既ニ都ヲ確保シ、信長ノ財寶總テ壯麗ナル安土ノ町ニアルコトヲ熟知セルカ故ニ、此地ヲ奪ハン爲メ、速ニ兵ヲ遣レリ、安土ノ守將彼ノ計圖ヲ

光秀安土
ニ入ル

安土ノ財
寶

聞キ、遽ニ湖水ノ入江ニ架シタル橋ヲ撤ス、此橋ハ敵兵ノ通過スヘキ所ナリ、師父等ハ、明智カ此橋ヲ修復スルノ間、少年學林ノ子弟ト共ニ、其處ヨリ少許ノ里程ヲ隔ル小島ニ逃レ、此ニ教堂ノ飾具ヲ運フ時機ヲ得タリ、明智復橋ヲ架シ、市街ニ入り、城郭ヲ陷セルニ、大ニ防戦スルモノナク、其獲得セル財寶ノ額ハ量ルヘカラス、信長之ヲ堆聚スルニ十五ケ年ヲ費セルカ、其命ヲ奪フ不信ノ人ノ有ニ歸ス、此ノ如キハ世人多ク行フ所ニシテ、勞力以テ財ヲ積ミ、未見ノ人又ハ己ノ敵ニ之ヲ奪ハル、

明智ハ此ノ高價ノ獲物ヲ部下ニ分チ、一人ニハ一萬デユカ、又一人ニハ二萬ヲ與フ、故ニ信長ノ吝嗇不仁ヲ以テ、多年堆聚シタル財寶ハ、三日ノ内ニ明智ノ爲ニ費耗セラレ、明智ハ此財ヲ獲ルヲ満足トセス、尙ホ市街ヲ奪掠シ、而シテオルガンテイノ師カ、學林ノ子弟ト共ニ附近ノ島内ニ避ケタルヲ知り、之ニ命令シテ曰ク、ジュスト右近殿ヲ我軍ニ應セシムルヲ得ハ、我レ基督信者ヲ保護シ、且信長ノ加フル所ヨリ、尙ホ過分ナル恩惠ヲ與フヘシト、オルガンテイノ師之ニ答ヘ、右近殿ヲ公ノ軍ニ附ケシメン爲メ、力ノ及フ丈ケハ務ムヘシト云フ、○下略、長房、秀吉ニ與シ、光秀ノ軍ト山崎ニ戰フコトニカ、ル、本月十三日ノ條ニ收ム、

〔參考〕

〔續本朝通鑑〕

二百一十

庚寅

光秀發洛赴安土、山岡景隆、其弟景佐、燒勢多橋防之、光秀遣使說景隆兄弟曰、屬我盡忠、則可加采地、景隆曰、我非可與逆

臣者、光秀入坂本城、令鄉民等修橋、○景隆、勢多ノ橋ヲ燒ケ、
ト、本月二日ノ條ニ見ユ、

辛卯、光秀以勢多橋成、故發坂本到安土、諸士降服者多、光秀入城、散金銀分與

家士等、而光秀遣降士多賀氏、布施氏於日野、招降蒲生父子、不從、且罵辱多賀

布施、二人歸、請攻日野、光秀催兵、北畠信雄率勢州兵陣鈴鹿、議討光秀、蒲生氏

遣幼女於信雄陣、以爲質、而請援兵、信雄諾而到土山、爲之援勢、

〔武家事紀〕

九 續集譜傳四

惣見院殿織田平
信長公

光秀既ニ信長公父子ヲ弒ケレハ、威ヲ洛中ニ振、乃二日ニ、諸國ニアル己カ味方タルヘキ者ノ方ヘ牒狀ヲ遣シ、父子ノ惡逆即時ニ討果、洛中靜謐ノ事ヲ示シ、洛中ノ町人ニ地子錢ヲユルシ、祠堂銀ヲ五山并ニ大德妙心兩寺ニツカワス、禁裏ヨリ勅使度々來ル、京中ノ町人伎藝ノ名アルモノ、音物ヲサ、ケテ是ニ追從ス、光秀、信長公ノ死骸ミヘサルヲ以テ不快トス、人糞ヲ送ル、コレヲ食ニ、ソノツ、ミクサヲトラスト云々、而先安土ニ赴ク、安土ニ參

氏郷實ヲ
信雄ニ出

天正十年六月五日

二四〇

勤ノ大名モ、追々上洛ノ心得ニテ、或ハ妻子ヲツレ、或ハ其身計入洛ノ志ノ處、公父子弑セラレ玉フコト、顔齋ト云公ノ草履取カケモトリ、コノ事ヲ告、是ニヨツテ安土ノ侍中町方忿劇シ、或ハ己レカ分國ニハセ下リ、山小屋ニ取ノホル、地下ノ濫妨人所々ニ推入ル、光秀ヤカテ安土ニ至ルト云、是ニヨツテ山岡ハ瀬多ニ出テ、橋三間ヲ焚テ、光秀カ通路ヲ斷、六月三日、蒲生右兵衛大夫賢秀、ソノ子忠三郎氏郷、公ノ北方并若君達ヲ己カ日野城ニ入マイラセ、安土ヲ明ク、此城公年來心ヲ入テ取立、天下ノ奇珍ヲアツメヲキ玉フヲ、一時ニ灰燼トセンニ不忍、濫妨ノ輩ヲ堅クフセカシメテ、日野城ニ楯籠、光秀安土ニ趣^⑤ノ所、勢多ノ橋ヤケヲチタレハ、乃坂本ニ入ル、而ノ四日ニ安土ニ到リ、金銀ヲコトノク士卒ニ分チ與ヘ、名物ノ刀脇指諸器ヲソミ次第ニ諸將ニ與ヘ、乃多賀新左衛門尉布施藤九郎ヲ以テ、蒲生父子、光秀ニ屬センコトヲ告ク、賢秀不肯、兩使云、日野城ハイマタ生壁也、籠城不可叶、イソキコレヲ可攻ト、光秀ニツク、光秀乃左馬助ニ安土ノ城ヲアツケ、佐和山ニ荒木山城守父子ヲ入置、其身ハ上洛ス、コ、ニ前田利長安土ニアリシカ、妻室^{信長}公女トモニ上京見物イタスヘキ由、公カネテ命セラレテ、二日ニ安土

賢秀父子
安土ノ濫
妨ヲ防ガ
シム

前田利長

ヲ立テ上京路次ニテ此事キコヘテ、下人皆落失、妻女ノ乗物ヲカクヘキモノモ無之ノ、妻女ヲ馬ニノセ、譜代ノ侍トモ馬ノ口ヲ取テ、尾州前田カ在所荒子マテコレヲ退、利長ハ安土ニ歸リ、ソレヨリ日野ヘコヘテ、勢州松島ニ行、北畠信雄ソレマテ途方ニクレテ愁歎、利長ニ對面ノ安土ノコトヲ尋、利長云、先兵ヲ安土ニ出サレ、弔合戰可然ト云、^{廿歲}利長、信雄コレニ同ス、日野ヨリ人質^{賢秀女}ニ出シ、日野ノ後責ヲ信雄ニ乞フ、信雄乃人衆ヲ催シ、江州土山マテ出勢、コレニ因テ、日野城モ未賊來攻サル也、

〔蒲生記〕

上 信長公御自害、付日野籠城事

明智日向守光秀ハ、急江劬安土馳下、城ヲ請取テ守シカハ、當國住人等我モ々々ト降參ノ、光秀カ麾下ニ不屬者一人モナシ、爰ニ蒲生^{左兵衛}太夫賢秀、子息忠三郎氏郷ハ、信長公ノ御恩何ノ世ニカハ報シ奉ヘキ、只一戰シテ腹搔切御供センニハ不如トテ、日野城ニ楯籠リ、城ヲ拵ヘ、人數ヲ被催ニ、宗從^從ノ人々ニハ、小倉豐前守、子息孫作、林藏人、小倉又次郎、三雲新左衛門尉、外池周防守、町野備前守、子息左近將監、儀俄三河守、子息忠兵衛尉、音羽左馬允、三木式部丞、小谷越中守、中村右近太夫、和田左近太夫、青地勝兵衛、寺倉助兵衛

氏郷父子
光秀ニ降
ラズ

氏郷ニ歸
屬ノ諸氏

天正十年六月五日

二四一

尉、北川佐渡守、内池備後守、子息孫三郎、森信濃守、森民部丞、新伯耆守、上野田主計助、北川平左衛門尉、外池甚五左衛門尉、稻田數馬助、室本伊豆守、結解勘助、結解十良兵衛尉、岡宗左衛門、町野新助、同主水佑赤佐隼人祐、河井新左衛門、横山喜内、布施三河守、馬淵□、安井□、高橋常陸介、大森左近進、種村大藏大輔、葛卷隼人、□古屋奎允、福滿次郎兵衛、滿田内藏丞、小原義介、滿田九郎左衛門、小澤新兵衛、種村傳左衛門ヲ始トシテ、一千五百餘騎トツ聞ヘシ、光秀此由ヲ聞テ、使ヲ以申ケルハ、今度光秀ニ同心タラハ、近江半國扶助セント云送ケレト、曾テ蒲生父子同心セラレス、當國ノ住人多賀豊後守、布施忠兵衛、此人々モ明智カ方ニ候ヒシカ、何モ無疎意人ナレハ、罷向テ異見ヲ申候ハントテ、日野ヘ立越、以使再三諫シカト、賢秀、氏郷共ニ兩人ヲ寄セモ不付、マシテ對面ニモ不及被返答ケルハ、武者タラン者、恩ヲ知ヲ以人トハ申候ソ、御邊達ノ降參ヲ能ト思給ヒテ角宣カト嘲ラレテ、口惜ヤ有ケン、兩人馳歸テ、光秀ニ申ケルハ、蒲生父子以外奇怪ナル者ニテ候、急ニ御退治有ヘシトソ申ケル、中ニモ布施忠兵衛進出、當時日野城普請仕、塀矢倉生壁ニテ候ヘハ、破リ安ク候ハンスラン、一日モ早ク寄サセ給テ可然候ト申ケレハ、

多賀豊後守 布施忠兵衛

信孝信澄ヲ殺ス

信雄日野ニ後援ス

氏郷質ヲ信雄ニ致ス

光秀、此義尤也トテ、比志々々ト拵、已ニ打立ントシケル處ニ、信長公ノ三男神戸三七信孝、堺ヨリ引返シ給テ、光秀カ婿織田七兵衛尉信澄、大坂ノ城ニ御座ケルヲ取籠テ攻破リ玉ヘハ、信澄生年二十五歳ニテ自害シ給ケリ、是ハ信長公ノ御弟織田武藏守殿ノ子息也、信長公未タ尾張國ニ居給時、武藏守殿謀叛シ玉フニ依テ討申サレケリ、去ハ其恨アル上、明智カ婿ナレハ、謀叛トソ聞ヘシ、光秀此由聞テ、サラハ急キ攻上ラントテ、安土ニハ明智彌平次ヲ殘置、人數ヲ揃テ日野ヲ攻ヨト下知ノソ駈上ケル、北畠中將信雄朝臣モ、伊勢國ヨリ多勢ヲ引卒メ上給フカ、賢秀父子ノ籠城ヲ聞玉ヒテ加勢シ玉ヘハ、氏郷ノ養子二歳ニ成玉ヲ、信雄へ人質ニ渡シ進セ、彌無二ノ赴ヲ被申ケル、信雄モ近邊ニ陣ヲ張テ引ヘ玉フ、○上下略、蒲生軍記、及ヒ史籍集、本氏郷記、大抵同シ、群書類從本蒲生氏郷記、此條ヲ關ク、此

〔北畠物語〕 六 蒲生籠城の事

其後明智光秀江州へ馳下り、安土の城をうばひ取る、諸家おぼくおをふまゝふ、但蒲生左兵衛太夫賢秀、同子息忠三郎氏郷、此兩人の義を重じ、命をのろくし、少も動せず、信長公の御臺若君姫ぎと達を引取り、日野の谷に籠

信雄土山
ニ至ル

る、并一族の諸家都合一千餘人加勢籠城し、光秀は敵對せ、爰は多賀新左衛門尉、布施藤九郎、明智が下知をうき、和談のためは日野の谷へ立あえ、蒲生をいさめて、和談を促くるふ、蒲生父子、兩人が不義をあざむきて、一言の返答も及ばず、多賀、布施いさごをり立歸て云、當時日野乃城造作の最中にて、とくく生壁也、急は責給くまゝるべきよしをまゝむれば、明智尤もおもひ、諸勢をよやし、日野乃谷へをもぞかんとは、其は北畠中將信雄、勢州の軍勢を引具し、鈴鹿の坂へ打出給ふ、蒲生おまゐら得、使者をつく加勢を乞ぬ、氏郷無二の忠心をあらわさんぶさめ、二歳の娘を人質としく送らる、信雄よろこび、本陣を江州土山ようつさを、日野の城をすくい給ふ、

〔明智軍記〕

九 安土城以下開退事、附光秀京都政務事

去程ニ、江州安土ノ城ハ、信長公居住ノ所ナレバ、不攻取シテハ叶マジトテ、明智左馬助光春ヲ大將ニテ、荒木山城守行重、同友丞重伸、妻木主計頭範賢、四王天又兵衛政實、今峯新介泰正、三宅周防守業朝以下三千餘騎ヲ差遣處ニ、勢田ノ住士山岡美作守景隆此由ヲ聞テ、路次ニ有ナガラ、阿容々々ト通

光秀秀滿
ヲ安土ニ
遣ス

荒木山城
守佐和山
妻木主計
頭長濱ニ
入ル

蒲生賢秀
山崎片家

スベキニアラズトテ、勢田ノ橋二十餘間焼落シ、往還ヲ指塞ギケレ、山岡小身ナレバ、一戦ニモ不及シテ、田上ノ奥へゾ引入ケル、依之左馬助ハ膳所ニ扣へ、先手ハ山田矢橋ヲ航シ、其内ニ假橋ヲ營テ、勢多ヲハ難ナク打越、安土ヲ指テ發向スル處ニ、城代ノ輩、信長公御生害ノ由ヲ聞テ腰ヲ拔シ、足手モ痿ル心地セシバ、可防戰事ヲ忘レ、日野谷其外へ散々ニ成テ落行ケレバ、明智ガ軍勢ハ、干戈ヲ動サズシテ、輒ク城ヲゾ乗取ケル、佐和山、長濱ナド、コトノニ退散シケレバ、佐和山ノ城ニハ、荒木山城守行重父子、長濱ノ城ニハ、妻木主計頭範賢、ゾ入替リケル、將又山本ノ住士阿閉万五郎ト云者、先日ヨリ明智ニ一味シテ、是モ長濱ニゾ籠リケル、信長公ノ野へ置給ヒシ金銀財寶ハ、夥敷安土ノ城ニ有之シヲ、悉ク奪取テ京都へ指上セケレバ、日向守光秀、則財寶ヲ家來共ニ分與ケリ、上下略、光秀、京都ノ地子錢ヲ免除スルコト等ニカ、ル、本月九日ノ條ニ收

〔増補筒井家記〕

乾 去程ニ、前田を以德善院安土山ニ走來、今度明智企叛逆、信長公

御父子御生害、近士何モ討死、且信忠卿ノ遺命ヲ、委細城代右兵衛大夫賢秀、城番山崎源太左衛門信家守志摩ニ會テ語りケリ、先立テ安土山へモ聞へ

光秀明智
左馬介ヲ
シテ安土
ヲ奪ハシ
ム

安土城番
兵ナシ

阿閉萬五
郎阿彌陀寺
面譽

ケレハ、各々評義シ、兩亡谷ノ御後室、信忠卿ノ長子三法師、並ニ男女ノ御幼子四人、其外女房達ヲ賢秀相伴ヒ、己居城同國蒲生郡日野へ引退ケリ、金銀調度等ハ、依如安土城ニ殘シケリ、同日光秀カ下知トシ、明智左馬介光春ヲ爲大將、荒木山城守、同友之丞、妻木主計、四王天又兵衛、今峯新介、頼母長子三宅周防守、長子等五千餘人ニテ發向ス、山岡美作守景隆、勢多橋ヲ二十間計リ燒落シ、往還ヲ塞トイヘ、三百人ニ不足程ノ無勢ナレハ、一戰ニ及ハス田上ノ奥ニ引入ケリ、左馬介ハ膳所ニ扣ヘ、先手ハ山田矢橋ヲ航シ、其内ニ浮橋ヲ渡シテ安土ニ至リケルニ、番兵ハナク商濃人番役スル計ナレハ、無左右城内ニ入、金銀名器ヲ取、光秀及ヒ諸士ニ送り、諸調度八木ヲハ我麾下及ヒ江州ノ諸士、并ニ僧侶等ニ與ヘ施シテ諸人ヲ懷ケ、安土ニ在城シテ、江州ヲ治メントハカリ、策ヲ問ラシケル、佐和山城ヲ明退ク、荒木山城守父子入代ル、長濱城ヲ明渡ス、妻木主計入移ル、江州山本住士阿閉萬五郎淡路守弟ハ、元來光秀ニ志シ深カリケレハ、同長濱ニ籠ル、同日阿彌陀寺ノ面譽上人、信長公父子ニ懇情、且光秀ト入魂ナレハ、向州カ赦シ得、二日ニ討死ノ敵味方ノ諸士等ニ法名ヲ授ケ、過去帳ニ記シテ追福ス、光秀ヨリ砂金二袋ヲ送り、

光秀ニ歸
屬ノ諸氏

○中略、光秀、神社佛寺ニ物ヲ寄セ、京都ノ地子錢ヲ其後近國ヨリ馳加ル與免除スルコト等ニカ、ハ、ル、本月九日ノ條ニ收ム、其後近國ヨリ馳加ル與力ニハ、伊勢安房守、同主水、同監物、上野筑後守、同大學、伊藤志摩守、杉原讚岐守、同伊織、後藤喜三郎、磯野彈正、阿閉淡路守、貞秀、同万五郎、大澤甚四郎、多賀新左衛門、鳥山主殿介、久徳六左衛門、逸見奎允、香川刑部、畑田主馬介、庄田權之介、松本主膳、岡八郎大夫、平田六郎次郎、淺美隱岐守、櫻井新五左衛門、高橋虎之介、福岡十大夫、五十嵐源八郎等、其外牧島、岡部、片山、高屋、日下部、鈴木、深澤、竹嶋、都筑、落合、西澤、近藤、渡邊、井上、留島、小倉、大沼、清水、高瀧、唐澤、玉繩、神谷、辻村、由良、吉岡等也、光秀ノ威光朝暉ノ如ナリケル、○下略、光秀、細川藤孝父、

〔林鐘談〕

坤 明智左馬助安土城へ馳向處ニ、御臺公達を伴ひ申、蒲生賢秀日野城ニ引入、諸士皆退去の處なれり、干戈を不用、木村方々城を受取り、此由坂本城へ注進申送れり、光秀公安土へ來り、城中の金銀を取出し、家子從輩ニ是を分ち與へ、今度の戦功を褒美し、且珍寶重器の分り、是れを檢し、坂本城へ運入せり、扱賢秀より日野城へ楯籠り、信長の恩顧の輩を招き、段々人數馳加る由聞せり、布施忠兵衛を命して、足下同國年來の朋

光秀近江半國ヲ以テ氏郷ヲ招ク

近江ノ人實ヲ坂本ニ送り入ル

津田勝長蒲生賢秀

友をせり、賢秀父子を味方ニ勸め可入と有るば、日野へ到來し、近江半國可被送由かれり、明智殿の味方へ可被參と勸り、蒲生父子中々承引せき、剩へ大ニ嘲り恥めり、布施立歸り、蒲生か惡口を語て、日野籠城ニ付、頃日の普請をせり、塀矢倉共ニ生壁かれり、攻破り安るへき、早々押寄を攻抜給ふると申勸ニ付、いさや取懸らんと出軍せ、此時江州の諸士味方へ屬せる輩の人質どもを取集め、坂本城へ送入ニ付、出陣一兩日延引の所ニ、信雄を始め、信長恩顧の面々京へ馳出、攝州ニ在陣の輩と手を合せ、五畿内を取敷風聞頻の由、所司代の諏訪方へ急夜告しかば、王城を敵の手ニ入せり、此功空しあらん、日野城後て可攻抜と、左馬助ニ申合、安土城ニ渠を殘し、坂本城より、嫡男自然丸を殘し、佐和山城を安土、坂本兩城の繫と定、荒木山城守父子を入置て、光秀を京都へ人數を引具、立出り、

〔武徳編年集成〕二十 六月七日、○中略、安藤伊賀守、兵ヲ擧ケレコ、安土ノ城ノ留守ニハ、本丸ニ津田源三郎勝長、副使六人、二丸ニ蒲生右兵衛大夫賢秀、副使十一人アリ、頃年信長濃州ノ中村信忠ニ讓ラレ、彼國人ヲ信忠ノ親兵トシ、信長ハ安土ニ移徙ノ時ヨリ、江州ノ國士等、旗本組トシ、安土ニ在勤

安土在番スノ衆離散

安土城ヲ木村二郎左衛門預ク

スル輩、京極小法師高次、後任若狹守、山崎源太左衛門片家、多賀新左衛門秀家、池田伊豫守景雄、同孫次郎秀氏、小川土佐守祐忠、後藤喜三郎綱明、久徳六左衛門、布施藤九郎、阿閉萬五郎以下在在所ニ歸リ、光秀ニ屬セントス、如斯折柄ニモ、元ヨリ勇義ノ蒲生賢秀、聊モ動セス、安土籠城ノ設ヲナス、其子忠三郎氏郷ハ、居城日野ヨリ來リケルヲ、河井ニ屯シ、後援スヘキ旨ヲ諭シ遣ス處、其餘安土在城ノ族、周章戰慄ノ、信長ノ御臺幼君等ヲ携へ、蒲生カ采邑日野へ退クヘキコトヲ欲ス、賢秀肯ハスト云ヘ、止コトヲ得ス、氏郷カ河井ノ屯ニ達シケレハ、氏郷日野ヨリ肩輿五十丁、鞍置馬百匹、馱馬百匹ヲ呼寄、其勢五百餘ニテ馳來、御臺以下婦女悉ク守護シ、金銀財寶聊モ眼ヲ觸スノ、城郭凡ニ暫ク代官木村二郎左衛門ニ相渡シ、父子遂ニ日野仁聖寺ノ居城ニ歸リ、勇卒ヲ善隆院ノ上ノ壇ニ出シ置、大森口ニ柵ヲ振テ、其兵僅ニ千五百、逆徒ノ襲來ヲ待ト云々、然ノ光秀ハ勢田ノ橋ヲ補續シ、漸ク安土ニ來リ、貨財金銀ヲ略シ取り、或ハ士卒ニ配分シケルカ、仁聖寺ノ嶮ト蒲生カ武略ニ恐レ、彼地ヲ攻ルコトヲ得ス、于屹勅使安土ニ下向アリ、江濃ノ寄合勢、足利柳營ノ舊臣伊勢與三郎貞興、諏訪飛驒守、番頭大炊介等、辟參シテ光秀ニ從フト云へ

天正十年六月五日

二五〇

凡諸侯大夫來リ屬スル者一人モナク、剩ヘ光秀カ婿細川忠興、其妻ヲ離別
 ノ光秀ト義絶ス、光秀ヨリ攝津一國ヲ授クヘシト申送レ、猶更爪彈ノ是
 ニ應セス、信長ニ所領ヲ奪ハレシ伊賀ノ浪客、光秀ニ屬セント頻リニ蜂起
 シ、瀧川三郎兵衛カ丸山ノ城、仁木友梅カ平樂ノ城ヲ圍ミ攻ル、和州ノ筒井
 順慶ハ光秀ニ與セス、然ルニ頃年信長ヨリ宇治桂島ノ城ヲ賜リケル、井戸
 若狹守良弘ハ、其二男忠右衛門治秀事、明智カ婿ユヘ、彼城ヲ守リ光秀ニ屬
 スト云々、武田孫八郎元次（明）去々年以來、本國若狹ノ内小知ヲ賜リテ住シケ
 ルカ、時ヲ得タリト蜂起シ、江州佐和山ノ丹羽長秀カ居城ヲ攻ル、留後ノ兵
 微ニノ終陷ル、

武田元明

井戸良弘

〔畿岐京極家譜〕

坤

同十壬午年五月二日、信長卿爲明智日向守光秀被弑

山田八右衛門等長濱ヲ圍ム

京極高次光秀ノ部將トナル

秀吉堀秀政ヲシテ高次ヲ索

訖、光秀之侍山田八右衛門、藤樹喜兵衛等、攻圍秀吉公母堂所籠給之江州長
 濱城、此時光秀使高次爲將、是江州一國欲屬吾手、而勾引淺井郡山本住人安
 土萬五郎之處、萬五郎領狀之、告高次欲再起京極家、集江北諸浪人等、以高次
 爲將、令出陣訖、秀吉公母堂出城而逃去云云、光秀滅亡後、秀吉怒之、誅戮萬五
 郎、亦欲誅高次、高次密隱坂田郡清瀧寺、京極家代々菩提所也、秀吉公使堀久太郎秀政

メシム

高次勝家ヲ特ム

尋求之、秀政先祖次郎京極代々家臣也、依有此因、密使人通其趣於高次、故高
 次遁出清瀧寺、隱于柏原民屋、主小谷氏清兵衛、使高次忍于今須山中、隱置岩
 窟中矣、秀政促士卒、取圍清瀧寺、寺院增坊及近邊村里山林等、雖探求之、不能
 獲高次兄弟、而引取士卒訖、高次居于窟中三四日、小谷氏作樵夫送食養之、既
 而高次出於窟中、夜々忍行而赴越前、特柴田勝家、勝家妻號小谷御方、元淺井
 長政妻也、其息女等、依爲高次之從弟也、於是、以彼中女嫁高次、○寛政重修諸家譜京極
 事ナシ、高次譜異

信雄常善寺ニ禁制ヲ掲グ

〔常善寺文書〕

江〇近

禁制

常善寺（與大野）

- 一 軍勢甲乙人亂妨狼藉事、
- 一 伐採竹木事、
- 一 陣取事、

○北畠信雄、近江常善寺、美濃南宮、府中ニ禁制ヲ掲グルコト、日野城ヲ
 救ハントシテ、兵ヲ近江ニ出スコト、及ビ伊賀ノ一揆ヲ平グルコト等、
 便宜左ニ合致ス、

天正十年六月五日

二五一

天正十年六月五日

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩者、可加成敗者、仍下知如件、

二五二

天正十年六月日

(花押)

〔南宮神社文書〕

濃○美

府中南宮

南宮(不詳)地下並府中

禁制

一甲乙人等亂妨狼藉之事、

一陣執放火之支、

一伐採竹木并棟別門並等申懸之支、

一常樂會覃退轉之事、

一近年收納分神領已下令違亂支、

右條々、堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾年六月日

信雄(花押)

信雄鈴鹿
山ノ麓ニ
陣ス

〔羽前織田家譜〕 信雄 同十年壬午六月、本能寺ノ變ヲ聞、兵ヲ率キテ鈴鹿

日野城ヲ

山ノ麓ニ陣ス、時ニ明智光秀、近江國日野城ヲ攻ントス、城主蒲生氏郷援ヲ

シテ土山

モトム、是ニ於テ陣ヲ土山ニ移ス、既ニシテ光秀誅ニ伏スルノ由ヲ聞、兵ヲ

ニ出陣ス

收メテ還ル、是ノ月伊賀復亂ル、信雄家臣瀧川三郎兵衛雄親ヲシテ、之ヲ擊

伊賀ノ一
揆ヲ平ア

チ平シム、上略

小川長保

〔寛永諸家系圖傳〕四八 小川長保新九 實ハ長正ウ弟ナリ、信雄ハ其ノ

蒲生賢秀
信雄ノ來
援ヲ乞フ

ヘ、兄長正ウ遺跡ヲつく、天正十年、明智日向守光秀、信長ヲ弑スルとき、安土

野ニ赴援
セシム

ノ留守居蒲生右兵衛大輔賢秀、使者ヲ信雄ヘつゝ、ひきまやゝ兵ヲ發給

長保石原
ニ到ル

ハん事を請、其ノせき長保、土方彦三郎ヲをけて、信雄ニ申答ス。去二月、兄

信雄長保
ナシテ日

長正ウ遺跡ヲたまぬ、恩ヲ報せんことこのときあり、益びにくる長保ヲ

長保石原
ニ到ル

して安土ヘをむむらしめ給へとなり、然といへども、信雄あへく許容なし、

野ニ赴援
セシム

こゝをみて、明智の兵安土よりぬ、このせき長保をして、日野の加勢と

長保石原
ニ到ル

云ふまふより、六月八日、長保日野の先登よく、江州石原陣

信雄氏郷
ニ先鋒ト

をせよ、同十三日、信雄兵ヲ安土ヘきしむけ、明智彌平次ヲせめんとして、蒲

長保石原
ニ到ル

生忠三郎氏郷ヲをつて先登とせ、おほひて長保氏郷ヲ告ていとく、今

野ニ赴援
セシム

朝彌平次安土の城ヲ火ヲとなし、しをささるよし、仄聞間、たゞこれよ

長保石原
ニ到ル

りまゝ、草津へむりぬるへし、氏郷對ていとく、昨夜諸軍とあひ約せ、い

野ニ赴援
セシム

これを變るとき、諸軍のこゝをささるよし、時刻を又移るへし、ま

長保石原
ニ到ル

まみやゝの安土へおむくおまゝのしとなり、長保やむ事ヲ得て、安土

明智秀滿
安土城ヲ

天正十年六月五日

二五三

燒キテ退去ス

一揆松ケ島ニ集ル

信雄瀧川雄利ヲシテ一揆ヲ討タシム

柏原城ヲ攻ム

長保ノ戦功

宮田城

天正十年六月五日

二五四

あいたれむ、あんのこごとく城お火をとち、彌平次までお退去、
 同年六月、伊州お住まゐる信雄旗下の兵、明智り逆心を聞、をのく、其の城を
 すと、勢州松賀嶋おあつ乃は、このせきおをひく、最前征伐をなすころの
 國士の殘黨等國城おみよを入、信保(雄力)となと怒て、同年七月、軍兵を柏原瀧
 野城おさしはらふ、瀧川三郎兵衛(善利)秋山右近等軍將より、數日の後、秋山瀧川
 加勢をこひぬ、長保、信雄の命をうけさぬり、尾州清洲より、せぐお柏原お
 とせむりひ、これをせむ、きてに八月六日夜おをよひて、國兵長保り陣お亂
 入、長保り兵命をすて、いとみよふ、このとき長保、武信と鎧をあて、
 武信、長保が腕をつくといへども、長保、武信り胸板をけい、これを討捕、長
 保が家人を、又林某といふ者とおひぬ、おひ、共よ討死せ、林某の城中一方
 の軍將をり、このゆへお敵兵利をうしなひ、ひきまきりぞく、此とき信雄感狀
 をさつく、
 同年九月、伊州宮田城をせむるとき、長保大手おむるひくせめ、さうひ、ま
 くよ二丸よ乗入ところよ、本田六右衛門、多屋甚丞と名諷て、鎧をひつさけ
 す、冗きさる、長保をはさ鎧ををけく、甚丞とおひまし、さり互よ疵をかう

一揆永田城ヲ襲フ

嶋ノ原

雨乞城

天正十年六月五日

二五五

ぬる、然といへども敵兵大勢きをひきさるよよりて、味方つるよ勝ましき
 事をおもひ、せくよ引退りんとまゐるせき、敵兵勝よ乗くこれを抜ふ、長保を
 かひち馬をうへし、ぬせきさうふ事三度おし、つるよ青野、瀧岡二人を
 うちとりくひきまきりぞく、木造左衛門佐、からひよ長木、福屋等の三人、永田
 の城よ居せしせき、敵兵毎夜をそひきさる、こゝおをひく、瀧川三郎兵衛お
 ひさうらひ、長保をし、彼三人よ換く、この城をほもらしむ、然と敵おを
 をそひ來る、長保或日、究竟の兵をえらひく、虎落のうちおひくし、且肝要の
 地おをひく、鐵砲をぬせ、敵の來るを乃つところお、その夜敵兵又をそひき
 さる、せきよ長保り伏兵突出く、これを追、敵兵度をうしかひく、大よ敗北を、
 これよりのち、敵又來るものなし、
 同年十月、伊賀國嶋の原をせむるとき、池尻平左衛門、からひよ長保一方の
 軍將とあまうとせむりひ、郭外の櫓より、河内境よいさるまで、ことごとく
 火をとちちて引退處よ、敵兵これをおふ、長保りへしあてせ、服部傳助と鎧
 をあひせく、これを追とらふ、
 同年十一月、信雄尾州の兵をし、伊賀國雨乞の城をせめしとき、津川玄蕃(義を)

天正十年六月五日

二五六

助をせりて軍將とて、すては軍明日とあひさゝむるをころよ、信雄、土方彦三郎を使者としていそぐ、數日の後上洛あるへし、この軍にみやゝに尾州あかへほへしと也、おれよりて、諸兵ひきえりそくとき、田丸中務ならひは長保殿より、きてお河井の北高橋といふるとき、服部傳助衆をひきひく、後よりまゝみ來る、長保りまゝあひさゝむひ、これを追えらいぬ、又尾張衆十八あつて、柘植口といふりひきえりぞくとき、敵兵これをおふ、長保郎從三人、からひお鐵砲五十挺をせりて、これをまぐふ、このゆへは衆みあつぬる事を得たり、

〔北畠物語〕

六 伊州蜂起の事

信長公御他界の折を得て、伊賀の一揆等又蜂起し及ぶ、先年の意趣あよつて、福地方○伊勢國司記略を追出し、おを討ほろぶさんとし、瀧川に背き、池尻を責め、仁木お城を打うこせ、信雄土山在陣の比、伊州より仁木入道友梅使者を以て、右の趣言上し、加勢を乞ぬ、信雄同意あつて、澤源六、秋山右近、芳野宮内少輔、天野作○木造記、左衛門尉、本多左京亮、下村仁助等あつ下知したまひ、同六月九日、諸勢伊賀の國へ發向す、先手合の合戦は、本多お侍森八

仁木友梅
信雄ノ救
援ヲ乞フ

瀧川雄利

郎左衛門尉討死す、同月下旬、一宮の城主森田入道淨雲、寄手よせりて鐵砲を打おくる、澤、秋山等すゝんで寄する所は、本多勢一番は塀を乗破る、此とき本多左京亮眞先よの逸出づ、左右は高嶋次郎左衛門尉、同舍弟椋右衛門尉すゝ、前後は高嶋孫兵衛尉、中西清次兵衛等、以下五人の勇士城中よとぐれ入る、敵を八方へ追まはり、いづれも高名數をばくは、中よは高嶋孫兵衛の、森田淨雲とてさしあひく、終におを討取る、其時諸勢一同お城の中へせめ入り、おもふまゝよを落して、勝時○(雄利)を上せ、火をとかつ、かくて伊勢侍をのゝ、軍士引取せり、又瀧川三郎兵衛武威をふるひ、音羽の城を責取らんとするよ、味方たやく討死せ、まゝも瀧川元來智謀武邊すぐをされば、はるよ伊州南北の一揆をことごとく退治せ、人々おをほめあへり、○勢州軍記大抵同

〔蒲生文武記〕

二 賢秀安土城退事

○上略、蒲生賢秀、安土城ヨリ去程に、信長公父子御腹召由、三男信孝公聞召、父の孝養に明智を討果さんとして御上洛ありけり、泉州湯浦をは、三日の暮に御發足ありて、先大坂へ打越、明智か賀織田信澄を討崩たまふ、次男北畠

天正十年六月五日

二五七

信雄坂下
ニ陣ス

一宮ヲ攻
陥ス

鬼頭内藏
助

伊藤安仲

天正十年六月五日

二五八

信雄は、松賀島より打て御上洛あり、其日は坂下に陣取給ふ、蒲生氏郷も日野より馳加けり、然處に伊賀國に一揆起の由、仁木入道友梅早馬を以て申上ければ、澤源六郎、秋山右近、芳野宮内を大將とし、天種佐左衛門を軍奉行とし、先一宮を攻落しける故に、信雄は二三日逗留ありける、其内に信孝は大坂より打上り被申けるに、羽柴秀吉、池田信輝、丹羽長秀、堀久太郎、高山右近、中川清兵衛發加て、遂に明智を無故退治あり、

〔正武將感狀記〕

五 信雄雖聞信長之薨不信之事

信長ノ二男信雄ハ、信長ノ弑ニ遇タマフ事ヲ聞ザル先ニ、鬼頭内藏助ヲ京都ニ使シテ、信長ノ動定ヲ伺ガハル、鬼頭山科ニ至ルトキ、伊藤安仲ニ逢リ、安仲ハ信長ノ笛ノ役ナリ、安仲、鬼頭ヲ見テ、是ハ何方ヘト云、鬼頭ハ又安仲ニ、今何ノ故ニ此ニ來ルヤト問、安仲涙ヲ流シ、貴方ハ未知ズヤ、信長ハ今朝明智ガ謀反ニヨツテ弑セラレ玉ヒヌ、我等ゴトキノ者ドモ、圖方ニクレテ、行エモ知ズ迷出タリト云、其時朝日ノ山端ニサシ昇ル比ナリ、鬼頭且驚且疑フ、安仲、イツハリモ事ニコソヨレ、今信長恙ナクマシテ、我等カ、ル大事ノ僞リヲイハ、豈日本ノ地ニ身ヲ置處アラシヤト云、鬼頭然ラハ此

信雄信長
ノ死ヲ疑フ

信雄遲疑
シテ出陣
延引ス

天正十年六月五日

二五九

ヨリ立歸テ、其方ノ言ヲ以テ信雄ヘ申上ベント云ヘバ、安仲尤ニ候、證據ノ爲メ、信雄ノ御覽ジ覺ラレタル物ナレバトテ、小刀ヲサシ替、信雄ノ居城伊勢ノ長島ニ乗モドル、其日ノ晚景ニ、三十里餘ヲ馳著タリ、然ドモ其馬ツカレズ、希代ノ駿足ナリ、サテ其趣ヲ申セドモ、信雄信ゼラレザレバ、小刀ヲ出シテ證トスレドモ猶信ゼラレズ、却テ狂氣トオモハル、顔色ナリ、鬼頭、ヤガテ註進候ハントテ、宅ニ歸ル、信雄ノ伽ノ者梅心ヲシテ、鬼頭ヲ訪テ、其體ヲ覘ハシム、鬼頭浴シテ、浴衣ヲ著ナカラ、梅心ニ出逢テ、我狂氣シタルカト思召ニヨツテ、其方ニ覘セラル、ナラン、アハレ虚説ニナリテ切腹セバ、大ナル幸マコトニ望トコロ也、虚説ニアラズ、切腹ニ及ザランコトヲ憂ルノミト云、外繫ニ立タル馬ノ湯洗ヒスルニ、嘶テ前ガキス、鬼頭馬ノ健盛ナルヲ梅心ニ自讃ス、梅心歸リテ此由ヲ申ス、日暮ヨリ諸方ノ早飛脚此事ヲ告來レリ、弔合戰今日ヨ明日ヨト云テ、出陣十餘日マテ延引ス、ソノ間ニ、秀吉備中ノ高松ヨリ上テ、信長ノ讎ヲ報フ、是信雄ノ無勇ナリ、コレニヨツテ後秀吉ノ爲ニ領地ヲ沒收セラル、秀吉其制シ易キヲ知テ、害アルベカラズト思ハレケレバ、大和ニ於テ五萬石ヲ與ヘラル、

天正十年六月五日

二六〇

○前田利長、途ニ近江ニアリテ、信長ノ計ニ接シ、越前ニ歸ルコト、マタ便宜左ニ合致ス、

〔前田創業記〕

上

先之瑞龍院殿

依信長之命、擄玉泉院殿而上京

六月二日、

到勢田邊、信長之草履取一若馳來、告信長、信忠爲明智被弑、因令玉泉院殿往尾州、荒子舊領、與村助右衛門、恒川監物等從之、瑞龍院殿欲以才小兵到安土守城、而赴安土、然納家臣之諫、飯越府、既而玉泉院殿亦自尾州、飯府中、玉泉院殿乃信長之女也、

〔加賀前田家譜〕

利長事蹟

十年、利長、織田公ノ命ヲ承ケ、夫人ト將サニ京

師ニ赴ントス、勢田ニ至リ、本能寺ノ變ヲ聞キ、乃チ與村某等ヲシテ夫人ヲ

護シ、難ヲ荒子ニ避ケシメ、親ラ左右ヲ率ヒ安土ニ赴キ、遂ニ松介島ニ往キ、織田信雄ニ勸ムルニ、復讐ノ舉ヲ以テス、信雄之ヲ可ク、使チ復々日野ニ赴キ、信雄ノ命ヲ蒲生氏郷ニ傳ヘ、偕ニ大舉ヲ議ル、明智光秀ノ誅ニ伏スルニ會フ、是ニ於テ府中ニ歸ル、

〔加賀藩歷譜〕

二

十年五月廿八日

公及夫人、信長公ノ命ニヨリ、京師御遊覽ノ爲、府中ヲ發セラレシ處、六月二日、江州勢田ニテ、信長公ノ變ヲ聞召レ、

前田利長
勢田邊ニ
計ニ接ス

利長越前
府中ニ歸ル

利長松ケ
島ニ赴キ
信雄ニ勸ム

織田氏夫人
利長從ヒ
赴テ京都ニ

途ニ信長
計ニ接ス
往テ荒子ニ

信長公ノ履夫市若來、因テ夫人ヲ御舊領尾州荒子ヘ遣ハサレ、恒川齊仁、
右衛門、恒川久次、御急ナリ、所ノ供ナシ、荒子ヘ片付クレヨ、内所カ在付、
候ハ、急キ來ルヘシト、御意ナリ、御召替ノ馬ニ召レ、兩人御馬ノ口ヲ下リ、
尾州ヘ赴キ、返シ、翌日、安土ヘ來ルテ、遮アリシヲ、種々ニ謀テ、荒子ヘ至リ、
付、兩人ハ取テ、返シ、翌日、安土ヘ來ルテ、遮アリシヲ、種々ニ謀テ、荒子ヘ至リ、
山森吉兵衛、崎勸右衛門、三輪作藏、與次ハ、玉泉院殿、恒川才次、五人ハ、瑞龍公、
御供ニテ、勢田ヘ罷越、吉田長藏、金岩、與次ハ、玉泉院殿、恒川才次、五人ハ、瑞龍公、
助、此七人ヲ、荒子七人ト申候トアリ、御年譜、創業記ニハ、玉泉院殿、御供ハ、與村、
奉リ、騷動シツマ、山森伊織等七人、御供ニ殘リ、是ハ、公ノ事ト混セルナラシ、又、
山森直正、譜ニハ、山森伊織等七人、御供ニ殘リ、是ハ、公ノ事ト混セルナラシ、又、
奉リ、府中マテ御供仕候トアリ、吉田守政、譜ニハ、安土ヘノ御供仕ルト、供奉、
アリ、諸説紛然、御供仕候トアリ、吉田守政、譜ニハ、安土ヘノ御供仕ルト、供奉、
新參之士庶、路次ノ囂塵ニ恐レ、或暇ヲ乞、或逃亡シ、殘ル輩ハ、譜第ノ士三輪、
作藏等、纔ニ六人也、公ハ、此殘兵ヲ引具シ、勢田ヨリ直ニ勢州松坂ヘ赴タマ、
ヒ、織田信雄公ヘ謁シ、喪ヲ弔ヒ、且軍議アツテ、江州日野ヘ入セラレ、蒲生飛、
驒守氏郷ト談論シタマヒ、共ニ同國安土ヘ御出アリ、此時安土城ニ拒守シ、
タマハントス、御家臣各固ク諫奉ルニヨリ、府中城ニ歸リタマフ、

〔別續武家閑談〕

二

前田利長、夫婦同道、京見物の臺、北國よ、上京

せんとして、先安土の城ニ至リ、天正十年六月二日、安土を立、勢田まで赴ク
る、向より信長の奴僕顔慕來りて、本能寺にて信長弑せられ給ふといへ

天正十年六月五日

二六一

天正十年六月五日

二六二

利長夫人
織田氏ヲ
シテ尾張
ニ赴カシ

利長安土
ニ入ル

り、供の者共も色を失ふ、利長の曰、父利家の領分越前府中迄、是より遙々
かれ、足長は歸られはし、尾州は一族前田(種利)與十郎方へ妻女を預け可申と
かり、時に六尺共皆元ごりを切て、尾州へ御供の成間敷と申切、利長聞て、我
等、妻女を思ふも、汝等、妻子の越府に罷在を、無覺束存るも同じ事よ、早
々可歸るとて、悉く歸し、内室は大小をさへせ、乘馬は駕せしめ、恒川監物、奥
村治右衛門、馬の口を取尾張へ赴く、利長の先安土に屋敷に入、夫より越府
へ歸らんとせ、此時新參もの、不殘欠落し、譜代計供をしり、人心の新古
共、不替筈あれども、新參もの、世上は有縁の者有て、身を片付安し、譜代
の、中々他家に於て所縁とても寡く、剩へ父母妻子皆主人の領内は有し故、
逃走るへき手ぶての、かきゆへからん歟、前橋舊藏
圖書同シ

神戸信孝、惟住長秀、大坂二津田信澄ヲ殺ス、

〔多聞院日記〕二十 六月五日、

一、於大坂七兵衛ヲ生害云々、向州ノ聳一段逸物也、三七殿丹羽五郎左衛門、
鉢屋かどノ沙汰歟、必定但雜説歟、

〔蓮成院記録〕六 一同十二日、先懸衆小坂表取懸、七兵衛殿御生害云々、此の惟

信澄生害
一段ノ逸
物

信澄ノ死
ハ光秀ト

任御縁邊在之故歟、謀反御存知歟、不審云々、

〔家忠日記〕二 六月三日、巳雨降、略○酉刻二京都よて、上様(信長)ニ、明智日向守、

小田七兵衛別心よて御生うい之由、大野より申來候、

四日、庚刀、○七兵衛殿別心ハセツ也、略○下略、家康、三河ニ歸ルコトニ

八日、甲小田七兵衛、去五日、大坂よて三七殿御成敗之由候、雨降、

〔秀吉事記〕 惟任退治

又堺、津在陣、之織田三七信孝、惟住五郎左衛門長秀聞、キ届此由、略○此由トハ、光
ナルコト、織田七兵衛信澄、惟任爲諸縁、又對將軍、ニ非無意趣、故押寄大坂討果之、
○上下略、光秀、細川藤孝、筒井順慶ヲ招クコト、及ビ秀吉、輝元ト
和スルコトニカ、ル、本月四日ノ條、及ビ同九日ノ條ニ收ム、ト

〔豊鑑〕 一 高松

其比織田三七信孝を、四國へ渡んとて、丹羽越前守長秀、織田七兵衛、蜂屋伯
耆かどさし控へ、先攝津國大坂に至、舟夜もよ次し、たる所は、信長うくかり
給へど、くれまどふ様あり、七兵衛主の信長の甥なり、(信長)父武藏守を信
長と討せ、此恨あらざるへきよあらば、明知り、(信長)聳なり、(信長)われ、旁明知と申し、
都は登り、明知一よからとやとするを聞、丹羽長秀、三七信孝ひと心

天正十年六月五日

二六三

縁邊ノ故
カ又ハ信
澄ノ謀叛
光秀カ
ト信長ヲ
殺スト
風説ト
ハ信澄別
ハ必別心
信孝信澄
ヲ成敗ス

信長信澄
ノ父ヲ殺
信澄ハ光
秀ノ聳

天正十年六月五日

二六四

よして六月五日、明るとむとしく兵を進め、七兵衛主被討亡したり、○上、下、光秀、略

〔川角太閤記〕

一其頃織田三七殿、同七兵衛殿、丹羽五郎左衛門殿、此三人の

大坂お御座候、其内織田七兵衛殿を、明智殿聲よく御座候、中國毛利家乃様子、羽柴筑前守所へ被遣候堀久太郎殿、備中高松より敵陣の様子見及罷上次第、中國へ御馬を可被出と被思召候、右の三人の、大坂より四國へ出船いよるるもの也、但御見合自是御吉左右次第と被仰出候處よ、日向守謀叛ゆへ、四國乃渡海を相留て申候事、

一羽柴筑前守殿所より、丹羽五郎左衛門殿へ御内證と聞え申候、織田七兵衛殿の、日向守とたく意の一味同心たるへきと存候、三七殿と被仰談、七兵衛殿を御打果可被成事御尤も存候、五郎左衛門殿も、内々の筑前守分別と同前なりをせり、七兵衛殿御座所大坂本丸外千貫矢倉へおしと發、鐵砲をく決ふ調儀いよされ、あや表裏かく打果し申と聞え申候、扱おき、明軍軍をたさはりて、

〔寛政重修諸家譜〕

十四百九 織田

秀吉長秀
ニ勸メテ
信澄ヲ殺
サシムト
ノ説

信澄ノ家

信行 勘十郎、武藏守、織田

信澄 坊丸、七

昌澄 或信重、庄九郎、三左衛門、母は光秀が女

元信 主水、左

信澄ノ略

信澄 母は和田備前守某が女、高島の局、弘治三年、父信行誅せらるゝの後、

信澄三歳にして織田右府に謁す、このとき右府の命によりて、柴田勝家
がもとに育せらる、永祿七年正月、元服して津田を稱す、この日尾張國川
西の地を宛行はれ、蝶の紋をゆるさる、天正六年二月三日、近江國大溝の
城をたまはる、このとき右府より先祖信定傳來の刀、及び八穂正宗の脇
指をたまはり、桐瓜（意）の紋をゆるさる、のちしばしば戦功あり、十年五月、右
府四國を征するのとき、信澄軍をひきゐて大坂にいたり、從兵等を城外
に留其身は千貫櫓にあり、廿一日、東照宮、京、大坂、奈良、堺等を御遊覽の爲
に、彼城に渡御あるの時、信澄、右府の命をうけて、懇に饗したてまつる、六
月、右府事あるのち、神戸、信孝、丹羽長秀等、信澄をうたがひて、俄にこれ
をせむ、このとき、從兵皆城外にあり、信澄勇なりといへども、兵少うして

大溝ヲ賜
ハル

天正十年六月五日

二六五

大坂千貫
櫓ニ自殺ス

天正十年六月五日

二六六

多勢に敵しがたく、つゝるに千貫櫓にをいて自殺す、年二十八、或二室は明智日向守光秀が女、

〔諸家系圖纂〕之十三 織田

信行勤十郎、武藏守

信澄七兵衛尉

信重主水

信高三左衛門

女子 嫁京極修理大夫、後匠作母、

信澄 後從信長芳惠、居住于江州大溝館、扈從諸國戰場、天正十年六月日、於

大溝ニ住ス

大坂千貫矢倉、爲神戸信孝、丹羽長秀等滅亡、上田主水正弒我、信澄、年二十五、是信澄因爲

日向守光秀婿也、

〔美濃國諸家系譜〕藤原姓林氏

通豐通勝子、或ハ光豐、林佐渡守

光春林美濃守

光次林小作

光之林助、佐

林光次

光次 仕信行之子、織田七兵衛尉信澄、天正十年壬午六月八日、於攝州尼ヶ崎、戰丹羽

同光之

崎、信澄と一所に討死す、年二十八、
光之 仕織田七兵衛尉信澄、天正十年壬午六月八日、於攝州尼ヶ崎、戰丹羽

五郎左衛門長秀、主人信澄并從弟、光次一所に討死、年二十七、

〔寛永諸家系圖傳〕百十 丹羽長秀五郎左衛門尉 天正十年、織田信澄とおぢし

く大坂の城代となる、同年六月二日、明智光秀、信長弒、長秀義兵を發し、

明智を誅せんとして、森口に至るといへども、信長既よろひふまふと聞

て、いろき城よりへり、三七信孝と謀ていとく、信澄ハ明智ウむこかり、急

これころして城をまもるへしとて、即時ハ信澄の居る千貫櫓をせめ

やぶり、信澄自害す、こゝをひて河を包ふり、攝州よをもむた、伊丹の賊徒

をたひらけ、尼ヶ崎にをひて秀吉よほまゆ、寛政重修諸家譜丹羽秀長譜異事ナシ

〔丹羽家譜傳〕長二秀譜傳 六月二日、公逆黨織田七兵衛信澄ヲ大坂ニ誅ス、

于時惟任日向守光秀逆心ヲ作シ、織田家ヲ洛ノ本能寺ニ弒ス、變報至ル、

公大坂在コレヲ聞テ大ニ駭キ、急ヲ信孝ニ告直ニ馬ヲ馳テ洛ニ向フ、森口

ニ至テ、織田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

田家既ニ傷害スト云ヲ聞テ、憤激悲歎シテ大坂ニ還ル、時ニ織

天正十年六月五日

二六七

長秀信孝
ト謀リテ
信澄ヲ殺ス

朽木元綱

信孝ノ從
兵逃亡多シ

天正十年六月五日

二六八

田信澄ハ、光秀カ壻タルヲ以志ヲ通シ、信孝ヲ殺ント圖ル、信澄與力ノ士、朽木河内守、吉武治右衛門、潛ニ公ニ此密計ヲ告、同五辰刻ハカリ、公、信澄ヲ千貫櫓ニ圍ミ攻、信澄自裁ス、公家士上田左太郎于時歲十六、上田、右衛門子、後號主水、其首ヲ得タリ、于時信孝ノ兵士巡散ノ、左右ニ侍スル所纔ニ八十餘騎、故ニ公、信孝ヲ大坂ノ本城ニ遷シテコレヲ守護ス、且兵ヲ帥テ、伊丹ノ賊徒ヲ誅戮シ、首ヲ路上ニ梟シ、大坂ニ歸ル、○十竹齋筆、

〔丹羽家譜〕

長秀年譜

○上略、信長父子并ニ信澄自害ノコト、及ビ清洲會議ノコト等ニカ、ル、

六月、長秀、織田信孝ヲ輔ケテ大坂ニ在リ、明智光秀我カ公ヲ京都本能寺ニ、嗣君ヲ妙覺寺ニ併セ弑スト聞キ、切齒扼腕シテ、信孝ト、大逆光秀ヲ誅センコトヲ議シ、織田信澄ヲ大坂城ヲ守ラシメ、信澄ハ光秀ノ壻、馬ヲ走ラセテ森口ニ至ル、果シテ信澄、光秀ニ黨ス、信澄、長秀ノ出軍ヲ時トシ、竊カニ伊丹ノ一揆ヲ大坂ニ徵集シ、長秀、光秀ト戰フニ及ンテ、之レヲ挾撃セント欲ス、時ニ長秀ノ老臣長束藤兵衛正家、長秀ノ陣營ヲ守、大坂ニアリ、其密謀ヲ知リ、使ヲ馳セテ一封ヲ森口ニ送ル、長秀一見驚愕シ、信孝ニ啓シテ曰ク、信澄ハ大賊ノ婿ナリ、其含ム所年已ニ久シ、先ツ之ヲ誅シテ可ナリト、其ニ

長束正家

信澄殺害
六日説

逸蹄ヲ旋ラシテ大坂ニ還リ、信孝ハ搦手ヨリ、長秀ハ追手ヨリ城ヲ圍テ、大ニ之ヲ攻ム、遂ニ信澄ヲ千貫櫓ニ撃ツ、長秀ノ臣上田左太郎重安、時ニ水ト云フ、其首ヲ得タリ、實ニ六月六日ナリ、此舉ヤ賊魁光秀ヲ弱マス、第一ノ功トナス耳、

上田重安

〔丹羽家譜傳〕

家臣傳

上田主水重安

祖父彌右衛門重氏、信州上田ノ人ニシテ、小笠原ノ庶流ナリ、其子甚左衛門重光、尾州星崎ニ住ス、初テ總長秀光公ニ仕フ、其嫡清左衛門重賢、今當家ニ仕、所ノ祖也、次男主水重安、少名佐太郎十六歳ニシテ、大坂千貫櫓於テ、織田七兵衛カ首ヲ獲テ、其名ヲ顯シ、其後采邑歳々ニ増シ、一萬石ヲ領ス、後ニ豊臣家ニ仕フ、庚子役ニ没收セラレテ剃髮シ、宗呼トト號ス、淺野紀伊守長晟ニ仕フ、大坂乙卯役ニ戰功アリ、今淺野家ノ老臣タリ、○重安、大坂夏役ニ戰功ヲ立ツルコト、元和元年四月二十九日ノ條ニ見ユ、

大島光政

〔寛政重修諸家譜〕

三七十

大島光政

茂兵衛

天正十年、織田右府事ある乃、

ち、丹羽長秀、神戸信孝とはありく、明智光秀が智織田信澄を征むるとき、長秀に屬し、戰功あり、○上略、

〔九鬼四郎兵衛勳之覺〕

一其後三七殿、丹羽五郎左衛門長秀兩大將にて、

九鬼廣隆

天正十年六月五日

二六九

天正十年六月五日

二七〇

大坂千貫櫓織田七兵衛信澄を御責候、七兵衛殿の信長公乃甥なまとも、明知（信）ろ聲こて一味さる故あり、此時廣隆一番の城の門口へ押付候へり、内より門をさてんせいさし候所へ、鑓を入候故、門をさてる事なら候、其時内より鑓よて廣隆う股をつき候へ共、門の内へはき入候鑓を不引取せりあひ居候内は、跡より大勢おしうけ、城内へ込入、終は落城仕候、城中にも不思寄躰よて有之候由、廣隆手負候より、跡より参り候大勢お押付らる候ふ、難儀いさし候とさし申候、略○中

右者、廣隆物語慥に聞覺候分書付申候、廣隆老人故、委細は物語仕事も無之、拙者若年故、尋聞申智恵後無之、二生涯の働委り不承置候、已上、

寛文十二年壬子正月日 九鬼四郎兵衛豊隆記之、

〔細川忠興軍功記〕

覺

一天正十年春、信長様御代大坂之御城御本丸者、丹羽五郎左衛門長秀殿御預り、千貫矢倉の織田七兵衛殿に御預、ケ被成被下置候由之事、
一三七様、五郎左衛門殿、四國へ六月二日に可有渡海とて、住吉浦よて馬印

大坂城本丸長秀
千貫櫓ハ
信澄
二日京都
吉達住

を船よ立申候處に、信長様御切腹被遊候注進到來申に付、其儘大坂へ御歸被成、御本丸の三七様、五郎左衛門殿御座被成候、七兵衛殿の初は千貫矢倉の御座候事、

一三七様、五郎左衛門殿被仰合、御弔合戰可被成候間、七兵衛殿先手被成候得と被仰遣、得其意申候、先三七様御人數御出被成候へり、御跡より人數東土場へ出申候、然者七兵衛殿色う立、御本丸方うこひ被申躰に相見へ申候に付、五郎左衛門殿御本丸は千貫矢倉へ鐵砲稠敷打掛被申候、下々包きこられ申候を、三七様御手よて數多御打取被成候故、無程七兵衛殿も切腹被成候事、

〔日本耶蘇會年報〕（歐文材料第四號譯文）

一五八二年八三年及び八四年の日本通信

一五八三年二月十三日○天正十一年正月十一日當ル附、口ノ津發、ルイス・フロイスより、耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

此時信長の第三子三七（信孝）は、同堺の町に在り、其父より與へられたる四ヶ國を領する爲め赴任せんとし、部下と共に準備中なりしが、父及び兄弟なる

信孝信澄
ニ光秀征
討ノ先鋒
ヲ命ズ

天正十年六月五日

二七一

信孝ノ部下逃散ス

信澄長秀ト大坂ニ在城ス

信孝長秀ト謀リテ信澄ヲ殺ス

信澄ハ殘酷ナル暴君

太子の計を聞いて、急に引き還し、復讐をなすことなしぬ、されど此間に軍勢の大部は、彼を離れ去りたれば、河内の國の主要なる一城大坂に入らんと決せり、此城は七兵衛殿(信澄)と云ふ其從兄弟の守りし所にして、信長は彼の父の領地を收めんと欲し之を殺したり、因て彼も明智の謀叛に與するものと思はれたり、此大將の外に、五郎左衛門(長秀)と云ひ、三七と親密なる人此城にありき、三七殘存の兵士を率ゐて、此所に到りしに、從兄弟七兵衛殿は彼の外此城に入ること許さざりき、此の如くして城内に入りしが、敵は常に塔の最高所に在りて之を捕ふること能はざりしを以て、五郎左衛門と計り、策略を用ひて、城を奪取せんとせり、即ち今は三七再び船に乗るの外術なき狀を装ひ、五郎左衛門は、若干の兵を率ゐて之を見送り、途中偽りて相争ひ、五郎左衛門の兵不利に陥り、急遽城内に逃げ入り、此の如くして他の人々も共に城内に侵入する餘地を與へたり、右の如く相計りて、七兵衛殿の部下を刀にかけ、塔内に在りし者は、或は自刃し、或は味方の武士に殺されたり、此の如くして、三七は城の主となりて、河内の諸侯の信賴を受け、主君と崇められたり、彼は從兄弟の首を堺に送りて梟せしめしが、殘酷

なる暴君にして、諸人皆其死を希ひたれば、一同大に満足せり、上下略家、三河ニ歸ルコト、及ビ光秀、攝津ニ兵ヲ出サシメ、收ム。

○信孝、阿波ニ赴カントシテ、住吉ニ抵ルコト、五月十一日ノ條ニ、信澄、長秀ト共ニ大坂ニ赴クコト、同二十一日ノ條ニ、信澄、光秀ト謀リテ、信長ヲ弑ストノ風説アリシコト、本月二日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔北畠物語〕六

信澄自害の事

神戸三七信孝ハ、四國發向のためとて、泉州堺の津は陣を居らせしが、此の彼の騷動は依て、味方の軍勢あまゝ落うせ、殘る兵はつゝあゝ八十騎ばかり也、爰は織田七兵衛尉信澄、丹羽五郎左衛門長秀、其比攝州大坂は在城也、おを依て、信孝彼是諸勢をめしあつめ、責上らんとせらせし時、信澄みはるふ謀反の企あり、彼信澄ハ、信長公の御舍弟織田武藏守信行の子息あり、父武州の事よつき、内々信長公をうらゝ年月を送る、まゝのまゝならず、明智がむこかれを、此は光秀、信澄一味は謀り、當家を亡し、此次而も信孝をうらゝんどの支度なり、まゝを共運命つき、其家人ニ、勢州軍記、總見記并、返り忠、朽木、匂坂等トアリ、

信孝ノ從士離散ス

を致せしゆへ、同六月五日、信孝からびよ丹羽長秀二の丸におしよを責つる、信澄ふをぎ戦といへども、精力つきとて、終よ自害せしめをいん^(ハ腕カ)生年廿五歳とぞきよへる、

〔増補筒井家記〕

乾

私曰、此時織田七兵衛尉信澄^{明智ナリ}ハ光秀ニ與ス、信

信澄浪人ヲ抱ユトノ説

長秀鷲森ヨリ上ルトノ説

長秀ノ家臣

信孝ノ家臣

澄、光佐上人ノ浪人、荒木村重カ率人、彼是三千餘人ヲ密ニ抱置、大坂城邊ニ忍ヒ置、光秀カ相圖ヲ待シ所ニ斯告來ル、時ニ神戸信孝ハ、四國下向ノ促^(僕カ)ニテ、大坂ニ旅宿アリ、丹羽五郎左衛門長秀ハ、紀州鷲森ヨリ上リ、大坂ニテ信澄隱謀ヲ聞、彼是四千餘人ニテ、不意ニ信澄カ住所へ押寄せタリ、信澄俄ノ事ナレハ、與力ノ士ヲ聚ル間ナク、以少勢、大坂本丸ニ立籠テ防戦ス、信澄必死ニ成テ戰フ故、丹羽方大勢討レ不得進、於是長秀家老堤左京、尾藤彦兵衛、太田小源五^{太田飛騨守號、秀吉公仕、爲豐後白杵城主、實一害、慶長五、石田一味故自殺ス、}青山伊賀、江口三郎左衛門、坂井與右衛門、并上田主水^{後淺野家ニ仕長臣ト成}、神戸信孝臣峯竹右衛門、山路將監等、真先ニ進ミ切入シカハ、信澄方多被討引退ク、信澄遂ニ自殺ス、林佐介、同小作自害セリ、上田主水重安、信澄ノ首ヲ得タリ、此主水ハ尾張國星崎ニテ生レ、長秀ニ仕リ、祖父ハ上田彌右衛門重氏、父ハ甚右衛門重光ト云リ、重安

后長秀領滅シケル時、淺野左京大夫幸長ニ仕ルト云々、

〔陰徳記〕

六十

織田七兵衛尉最後之事

織田三七ハ、四國退治ト披露シ、誠ハ本願寺誅伐ノ爲、其勢一萬五千餘騎、泉^(泉下同)笏境ノ津迄打出ラル、松平家康朝臣、穴山玄蕃入道梅雪ハ、境ノ津爲見物同打越ラレニケリ、境ノ南北二手ニ分家康、梅雪饗應結構シケルカ、信長ノ討レ給ノ由告來リケレハ、家康朝臣ハ、路次ニ一揆蜂起シテハ、大事ナリトテ、此事ヲ聞給ト齊ク、境ヲ夜中ニ打立、遠笏サシテ下リ給、穴山梅雪ハ、夜已ニ明テ境ヲ出ケルカ、一揆起テ、終ニ伊賀路ニ於テ討果シ、鎧太刀刀^(等カ)ニ至迄ハ、キ取テケリ、此人當春、信忠、武田退治トシテ、甲笏へ攻入給、此入道、我命助ランカ爲ニ、忽武田ヲ背キ、信忠ニ一味シ、敵ヲ引入ケル故ニ、勝頼父子止々^(勝カ)ト討レヌ、其因果忽報テ、一揆原ニ無益討レ、骸ヲ行人征馬ノ蹄ニ懸テ、名ヲ萬代ニ朽シケルコソ無墓ケレ、去程ニ織田三七殿ハ、信長討死シ給ト聞給ケレハ、四國退治ヲ閣キ、大坂ニ至テ引返サル、惟住五郎左衛門ハ、大坂ノ本城ニ在ケルカ、三七殿ヲ喚入評定シケルハ、織田七兵衛尉ハ、光秀カ爲ニハ、聲ナリ、一味同心歴然タリ、イザヤ先七兵衛ヲ討テ、其後光秀ヲ討ントテ、西

信孝本願寺征伐ノ爲メ塚ニ赴クトノ説

天正十年六月五日

二七六

ノ丸へヒタ々々ト押寄、一眩カ間ニ攻破ラント切テ入ル、七兵衛尉モ、去勇士也ケレハ、自ラ切テ出、火ヲ出シテ防戦フ、サレモ寄手ハ大勢ナレハ、難ナク押破リ攻入レハ、七兵衛尉天守ニ籠リ、腹搔切テ伏タリケリ、其首ヲ家人共取テ出シケルニ、上田主水正一番ニ詰懸居タリシカ、是ヲ請取テケリ、角テ三七殿ハ、羽柴秀吉ト一手ニ成テ、光秀ヲ退治セント、渠カ上ラレケルヲ待給テ、大坂ノ城ニソ御座シケル、

〔明智軍記〕

十 織田七兵衛被殺事

去程ニ大坂ニハ、神戸三七信孝、丹羽五郎左衛門、蜂屋出羽守以下會合ノ申サレシハ、近所尼ヶ崎ノ城主織田七兵衛信澄ハ、則三七殿ノ從弟ナレモ、敵味方ノ儀未分明、但シ信澄ノ父武藏守信行ヲ、先年信長公無故シテ殺害セラル、其時分信澄ハ幼稚ナレハ、何ノ辨ヘモナカリシニ、成仁ニ隨テ、伯父ナガラモ、信長ハ父ノ仇ナリト思籠給由風聞アリ、其上明智日向守ガ聲ナレバ、旁以テ心底如何共量ガタク候ヘバ、神戸殿ヨリ御使ヲ立ラレ、此地へ呼參セラレ、實否ヲ糺サルヘシト各評議イタシケリ、因茲使者尼ヶ崎ニ至ケレバ、七兵衛尉武運ヤ盡タリケン、何ノ思案モナク、小勢ニテ大坂へ參ラレ

ケル處ニ、信孝ノ家臣峯竹右衛門、山路段左衛門、上田主水出向、會釋スル躰ニ持成、中ノ間迄賞^{（恩）}シ入、敢ナク七兵衛ヲ討留タリ、信澄モ最期ヨク脇指ヲ拔、峰竹、山路兩人ノ者共ニ手ヲ負セラレケルトカヤ、其時家來三十餘人主君ノ討レ玉ヒケル聲ヲ聞テ、座敷ノ上へ走上リ、面々ニ相働キ、各討死ヲゾ遂ニケル、即下人共尼ヶ崎へ馳歸テ、此由ヲ告タリシカバ、二千餘人ノ兵共口惜次第哉ト、涕泣悶亂スレモ、甲斐ゾナキ、昔比企判官能員ガ、北條ノ館ニテ討レケンモ、斯ヤト覺テ無念ナリ、尼ヶ崎ノ城ニハ、大將ナケレバ持詰ガタキニ依テ、津田與三郎、志水加兵衛、渡部源右衛門ヲ先トノ、皆々都ニ上リ、明智光秀ノ手ニゾ加ハリケル、

〔武家事紀〕

九 織田信長公、惣見院殿

織田信澄ハ、武藏守信行カ子也、信行ハ信長公ノ弟也、先年事アツテ公ノタメニコロサル、信澄ハ光秀カ婿也、光秀カネテ信澄ニ内通シ、信孝ヲ大坂ニテ殺サシメンコトヲ約ス、信澄及丹羽長秀ハ大坂城ニ在番ス、信澄カ逆心ノコト、信澄與力朽木河内守、吉武次右衛門密ニ長秀ニ告、丹羽長秀六月五日辰刻、信澄所守ノ千貫櫓ニ押寄テ、信澄ヲ自殺セシム、上田左太郎^{（後號）}コレカ

天正十年六月五日

二七七

首ヲウケトル、今度信孝ニ隨逐ノ侍皆落失テ、ワツカ八十餘騎也、乃丹羽長

〔武德編年集成〕

二十 六月七日、○中略、光秀、安土ニ入ルコト、京都ノ信長

國府市左衛門關萬
衛門齋等信
鏡齋等信
孝ノ許ナ
去リ光秀
去リ光秀
去リ光秀

信澄ノ家
人信孝ノ
秀ノ使者
ノ討ツト

ノ三男三七信孝ハ、嚮ニ備中へ發向トノ大坂ニ至リ、其先鋒伊勢組ハ堺ノ
津ニ進ミケルカ、其中ニ國府四郎次郎幼子カ陣代、國府市左衛門井田新右
衛門、惟任カ弒逆ヲ聞テ、忽志ヲ變シ、關安藝入道萬鍊齋ヲ勸メ、光秀ニ與シ、
相共ニ勢州へ歸ル、是ヲ初諸卒悉ク逃亡シ、殘ル所纔ニ八十餘也、然レモ織
田七兵衛信澄、丹羽五郎左衛門長秀、折節攝州大坂ノ城ニ在リ、信孝則大坂
ノ城ニ入、長秀是ヲ守護シ、七兵衛信澄二丸ニ在シカ、明智カ婿、亡父武藏守
信行ハ信長ノ爲ニ誅セラル、其遺恨ヲ以テ光秀ニ通シ、信孝ヲ害セントス
ルユヘ、信孝并丹羽長秀大坂本城ヨリ火砲ヲ二丸へ發シ、急ニ攻撃、信澄遂
ニ敗死ス、首ヲハ上田左太郎重安後年任是ヲ得タリ、○下略、光秀、筒井順慶
〔林鐘談〕坤 係る處ニ、江州野洲河原一揆起テ、京大坂より安土への往來
の者、被害して、道を塞く、是ニ依テ、信孝、長秀等方より安土へ遣及侍共、飛脚
多討をふり、是七兵衛信澄の家人の討由、慥ニ見届來る者ニ、長秀委様子を

尋ね聞テ、翌朝信澄の宿陣へ立越、軍用面談の爲伺公（尾カ）申旨案内申入し、
信澄無何心出向處を、丹羽乍ニ是を抜打に切懸を、信澄も刀を抜合き處
ニ、丹羽ウけをし小姓上田主水、信澄の後ろへ立廻り、忽是を切倒し、信澄の
郎等驚駭、大勢切て出といへとも、丹羽兼て從臣餘多召連ニ付、是等切込追
拂ふ、

上田重安

上田主水、此時十六歳小姓也、段々登庸の後、丹羽身上減少して、太閤を被
召出奉仕せ、關ヶ原の時、奉行方として北國へ軍を出し、小松城の軍監と
して相殘、關ヶ原落去よ及ひしうの、浪々を、其後淺野家よ仕へ、入道して
宗古と號せ、大坂の時、榎井合戦よ高名を、後年御家よ被召出、其子彌右衛
門也、

此信澄ハ、信長公差繼の御弟織田武藏守信行の子息也、信長御家督の始、
物荒ある生質よて、長臣等是を惡きて、母公へも申達し、信行と家督を取替
んと、故よ信行も信長へ叛給ふ事共有て、御兄弟干戈よ及ひしう、一先和
儀被成る、然れども信行よも、信長へ野心の企有を、信長聞届け、池田庄三郎
信輝ニ下知して、潛よ廊下よて刺殺させ、怪我の由披露して、其男子幼少を

を、能介抱して生長をせしめんと、信長の賢息達と相友^(共)を育給ふ、是信澄也、近年明智光秀^(信長)の聲と成り給ふ、光秀大望有を以て、荷擔人^(信長)をせんと、信長の信行を害し給ふ譯を委演達申^(信長)、付、扱^(信長)の信長より父の寇ありと恨の心付さ^(信長)り、是より今度の謀反^(信長)は相衝^(信長)、光秀^(信長)の荷擔人と成り、終^(信長)に害せらる、^(信長)略、信孝、^(信長)四國ヲ征セントシテ、大坂ニ滞留スルコト、及ビ、^(信長)光秀、細川忠興、筒井順慶ヲ招クコト等ニカ、ル、

〔朝日物語〕

大坂へ、七兵衛殿明智指圖ニテ指出ス、是ハ三七ト、丹羽五郎左

光秀信澄
ニ命ジ大
坂ニ居ラ
シムトノ
説

ニ腹切ラセントノ事也、七兵衛殿ト申ハ、織田勘十郎殿ノ總領、明智カ爲ニ聲也、大坂天王寺千貫矢倉ニ居玉ヘリ、五郎左ハ玉造、三七ハ京橋口乾ノ角矢倉ニ御座マス、夜中ニ三七殿、小性一人ニテ五郎左宅ヘ行玉ヒ、七兵衛内々ノ支度者、我ト其方明日弔合戦ニ出ル處ヲ討取ントノ謀ニテ、京橋へ人數ヲ出タルト聞、如何セント宣フ、五郎左其時、奇特ナル御出哉、只今我等參リ候テ、御意ヲ可得ト存候處也、明朝弔合戦御出有ント御人數ヲ揃ヘ玉ヘ、我鐵砲ニツ打ヘシ、其時采ヲ御取、千貫矢倉ヘ御カ、リ可有、七兵衛カ人數、京橋ヘ出シタルコソ幸ナレ、七兵衛身ノ廻リニハ、士二百計有ン、案ノ如ク、翌日朝相圖ノ鐵砲、五郎左ニツ打ケレハ、三七殿采ヲ取、千貫矢倉ヘ責カケ、

信澄ノ首
ヲ擧ニ梟
ス

光秀子息
ナシトノ
説

即時ニ七兵衛頸ヲ取テ、坂井ニサラサシケル、味方ノ者共、信長ニヲクル、氣ヲ失ヒタル間、先此首ヲサラシ、味方ノ勢ニ氣ヲ付玉ハンカ爲ト申ケル、三七殿弔合戦ニ出玉ヒシ時、七兵衛カ首板ニ打付、馬印ノ如クシテ持セ玉フ、池田勝入、羽柴筑前守是ヲ見テ、御手柄ト申シ、御吉左右也、定テ明智力ヲ落スヘシ、明智子ハナシ、天下ハ此人ヘ讓ヘシト存ヘシ、御手柄トテ殊ノ外譽メ奉ル、^(信長)上下略、秀吉、輝元ト和シテ、山崎ニ至ルコト、及ビ、^(信長)信孝、秀吉ト共ニ、光秀ト山崎ニ戦フコトニカ、ル、

〔梅林寺文書〕

津

尙々、の殿迄打入候之處、御狀披見申候、今日成次第、^(信長)ぬま迄通申候、古左

へも同前候、

自是可申与存刻、預示快然候、仍只今京より罷下候者、^(信長)慥申候、上様并殿様、何も無御別儀御きりぬけおされ候、^(信長)せ、う崎へ御のきおされ候内ニ、福平左三度つきあい、無比類動候て、無何事之由、先以目出度存候、我等も成次第歸城候條、猶追々可申承候、其元之儀無御油斷御才覺專一候、恐々謹言、

羽筑

信長信忠
膳所ニ逃
ル

天正十年六月五日

六月五日

中瀬兵 御返報

秀吉(花押)

二八二

德川家康、惟任光秀ヲ討タントシ、軍備ヲ警シム、

〔家忠日記〕

二 六月五日、卯、城ハ出仕候、早々歸候て陣用意候へ由被仰候、

伊勢おのりより家康へ御使越候、一味之儀候てふうらまへり候、

六日、辰、雨降、日待候、來八日、東三川衆岡へ御より、爰元衆ハ御左右次第之

由、酒左より申來候、

九日、未、西陣少延候由申來候、○下略、水野忠元、京都ヨリ三河ニ歸ル

〔當代記〕

二 六月四日、三河大濱へ舟ニテ下著シ給、明智ヲ可討之旨相催

ラレ、鳴海迄出張ナリ、

○家康、兵ヲ尾張ニ出スコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔續本朝通鑑〕

正親町二十 六月甲午、大神君催參遠駿兵、議入洛討光秀、

〔武德編年集成〕

一 二十 六月七日、神君ハ明智ヲ誅伐アルヘシトテ、御分國

參遠駿ノ軍兵ヲ催シ玉フ、

〔武德編年集成〕

二十 六月十日、神君ハ當十二日上方へ御發向ノ由、今日

合ヲ下シ玉フ、然レハ遲滯シ玉フ、

六日、辰、惟任光秀、禁制ヲ近江多賀社ニ掲グ、

〔多賀神社文書〕

〇二 近江

禁制

多賀社中

一 軍勢甲乙人亂妨狼藉事、

一 陣取放火事、

一 相懸矢錢兵糧米事、

右條々、堅令停止訖、若有違犯輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十年六月六日

日向守(花押)

羽柴秀吉、播磨姫路ニ還ル、

〔松井家譜〕

春一 松井君御譜 フ〇上略、細川藤孝父子、信長ノ討ヲ聞キテ、髻ヲ拂

トニカ、ル、本月九日ノ條ニ收ム、此節杉藤七方より之添狀、

西國表之儀存分之まゝ、兩川人質定ふニ相定、三ヶ國被相渡去六日、至

姫路、秀吉馬被納候、長秀ニ別而御玄ゆこん之義候間、萬事を早やく不被

天正十年六月六日

二八三

西國表存分

天正十年六月六日

二八四

存候、爲其以書狀被申入候、自然於此方ニ御用之義、御玄んそなく可被仰越候、明日九日悉出陣ニ候、尙重而可申入候之條、不能一二候、恐々謹言、

杉若藤七

杉藤七

六月八日

無心判

松井康之

松井猪助殿 御宿所

尙々、昨日人數をめしつを先へ罷歸候條、申入候、以上

〔秀吉事記〕

惟任退治

姫路掃城七日説

六月六日、未刻引備中表、至備前國沼城、七日大雨疾風、凌數ヶ所大河、洪水、至

姫路、廿里許、其日著陣、池田信輝、惟住長秀等、ト會スルコト、及ビ尼ヶ崎ニ至リ、

二日ノ條、並ニ同十

〔豐鑑〕

一 高松

降雨出水

六月六日、秀吉播磨ニ歸り給ふ、雨ふり川水出し、汝漸くよして玄のき、その

夜ふ姫路ニ著給ふ、軍兵をくれ、明る日に著る、はるぬをありけり、吉七

〔川角太閤記〕

上ノ條ニ收ムル、野ノ書ニモ見ユ、ニカ、ル、秀吉、輝元ト和スルコト、

毛利高政

秀吉毛利氏ノ追撃ニ備フ

一同日四日、戌刻計ニ、森勘八を召夜に入など引退へきものなり、さあるに

おゐて、勘八殘可申候、その様子は、信長公御切腹の到來、毛利陣へもは

や、相聞え可申候、今朝の誓紙を破り、可被付候事も尤に候、其子細は、

毛利家陣へは、未聞先の誓紙なり、表裏は秀吉こそ仕、毛利家の表裏よて

は有間敷ものなり、但かためたる起請文にて有と心得、秀吉國本へ歸城

迄の誓紙を被立候、りちき第一たるへきぎ也、

一勘八敵陣見及可申目聞、毛利陣色立人數くり可出や、夜を一時籠せき

れ堤幾所を切放しなは、河下たんやうを、則時は海ニ可成、や、毛利家人

數此海押渡る事、一兩日内、おもひもよ、間敷也、山の手より、や、道

れ柴人のよ、道なれ、是又一日、一万、可出様共見え、其次第を

明五日、八ツ時分まで見及よ、子細なく、とや、可罷登もの

也、勘八に被仰置候事、

宇喜多秀家

高松退陣

一其夜暮合より、備前、宇喜多八郎殿を、戌の刻のかしらに、御退被成候、御

身の夜の丑刻、御引退被成候事、○中略、隆景、元春等、ガ、京都ノ變、チ聞

コトニカ、ル、本月

四日ノ條ニ收ム、

二八五

百姓ノ人質ヲ取ル

秀家モ人質

秀吉ノ用意

毛利氏退陣

一右ニ如申上候、四日の夜の丑乃刻ニ御引拂ひ被成、備中の國をはとらるにのひさせ給ひ、備前之國に被成御入候處ニ、福岡の渡りよて、大水出申、無左右御越可被成様無之と御見及、福岡に在所を御陣取候、在々庄や大百姓の人質をひし〜と御取のめ候、竹かいれ一沓を吹候へ者、八郎殿もきみ悪くも可被思也、爲其人質と相聞え申候、扱國中れ川たちをそくたくよて御やとひ被成、先備前之八郎殿まの先ニ人数一人も取おとさば御越候事、

一御自分れ御人数一人も御取落しなく、御道具以下迄恙なく被成御越候次第、先又さうと取、其次又若たう、はて次第〜に御くり越被成候、御意こも、加様の時の、人一人取おとし候得者、五百を三百も損したる様ニ申なれもの也、荷物の一荷取おとし候得者、百荷も二百荷を流し候様ニ申なれものそや、心静ニ川越しせよとて下知被成、川とに被成御座候處へ、森勘八馳著、毛利家を無子細、五日の四ッ過ニ引退申候、少しを子細無御座候、如御意、堤をは十二三ヶ所を切放し申候事、
一たれより毛利家へ早飛脚御立被成候、今度其表よおるく陣和談と申か

天下ノ望御尤

岡元忠等ニ岡山籠城ノ用意ヲ命ズ

一互の誓紙をかゝり罷上候事、ふとやくの様ニ可被思召候へとも、弓馬の道よは、あともふの事も互れ事候と可被思召候、我君信長公を明智日向守光秀無道の故よよ、當月二日ニ奉討候間、これ上の光秀と君れ弔合戦仕、打死の覺悟ニ御座候、若又拙者武運をならへ候者、右の申談を候處、目出度以來、可得御意覺悟ニ候、天下の御望御尤を存候、猶自是可得御意候、吉川駿河守殿、小早川左衛門允殿、宍戸備前守殿と御狀ニ候、早飛脚毛利家へ被進候、それよ彼渡り御越被成と相聞え申候事、

一備前之國岡山近く成し、は、八郎殿のそや〜城に御入被成候へ、尤立寄可申候へとも、急れ事に候間、御馳走ニ相申間敷候、八郎殿内五人の年寄衆、岡豊前、明石飛驒正、戸川平右衛門、花房助兵衛、長船又左衛門、此五人被召寄を被仰聞候様子、八郎殿を同道仕罷上り度候へとも、安藝の輝元此度幸と可被思立と存候、大軍たるを候間、あをにゆる見出しと此あたり迄、先勢六七千、たゞき來ル時分、五人衆被出、有無の一合戦をられよ、のちまぎの菟も角もあれ、城下の合戦、大事の物よ候、被引取

候時を、いゝも之のけに、付送る敵手痛く二三度被込返候者、別子細有間敷候、敵と此間と汝れくよを被見及候者、味方終なへる、尻(マ)れ小巻よたぐ、静々と可被引取者也、此城毛利一たんよ攻破る事、中々おもひもよらさば事考るへき也、

一付城を定て二ツ計を付可申候、其内よ夜討大將人數五百を頭とし、三百二百との三組よ分て、付城普請中とし、へ夜討を被討よ、皆々功者よ候間、不及申候、姫地(下同)に歸城候とて、三日と逗留仕ましく候、其ま、打出、光秀(カ)と可打果覺悟なり、吉左右の自是可令申者也、さらへ、と御意よ、岡山に無御寄直よ御通候事、

一それよ御馬をよめられ、御登の道まら方、よ早飛脚到來候、其中よも、津の國大名衆中川瀬兵衛、高山右近、鹽川黨以下人、よ注進狀、文牒の増同篇よ相聞え申候、惟任日向守事、江州安土の御城に仕置に被罷下候、西國を無難御のれ候事、拙者式よおろうとんげと奉存候、光秀何事付引はのらさば先、御弔れ合戦御尤候、私體も其心掛の事、御座候、津の國に於國中者、御馳走可仕候間、早速御登奉待候、

中川清秀
高山長房
鹽川黨

惟住長秀

其上御先手の高山右近、中川瀬兵衛、其外鹽川黨よ御まのせ可被成候との追々れ早飛脚、到來候と承候事、

一大坂よは、三七殿、惟澄(下同)丹羽五郎左衛門殿、織田七兵衛殿、此三人其外小大名衆四五人御座候、惟澄五郎左衛門殿所よ承り候へ者、近日姫路へ御歸城れよし承候、早々御馬を被急候へよ、拙者式も、御弔合戦一ツ心指候へを、如御存、七兵衛との、日向守聲の事よ候間、定て内證の一味同心可有候と推量仕まへ疑て不申候ゆへ、大坂不能出事右の故候、跡よ様子におろく、追々可令注進候と、五郎左衛門殿よ、道中への早飛脚と相聞え申候事、

姫路歸城
八日説

〔川角太閤記〕

下ノ 一御家城姫路への、八日れ四ツの頃よ御歸城候、直に

御風呂へ御入被成候と、堀久太郎への御時宜あり、先御入候へと可申候へども、母よて候もの、所より、早々對面申度とれ使度々よ及ひ候間、先風呂へ入申候、貴様の信勝(羽)と一ツよ、緩々と可有御入候とて、先へ御入被成候、

一風呂御入被成候て、あゝ屋お御腰を被掛、御伽ふ入申小性衆(下同)お仰出の

天正十年六月六日

二九〇

出陣ノ用意ヲ命ズ

様子ハ、年寄共又ハ物頭々々ハ觸可申もの也、明日可打立覺悟ナリ、てんしゆよく一番の立と、食を焼せよ、二番の立は、人夫以下を可出者ナリ、三番かいたつならん、いぢ^(印)を野に於て、人數を立させ可、有御覽と計り、小性衆うけ給、ふせ申と相聞へ申候事、

貯蓄金銀ノ額ヲ問

一 かね奉行、藏預米奉行共召寄よ、可被仰渡事ありと、あしうり、則ち祇候仕たるに披露仕候處、御前に被召出先かき奉行に御尋被成様子、てんしゆに金銀何程あるや覽、畏く承り候、銀子の七百五十貫目程可有御座候、金子の千枚迄ハ無御座候、八百枚の少し外可有御座候、金銀一分一リン跡ハ不可殘、蜂須賀彦右衛門所に遣せよ、番頭、銃砲弓預置物頭を彦右衛門所へよひとせ、知行お應して分取をよとの御意お、金銀無殘御拂候事、

金銀ヲ家臣ニ分ツ

貯藏米穀ノ額ヲ問

一 其次ハ藏奉行被召出、藏々ハ米ハ何程可有之哉、各藏奉行共御返事ハ、八万五千石程可有御座候、日頃扶持方取申もの、今日より大晦日までハ五さうとハ計算取せよ、其故ハ籠城の覺悟無之故、兵糧米曾て不入也、足輕弓銃砲ハ者の妻子ハ、扶持方までのたのミ也、せんし茶をも、ゆる

籠城ノ覺悟ナシ

米穀ヲ分ツ

〱とれむるきた也、とや〱とれ御意ふて、其日より御藏をくらた、御詮之通、大晦日迄の算用お相渡申事、

備中へ持參ノ金銀

一 今度西國への金奉行被召出候、御前祇候仕候、今度西國へ持せたる金銀、何程遣ひあましはらんと御尋候へハ、銀子の纒十貫目程も御座候、んや、金子の四百六十枚御座候、其金銀も不入事にてあはら、是をハ明日持せよ、他所よりも使者飛脚おに出し度事もや、あはらん、其上褒美よせらばへきた也、明日路次へ持せよとの事、

堀秀政

一 御風呂より御あはして、御かゆ被召上候事、

順風ノ身上

一 久太郎殿への御意ハ、籠城の用意一圓ハ仕間敷覺悟よく候故、只今金奉行藏奉行ともを召寄堅申付候、此度大博奕を打、御目ハ可懸候と御意候得者、久太郎殿御あはさけ、如御意世間ハ爲體、博奕も成目ハ來り、風も順風と見へ申候、帆を御上げ可被成候、あはらなどの御身上からハ、か様の時二ツもの、おれ御分別御尤いと奉存候、其次ハ御放之衆^(大村由己カ)、幽古御あはさつ被申上候言葉ハ、御意のおやく、世間ハ様子物またとへ候得ハ、名花乃櫻唯今花盛と見へ申候、御花見御尤いと奉存候、此幽古ハ、

大村由己

天正十年六月六日

二九一

天正十年六月六日

二九二

てん第一と申歌道ぬのきと相聞へ申候、幽古あはさけうあ似合申たるあゆさつと、人々感入候、後乃御沙汰と相聞へ申候事、

一 黒田官兵衛指出被申上候事、主あは申上ふくき事を申されまほと、人々申あへると承候、殿様上あの御愁歎の様あの相見へ申候得共、御於こ心を推量仕候、目出度事出来るよ、御博奕をも被遊、幽古被申上候通、吉野乃花も、今盛ぞや、櫻乃花寒のうちあ御覽被成度と被思召候ても、時きたらてのみらぬ花也、春の雨風れ陽氣を請おれあまゝに咲出るもれを、心よまのせぬと相見へ申候、此上の光秀と分目の御合戦被成御光候、目出度きや、御花見初と覺申候と、たむを被申上候、秀吉御心の中あ、我心中と一ツと被思召けん、あのこと御笑ひ被成候と承候事、
一 常々御祈禱と被仰付候眞言れ護摩堂の僧被申上候、其様子あ明日の御出陣殊乃外日柄あしく御座候、出て二度不歸惡日と被申上候、秀吉た免あ一段と吉日也、そををのにとあを、君乃爲あ討死の覺悟を、此城に二度生て歸ること有ましき也、まゝ光秀天命よつきあ、秀吉得大利を、おもひたまゝの國乃城あ居城をかまへるきかれ、此下國に可

下あ及ましきかり、明日の我爲あ吉日そやと被仰出候得、それ僧も、目出度御きてん被仰出候と、御あゆさつ無殘所御座候と相聞え申候事、
一 右筆れ者とも、不煩供仕罷上候哉と被仰出候得、四五人れ御右筆皆々御供候と申上候處あ、其外馬廻の者とも、物書侍とを十人計、明朝著到を付させへき免あ、やとへやと御意あ、左候、紙廿丁程の帳を作り、面々是をたし、人数揃乃所まで罷出候へとの仰出候、黒田官兵衛承り、手乃よき衆十四五人あ申渡候、右之通御意よく候、以來迄の御右筆との被存まし候、明朝迄の御雇乃分よく御座候と被申渡候事、
一 夜より御袋様所へ御對面とく被成入候事、
一 御風呂よ御觸被成候一番具、其夜乃四ツのかしら、二番あ九ツの頃あ、三番あゆの野あ、人数揃のあ、御意候、二ツ免れ貝、如御約束殿主あて立させ被成候、三ツ免あ、御たまし被成、御城乃大手口れらんかん橋まで、とや、御自身御出被成候、あをたてよとの御意よく、右の橋れ中程よてあ御立候、夜より海道海の野へ御出被成、床机あ御腰を被掛、其左右あ御ちやうちん、まんどう、免れとくよ見へ申候、夜

天正十年六月六日

二九三

乃頃ハ八ツ時分あり、とや／＼よ後ハ武者おくをとし、あ來とひとし
 く、あまの何者そと御意候て、とや著到初一は筆よ付よ御意候を、承候や
 いかや、御著到こそとや事初候へと、あまより面々れ知音近づき共乃所
 へ、若とうさうと取以下を去のひ去のひあ遣し候と相聞え申候、是を聞
 取る物を取あへま、鎧袈裟まかためよ仕るゝらもあま、あまよりたもひ
 思ひあ、肝を洗ぬしかあつけ申候へり、著到ハ即時あ事おとあれと、著
 到乃帳御取あゆめ、御自身ちやうちんのありま、御書判をまへらま
 候、御黒印を被取出、御判の上とよ御自身御押被成候、此著到ま、後よ委
 穿鑿まへき事あり、よくたさめ置よと御意あ、とや床机を御とかれ被
 成候事、

一彦右衛門、官兵衛、勘八、其外又二三人、人数引分あ／＼五段よ立よとて、
 自身御下知の事、

〔参考〕

〔浦上宇喜多記〕六月六日、秀吉公高松ヲ引拂ヒ、諸卒ハ本海道牟佐ノ渡リ
 ヲ行也、秀吉公ハ岡山へ赴キ給フ、八郎殿ハ野田村ノ道迄出向ヒ、秀吉公御

秀吉宇喜
 多家家ヲ
 聳ニセシ
 ト約ス

備前勢先
 ゴ退ク

河邊川東
 ノ地ヲ秀
 家ニ與フ

對面有リ、赤石飛驒守抱出ツ、則秀吉公御懷キ、岡山城へ入り、今度ノ軍功備
 前ノ働故、中國ヲ伐取ル事報謝シガタシ、八郎ヲ我聳ニ仕ルベキ由御契約
 有テ、姫路へ御歸陣也、程ナク明智ヲ滅シ給フ程ニ、其跡悦ビニ家中上洛ス、

〔備前軍記〕

五 備中高松城攻并同國所々城攻の事

○上略、秀吉、輝元ト和スルコトニカ、ル、六月六日、早朝よ先備前勢岡山へ歸陣ある、次よ同日
 未刻、秀吉陣をらひし、辛川村よ至り、爰よて人数分あ、惣軍をハ半田山の
 前の古道より釣の渡りを越して、先陣より次第よ押通し、秀吉ハ旗本の人
 數計を残し、矢坂をこし、岡山へ趣^也うれぬ、宇喜多八郎も明石飛驒さし添て、
 町口まで、迎よ出らましを、懇の挨拶あり、岡山の城へ入、去ハし八郎も
 秀吉對面有、家臣浮田七郎兵衛、浮田左京、明石飛驒、戸川助七郎、長船又右衛
 門、花房彌左衛門等も、次の間よあり、^{此時}草津に入湯して留守なり、^{關東}秀吉挨拶
 よ、此度備中表の勝利ハ、偏よ宇喜多家の武功よよれり、是よよつと毛利家
 より差出所の河邊川より東、直よ八郎殿へ進ら及也、知行あるへし、是よ
 り上京して、明智を退治して、本意を達し、八郎殿を我聳ままへしと、約
 束ま、岡山の城を出、其夜ハ沼村よ宿陣ある、秀吉の先手の惣軍釣の渡

七日説
姫路歸城
宇喜多氏
人質

をまぐる時渡し守の加子を神子田半右衛門切殺せ、其事岡山へ聞へたれ
り、他國の者を心まうせ殺せこと甚狼藉なり、堪忍からばとて、岡平内家
來を集め、具足を堅め、乗出せ、此事半右衛門も聞え、強三人は勝れたる者
を、我髪をふるく、とさいた、手の者を集め、是を待所、蜂須賀彦右衛
門、黒田官兵衛才覺まで、或宿のうらの方次みる、役中間と見へて、日は向
て虫夜尋て居る者有り、首うてとく打せ、此首を岡山へ持せ遣し、加
子を殺せし中間を成敗せしとて、詭言を言やりたる、平内へ出石迄や出
る所へ、其首持來り、且詭言せしを聞え引返して、事かく濟たることあり、秀吉
の其翌七日、沼を立、播州宇根（宇根）は著るまで、姫路へ歸陣也、岡山よりも人質
として、富川（富川）平右衛門の娘と、明石掃部（明石）を出さる、是等の人質を姫路よこめ
置て、上方へ出陣ありし、其時毛利家よりも、宇喜多家よりも、秀吉へ加勢の
人數を出したる、

秀吉岡山
ニ寄ラザ
リシトノ
説

宇根迄引取、岡山への使を以、今日立寄へき所、さし急ぐ事出來て、立寄事
叶かなく、さて罷過候、重々申通るしと言やりたる、といへり、されども
是の虚説なり、此時秀吉岡山の城へ入て、目見へせしといふ、おと、則戸川
助七郎覺書を見へ、これの、是まで知へし、又一説あり、七日は吉井川を
さるへき所、大風雨まで川水増し、越のさくて、八日は沼夜發足ありし
ともいふ、

〔常山紀談〕

五

秀吉浮田を欺きて上洛の事

光秀、信長を弑する時、秀吉備中より引返さる、此時備前乃浮田八郎秀家幼
少、あれども、長臣老将の面々いかかる謀あるや、料をささぐれば、先使を岡
山の城よりやりて、一刻もごく馳上り、弔軍を志候、岡山まで相謀べしと云せ
られ、浮田の、もとより光秀の心を通じ、秀吉乃歸路をふはぐべ
たや、いふせんといふ處、かく告來を、さらば城中まで討とるべし、願
ふ處の幸なりと、ひそく悦ぶて、其謀をぞ相議し、秀吉六月七日の
明がさ、高松より引返し、午の刻むり宮内は著て、やがて岡山へ赴く
べしといひぬらし、たるが、俄に霍亂し、さりとてうち臥し、秀家の使

宇喜多氏
光秀ニ通
ズトノ説

來りたるは、近習の者共出逢て、只今霍亂にて吐瀉せしが、腹は痛少しやとて寢入候とあへまらひて時を移せ、其間秀吉は、奥州驪といふ名馬に乗、雜卒まじり吉井川をわたり、片山を過、宇根に馳つけられ、馬はなれぬり、はて使を岡山より急ぐ事の候て、むね道を通りて過候ぬといとせられしう、浮田の人々皆あきまをなごぞ、

秀吉姫路城ニ立寄ラザリシトノ説

〔校合雜記〕

十九

扱諸軍姫路近邊を通りたるゆへ、私宅は一宿うと上下ともよおもひ、太閤もさやうよおもひ玉ふ也、官兵衛申たるを、姫路へ御馬を寄せらる候事、御無用と奉存候、うりそめの旅路も、家を出るの心遅くする物おて候、大和の筒井順慶、細川與一郎をとしめ、日向守ちかとの也、殊と與一郎を塔也、かれら馳せくわたり候に、むつろしく候に、たとへ心を合候とも、其場を立のりさる内、双方の勝負を守るに、外聞のちのそしりを思ひ、是非及す片付可申候、左様は候に、御大事なるべく候、少しも御いそぎあされ、行りけは御合戦をとしめられ、然るべく存るよし、遠慮なく申され、太閤感得あり、壹人も姫路へ立よりしをのり、打て捨ると法度を出さるより、勘（案）ケ由、一日先へ飛脚を遣ひし、姫路の町人こ

姫路ノ地子錢ヲ免ズ

も河原へ出、粥をこしらへ、諸軍勢を喰せ候事、俄に成まじきうと申遣しかれ、町人共申たるに、筑前守様はさらしき御地頭かれと、何そ一廉御奉公仕りさきと存し居候折ふし也、殊と末さのもしき殿様也、そのうへ勘解由との御差圖といひ、うさく、以て願ふ所也、悦ひて鍋釜その外諸道具を河原へ持てこひ、夥敷粥をさのへ、數萬の軍勢おれこらす喰せたり、下々の歩へ喰ひ、器をのりいつうさともかくあき捨て通りたり、をゆとも頭立、日ころ目見へいさし、さる町人とも、御樽折かと美しく捧り、太閤馬上にて酒を吞玉ひ、此度の心れ付よふ別しく満足とおをふ也、姫路町中の地子永代赦免ささる、也、今度の弔合戦必勝利を得べし、然らむいよいよ褒美を取すへき間、末さのもしく存し候へ、第一諸事物窓（窓）はさきよふよ申合せ候へと、そをく、詞を懸玉へ、町人ともうさしき、あき悦ふ事限りなし、○上下略、別本黒、田家譜大抵同シ、

〔正武將感狀記〕

六

秀吉不尊大黒天事

天正十年六月二日、明智日向守光秀、信長ヲ弑ス、秀吉備中高松ニ於テ計ヲ聞テ、毛利家ト和ヲ調ヘ、播州姫路ニ歸リ、一日人馬ヲ休メテ、京都ニ攻上ラ

天正十年六月六日

三〇〇

大黒天像
ヲ割ル

ル、ニ、川ヲ涉ル時、水上ヨリ木佛流レ來ル、馬副是ヲ取上ルヲ、秀吉何佛ゾ
ト問ル、ニ、大黒ト答フ、秀吉其大黒ヲ取テ、鞍ノ前輪ニヲシ當、短刀ヲ拔テ
二ツニ切ワリテ、大黒ハ只千人ヲ育ム佛ナリト聞バ、門出惡シト云テ捨ラ
レタリ、此時ヨリ天下ヲ望ノ大志アリト見ヘタリ、

戸川秀安

〔戸川家譜〕

一天正十年二月、平右衛門大病氣なり、その春、信長公甲州御
退治有ク、東國北國平均して、世間靜謐れよし、汝聞ク、關東草津の名湯也
ヘ、三月初、先比とて彼所に入湯也、四月に、秀吉公備中の御出張、高松城水
攻メ被成、尤飛脚度々下す、早速可歸様なき内に、明智日向守光秀、信長公
汝奉弒事關東へ聞ヘ、上野に居りし瀧川左近將監關東管領上洛れ時、北條家
支之、東國騒動也、又北國より、森武藏守川中嶋引取しに、一揆起り、人質汝
殺して登され、是も又亂る、東海道、北陸道狹る也ヘ、秀安可歸様なくして、
草津とて、八月頃歸り登テ、秀吉公に御目見、其後大坂に至り相詰ると
忝ん、此病氣起り、年々御陣も不出事多し、

同達安

一天正十年四月に、秀吉公備中表に御出陣、時に、備前味方申先手、手合に
備中宮地の城今足守の山、備前一手めて責落也、其外冠城を屠テ、其後高松城

水攻、此儀の書々（書カ）に在り、不及記、肥後守達安時、十父平右衛門の、關東草
津へ入湯して留守也ヘ、家老先手役汝して、高松へ相詰軍役を勤む、此時
分助七郎、秀吉公へ御目見申、御歸陣の時、毛利家より差出す備中川東九
萬石餘、今度汝忠に八郎殿に被下八郎殿、六月、明智合戦も、備前とて加
勢也、人質平右衛門娘、明此時播州姫路に在り、

〔附録〕

〔石井文書〕

- 六十人
- 十八人
- 五人
- 三人
- 八人
- 六人
- 拾人
- 十人

- 明石與次兵衛
- 梶原彌介
- 河井傳吉
- 出井六兵衛
- 佐地孫右衛門尉
- 郡新介
- 飯尾清三郎
- 福嶋市（正則）松

福島正則

天正十年六月六日

三〇一

渡邊了

天正十年六月六日

三〇二

百人
十五人
五人

渡邊勘兵衛
渡邊半右衛門
之のへ四郎三郎

合七百廿六人

都合千六百卅三人

天正十

秀吉(花押)

六月七日

右六月十五日より十日分、

德川家康、武田勝頼ノ舊臣岡部正綱ニ命ジ、甲斐下山ニ城カシム、

〔寛永諸家系圖傳〕

百四

岡部正綱次郎右衛門尉

天正十年六月、明智光秀、信長

を弑せ、大權現和泉の境より岡崎のゑらちをさまひく、兵を發し、明智を誅せんとおぼしめし、六月七日は御書を正綱よさまゐる、そのと葉よいとく、

○朝野舊聞哀稿ニ、按ずるは、此御書を出さざりしは、六日

此時候間、下山へ相うつり、城見立候ふふ玄んなさるべく候、委細左近左

衛門可申候、恐々謹言、

六月六日

家康御判

岡次

〔参考〕

〔武德編年集成〕

二十

六月六日、當時信甲ハ空國ト成ヘシトテ、米倉主計

介忠繼、折井市左衛門次昌ヲ以テ、國人等ヲ募ラシメ、岡部正綱ニ尊簡ヲ賜

フ、○中略、六月六日附、家康書狀ニカ、ル、前、此岡部ハ、今川ノ舊臣、後武田ニ

屬ス、依之、遠州高天神、小笠原カ舊士門奈左近左衛門俊政ハ、今川ノ貳正綱

ト知音ノ好アリ、依之、今度モ門奈氏使節ト成、

毛利輝元、禁制ヲ湯淺領ニ掲グ、

〔萩藩閥閥録〕

百四ノ二
湯淺權兵衛

今度上原就逆意、御在所与彼領分依入加、御理之通令披露、袖判之制札被進之置候、自然族之者於有之者、以此旨可被仰理候、若又彌存分申者候ハ、被遂注進堅可被申付候、可御心安候、此由從我等可申入之旨候、恐々謹言、

國司右京亮

元武判

六月五日

天正十年六月六日

三〇三

國司元武

上原元將
毛利氏ニ
叛ク

米倉忠繼
折井次昌

天正十年六月六日

湯淺將宗

湯淺治部太輔殿

三〇四

〔萩藩閱録〕

湯淺權兵衛

輝元ノ禁

禁制

輝元様

御判

右湯淺領濫妨狼藉并竹木採用之事、堅被加制止訖、若於違犯之輩者、可處嚴科之旨、依仰制札如件、

國司

天正拾年六月六日

右京亮 奉之

○上原元將、毛利氏ヲ去リ、秀吉ニ通ズルコト、五月二日ノ條ニ見ユ、ナホ湯淺將宗、輝元ニ異志ナキヲ辯疏スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔萩藩閱録〕

湯淺權兵衛

湯淺將宗
異志ナキ
ヲ辯ス

我等申分之儀、以此者得御意候、難申分候間、有增書付進之候、被引合御披露所仰候、兎角貴殿様御意奉頼候、恐々謹言、

六月廿日

將宗判

岡與

湯治太

林木らる人々申給へ

將宗

上原元將
折紙ヲ將
宗ニ與フ

元將ノ叛
意ヲ輝元
ニ報ス

一今度岩山退城之事不及是非候、其砌自元將折紙被越候、即長井方ハ見え申候、我等無別心之段明白候、就其岩崎御陣ハ元將敵心之段、遂注進候、彼飛脚歸參迄ハ、被相待可然之通申候、然處長井被申様ニハ、上原如此之時ハ、同意之衆數多可有之候條、御陣も頓可被打入候、地下一揆起候、者路次難出之條、急罷退可然之由、重疊被申事候、左候者、何篇一具可申合之段、一通可給之通申候、而如是取替候、雖不及申上候、兩三人之事ハ不可有不同候、於于今者、分々之様被申上候、歟、無御心元候、兩人申分之所、淵底伊勢豊後守殿御存知之儀候間、可被成御尋候、

一從元將被越候書狀之儀、我等別心之覺悟候者、かよしニ出可申候哉、無餘儀故ニ相番衆隨異見罷退候、彼書中ニモ、内々申合与ハ御座有間敷候、致同意候へト被申懸、る紙面候、此段共不審被思召儀ニ候者、彌被成御尋、何爲儀をも仕候而可懸御目候、其上羽柴御和平之事候之間、上原衆ハ御

天正十年六月六日

三〇五

天正十年六月六日

三〇六

尋後輒事候、理不盡之様ニ而者迷惑候間、此段隆景様御意奉頼之外無御座候、無調法書付申候間、御分別有御座間敷候、彌御尋候ハ、以口上可申上候、以上、

故織田信長側室小倉氏、美濃崇福寺ニ、信長、信忠父子ノ靈牌ヲ安置ス、

〔崇福寺文書〕

濃〇美

崇福寺ハ
信長ノ位
牌所

おさぞおとりりまよて申候、此そうふく寺うへ濃いと申しゆにて候ま、誰
くいらん申せを、御おとこり被申候へく候、そのよめニ一筆申候、うしく、

天正拾年六月六日

おる



そうふく寺

返く、このま入まいらせ候、巻んさ望時申候へく候、

一筆申候、こさへこさ程候よし御うをしく候、おららふちん取のよし、そ

のうち濃そうふく寺御てらこて、おや子のさちうをさせ申候、てら大もん

せをふ、むう身申つけて、せいさゆをよて申候、人数一人もいり候ぬやう

ニ御せつけらを候へく候、うしく、

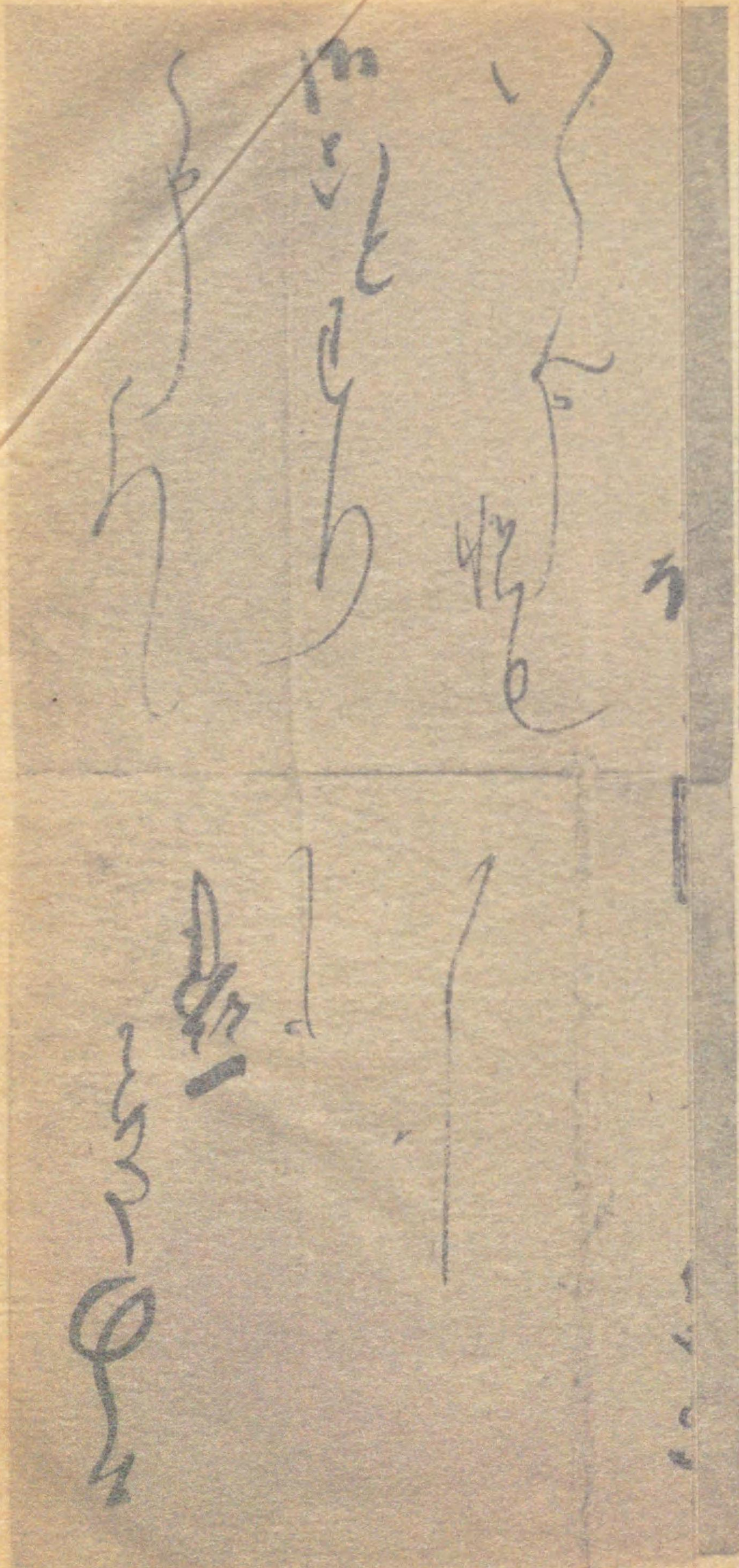
小倉氏信
長信忠父
子ノ冥福
ヲ薦ム

織田信長側室小倉氏折紙

美濃崇福寺所藏

原寸

縦 〇・三〇〇
横 〇・四三九



小倉氏信
長信忠父
子ノ冥福
ヲ薦ム

空をふ、むろ身申つけて、せいさゆをふて申候、人数一人もいり候ハぬやう
ニ御やせつけらる候へく候、うしく、

織田信長側室小倉氏折紙
美濃崇福寺所藏

原寸
縦 〇・三〇〇
横 〇・四三九

Handwritten text in cursive (sōsho) style, arranged in vertical columns. The text is a letter from Oda Nobun's side chamber, Lady Ogura, to her father, Oda Nobun. The text is written on a piece of paper that has been folded and is now laid flat. The ink is dark and the paper is aged and yellowed. The text is written in a highly stylized, cursive hand. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The text is a letter from Oda Nobun's side chamber, Lady Ogura, to her father, Oda Nobun. The text is written on a piece of paper that has been folded and is now laid flat. The ink is dark and the paper is aged and yellowed. The text is written in a highly stylized, cursive hand. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left.

織田信長側室小倉氏折紙

美濃崇福寺所藏

原寸

縦 〇・三〇〇
横 〇・四三九

Handwritten text in cursive style (sōsho) on a folded paper (origami) background. The text is arranged in several vertical columns, reading from right to left. The characters are highly stylized and fluid. A red square seal is visible in the lower-left quadrant of the text area.

五郎（惟長秀）へもんどの

ある

七日、巳權二祇園會ヲ停ム、

〔言經卿記〕三 九月十三日、戊辰、天晴、

一下粟津來、明日祇園會見物ニ棧敷申付へき之由申來候、心得之由申候、六月七日會延引也、

神祇大副吉田兼和ヲ遣シテ、惟任光秀ニ物ヲ賜フ、是日、兼和、京都ヲ發シテ、安土ニ抵ル、

〔兼見卿記〕三 六月六日、壬辰、自勸修寺黃門（兼七）書狀到來云、御用之儀在之、早

京都別儀
ナキ様命
ゼラル

々可祇候之旨仰也、即向勸黃門、令同道、祇候親王御方、御對面、直仰云、日向守へ爲御使罷下、京都之義無別義之様、堅可申付之旨仰也、仰畏、明日即可致發足、段子一卷可被遣之、即請取退出仕了、

七日、癸巳、至江州下向、早々發足、申下刻下著安土、佐竹出羽守小性新八爲案内者、召具新八、令登城跡ヨリ予登城、門外ニ暫相待、以喜介罷下之由日向守へ案内、次入城中、向州對面、御使之旨卷物等相渡之、忝之旨請取之、予持

天正十年六月七日

謀叛ノ存
分難談

天正十年六月七日

三〇八

參大房之鞞一懸遣之、今度謀叛之存分難談也、蒲生未罷出云々、令下山、町屋一宿錯亂之間不辨之爲躰也、

八日、甲午、早天、爲上洛發足畢、○中略、光秀上洛、午下刻在所へ罷上令休息、令祇候委細申入畢、御方御所様御對面、直申入畢、

兼和ヲ召
シ給フ

〔兼見卿記〕

六月六日、壬辰、自勸黃門書狀到來、御用之間、早々可祇候之

由申來、卽刻祇候了、親王御方御對面、直仰曰、日向守へ爲御使、可被下之旨仰也、畏之由申入、明日可致發足之旨申入、段子一卷被遣之、請取退出了、自御方御所者、無御音信之儀、

兼和安土
ニ抵ル

七日、癸巳、至江州安土發足、喜介、小十郎、與一、弓源三郎、弓金十郎、人夫二人、申

光秀面會
ス

下刻下著安土、召具佐竹羽州、案内者一人、新八、以此使者申案内登城、門外ニ暫相待、次入城中、日向守面會、御使之旨申渡、一卷同前渡之、予持參大房鞞遣之、次退城、一宿町屋、不辨之体迷惑了、○下略、日向守、光秀、降ラザル

八日、甲午、早天發足安土、○中略、光秀上洛ノ條ニ收ム、予午下刻^{（歸カ）}宅令休息、

參禁中、御返事申入了、

惟任光秀、山城賀茂、貴船兩社ニ禁制ヲ掲グ、

〔賀茂別雷神社文書〕

○山城

禁制

山城國
上賀茂同貴布禰

一軍勢甲乙人亂妨狼藉事、

一陣取放火事、

一相懸矢錢兵糧米事、

右條々、堅令停止訖、若有違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十年六月七日

日向守(花押)

神戸信孝、山城大山崎ニ禁制ヲ下ス、

〔離宮八幡宮文書〕

○山城

禁制

大山崎

一軍勢甲乙人亂妨狼藉之事、

一陣取放火之事、

一剪採山林竹木之事、

一相懸矢錢兵糧米之事、

天正十年六月七日

三〇九

天正十年六月七日

三一〇

一理不盡催促使入事、

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩於有之者、速可處罪科者也、仍下知如件、

天正拾年六月日

三七郎(花押)

當所之儀三七殿任御制札之旨、聊不可有異儀候、自然違背之族、速可申付者也、仍如件、

惟住五郎左衛門尉

惟住長秀

長秀(花押)

六月七日

大山崎 惣中

○信孝、禁制ヲ東寺、東福寺及ビ法隆寺ニ下スコト、便宜左ニ合叙ス、

〔東寺文書〕

○數四之九
○山城

東寺

東寺 八條境內
遍照院

禁制

一軍勢甲乙人亂妨狼藉事、

一陣取放火事、付伐取山
林竹木事、

一田畠立毛蒨取事、付相懸矢錢
兵糧米事、

右條々、堅令停止訖、若違亂之輩速可處罪科者也、仍下知如件、

天正拾年六月 日

三七郎(花押)

〔東福寺文書〕

○四
○山城

東福寺

東福寺同門前

禁制

一軍勢甲乙人亂妨狼藉之事、

一陣取放火之事、付剪採竹
木之事、

一田畠立毛蒨取之事、

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩速可處罪科者也、仍下知如件、

天正拾年六月 日

三七郎(花押)

〔法隆寺文書〕

○六
○大和

法隆寺

和州法隆寺

禁制

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉之事、

一陣取放火之事、

一相懸矢錢兵糧米事、

右條々、堅令停止訖、若違犯之輩速可處罪科者也、仍下知如件、

天正十年六月七日

三一

天正十年六月八日

天正拾年六月 日

三七郎(花押)

三一三

八日、甲午因幡鹿野城主龜井茲矩、羽柴秀吉ニ謁ス、是ヨリ先、秀吉、信長ニ稟シテ、之ニ出雲一國ヲ許ス、然ルニ毛利氏ト和シ、出雲ヲ以テ毛利氏ニ與フルコトヲ約セルニ依リ、茲矩ヲシテ、更ニ他國ヲ撰バシム、茲矩、琉球ヲ請フ、秀吉、之ヲ許ス、

〔寛永諸家系圖傳〕

百五

龜井茲矩武藏守

天正十年秀吉、毛利家を退治せ

んとて、中國ニ進發シ、備中高松の城をせむると、河水を引て城をひこせり、毛利輝元高松をまくのんうさめ、五萬人をひきゐて、釋迦ヶ嶽ニ陣とる、秀吉の陣をさる事二里餘、いはたしうとさる、秀吉和議をさのふ、六月二日、明智光秀、信長、信忠をうちふり、告あり、和議をてよふれんと、小早川隆景これをさのふ、清水長左衛門切腹して、高松の城没落せ、翌日毛利家こころひよ人質をとりうりて、秀吉開陣し、同八日、播磨の姫路ニ著、諸將をめぐりて、明智を誅戮せる軍法を議せ、時、茲矩、秀吉はまゆ、仰まいとく、汝は出雲の國をあへんとて、まてよ信長は達せ、まのまとも講和のと、輝元は出雲半國をあふ、他邦をひてこれをのそむへ

秀吉出雲
茲矩ニ
與ヘント
シテ旨ヲ
信長ニ申
ス

茲矩琉球
ヲ乞フ

團扇ヲ茲
矩ニ賜フ

茲矩朝鮮
ニ從軍ス

と、茲矩こゝへていとく、今度明智を誅せられ、六十餘州風をのそんで麾下屬をへ、我日本をひてのそまかし、絲うの琉球國を給らん、秀吉其壯勇をととて、御腰の團扇を拔て、表に琉球守殿と書、裏に秀吉と書て、判形をくのへ、直に茲矩に給りていとく、因幡の邊土あり、とや、歸て鹿野の城を守るへと、茲矩は於て、道をいそがて因州に歸る、

同十三年、從五位下、敍、武藏守に任む、
文祿元年、秀吉朝鮮を征伐せ、時、茲矩進ていとく、以前琉球國を拜領のうへ、此度琉球征伐使の御朱印をさほふへと、秀吉やむ事を得て、是をさほふ、茲矩艦艦巨艦を作り、三千五百人をひきゐて、肥州名護屋に著、秀吉は謁見せ、爰をひて秀吉の仰まいとく、朝鮮と琉球兵を分て征伐せ、兵もまゝ足へうらむ、萬一琉球の退治延引及、朝鮮を征する妨とあらん、先黒田甲斐守長政は屬して、朝鮮の都に入へ、茲矩人は抽て、功をさてん事を思ふ、故に敢て黒田は屬せ、自分の兵をもつて舟よりうり、西朝鮮に入へ、いとく、秀吉これをゆるむ、○下略、朝鮮役ノ

〔狀啓〕

三

李忠武公全書 二所收

唐浦破倭兵狀

天正十年六月八日

三一三

天正十年六月八日

三一四

龜井流求

同日、唐浦接戰時、虞候李夢龜、於倭將船、搜得金團扇一柄、送于臣處、而扇一面、中央書曰、六月八日秀吉著名、右邊書羽柴筑前守五字、左邊書龜井流求守殿六字、藏于漆匣、必是平秀吉之於筑前守處、以爲符信之物、所非、浦權管李英男、於倭將船、生擒蔚山私婢億代、巨濟兒女毛里等、而臣親問其億代、招內日不記、十五餘日前、爲賊被擄、嫁從倭將、恒在一處、倭將身長過人、氣力强壯、年可三十、晝則高坐船上層樓、著黃錦衣、頂金冠、夜則入房就宿、衾帳枕席皆極奢侈、各船群倭、朝暮來謁、俛首聽命、如有違令、斬戮不饒、時或持酒來供、或笑或語、而缺舌之言、莫能解聽、但蔚山東萊全羅道等語、則一如我國之音、當日接戰時、倭將所坐層樓、箭丸交集、初中額上、顔色自若、及其箭貫胷、失聲墜落云云、今之所斬倭將、必是筑前守、上略

○茲矩秀吉ニ琉球ヲ伐タシコトヲ乞フコト、十九年九月ノ條ニ、琉球ヲ伐タシコトスルコト、慶長九年二月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔雍州府志〕愛宕郡 陵墓門 龜井豐前守政矩塔 高臺寺之檀越、而塔在山上、石見國津和野城主也、父龜井武藏守茲矩、始領出雲國、豐臣秀吉公、欲加賜因

幡半國、茲矩辭曰、某於日本無所望、願賜琉球國、須征伐而取之、秀吉公感其志之大、則秀吉公所持之團扇面、自書龜井琉球介、而賜之、既艤出海上、逢逆風而歸、惜哉、○太平雜話 大抵同シ

前美濃北方城主安藤道苳、兵ヲ集メテ、舊城ニ據ル、曾根城主稻葉一鐵、之ヲ攻ム、道苳敗死ス、

〔白稻葉家譜〕

先代事 跡書

天正十年、貞通國政ヲ典通ニ讓ル、同年六月二日、明

智日向守、信長ヲ弑ス、是ヨリ先、西美濃ノ領主安藤伊賀守、信長ノ旨ニ忤ヒ、其所領ヲ失ヒ居タリシカ、信長ノ弑セラル、ト聞テ、舊領ニ據テ、再其家ヲ興サントス、一鐵、其主人ノ死ヲ憂ヘス、却テ其隙ニ乘スルヲ惡ミ、遂ニ安藤ヲ亡セリ、

〔寛政重修諸家譜〕

六百

稻葉良通入道號

(天正)十年六月、右府事あるのち、

一鐵、美濃國江渡の北方城を攻て、安藤道苳をよび、伊賀守某を殺し、近郷を領し、しばらく江渡に住す、

〔美濃明細記〕

六人 物

稻葉系

紋折敷三文字

天正十年六月八日

三一五

安藤道苳
京都ノ變
ニ乗ジ兵
ヲ擧グ

一鐵安藤
道苳及ヒ
同伊賀守
ヲ殺ス

天正十年六月八日

三一六

秀吉ノ不審ヲ蒙ル

貞通稻葉右京亮侍從

一鐵 天正十年六月於北方(五字註文)芝原北方也、討安藤伊賀守父子、同年秀吉得不審而殘於曾根城、糧米玉藥退大野郡清水、陳謝秀吉許之(數下同)、○上略
貞通 天正十年之頃、一鐵、貞通蒙秀吉不審、故糧米玉藥詣曾根城、一鐵退清水、貞通退揖斐、陳謝秀吉許之、○上略

伊賀系 紋上丸藤丸桐

安藤氏家系

藤原定就 伊賀太郎左衛門光就之男、濃州大野郡住、

定重 伊賀伊賀守、

守就 伊賀伊賀守、始日向守、

鄉重 後安藤下改法號通足、(通足)生利直重、安藤將監號宗齊、仕蒲

琦藤主(鐵力) 家湖美濃國諸家系圖ニハ、守就トノ郷重トノ間ニ、某田安藤叔和尙及ビ守宗安藤五左衛門トノ二人ヲ加フ

尙就 安藤伊賀守、始平左衛門力、安藤忠次郎父祖同時生害、

守重 安藤七郎、

守就 屬齋藤、仕信長有軍功、自大野郡移本巢郡北方城、天正八年、嫡子尙就

安藤守就

守就ノ弟湖叔兄ヲ祭ル

同尙就

尙就父子居谷口ニ蟄ス

安藤守重

加納悅右衛門

領知信長被沒收、道足共隱武儀郡谷口村、天正十年六月、信長生害、故父子本巢郡北方籠城、爲稻葉父子戰死、法號龍峯寺竹嚴、道足葬本巢郡外山奧村龍峯禪寺、又位牌在汾陽寺、此龍峯寺開山湖叔和尙者道足弟也、
尙就 仕信長、河渡居之、因甲州內通之沙汰、天正八年、信長怒而領知沒收、故武儀郡谷口村蟄居、天正十年、信長因生害、搆要害於本巢郡北方居之、稻葉一鐵、貞通攻戰之、天正十年六月八日、父子一族生害、北方邊安藤沒收之地也、賜稻葉、故安藤ハ爲取返其地也、
守重 大力之士也、北方城居之、父兄同時、防戰而死、守重室者山內對馬守一豐姉也、故守重之子孫在土佐高智山ト云々、守重之子、於土州號太郎左衛門之由、

稻葉一鐵家士 加納悅右衛門 武功之士也、

加納雅樂助子也、雅樂助悅右衛門父子共大野郡清水居之、天正ノ始、一鐵ノ聲堀池新之丞ヲ討ヘキタメニ、元日ニ曾根ヨリ揖斐ヘ攻入ノ時、悅右衛門鎗ヲ合ス、三本木ノ鎗ト云、此時一鐵感狀ヲ賜フ、天正十年、芝原北方ニ於テ、

天正十年六月八日

三一七

一鐵ノ感
狀

天正十年六月八日

三一八

安藤伊賀守并家老稻葉長右衛門主從ヲ討取、感狀并領知目錄寫、
今度其方於芝原夜討之刻、無比類働手柄不可存計候、猶至子孫可申傳候、
恐々謹言、

稻伊豫

一鐵書判

九月十四日

加納悅右衛門殿

貞通ノ安
堵狀

爲知行、外山之内、木知原、河内、佐原先三ヶ村支配仕候條、重而可被隨其候、
爲後日如此候、恐々謹言、

稻右京

貞通書判

(天正十一年)
三月十九日

加納悅右衛門殿

悅右衛門
伊賀守ヲ
討捕ル

今度安藤伊賀守、從河渡於北方楯籠之處討捕、并家來等迄討捕勝利之段、
感悅之至、忠節無比類候、則大野郡之内野村、更地、西上秋三ヶ村令支配候、

猶爲後鑑如是候、恐々謹言、

稻伊豫守

一鐵判

天正癸未十二月十日

加納悅右衛門殿

〔美濃國諸家系譜〕

竹中家譜 重矩竹中彦作、或ハ久作、

仕羽柴秀吉、天正十年壬午六月

六日、明智日向守依遠謀、不破郡長佐村郷士一揆蜂起ス、此時於彼地戰死ス、
年三十七才、

〔美濃國諸家系譜〕 安藤氏ノ事

守利 定重、或盛利、伊賀伊賀守

守就 伊賀日向守、又伊賀守、後

尙就 守就子、安藤太郎

女子 山内對馬守藤原一豐室、

尙重 守重共、安藤七郎兵衛、或七郎

守重 安藤伊右衛門、

女子 竹中半兵衛重治室、

尙政 安藤忠次郎、

天正十年六月八日

三一九

天正十年六月八日

三二〇

女子 丸毛河内守兼光室、

美濃四人

道信孝
ニ與ス

秀吉一鐵
ナシテ道
苙ヲ攻メ
シム

守就 母の岩手遠江守重久女、郷渡城にも住ま、住厚見郡鏡嶋、仕土岐左京大夫源頼藝、中頃仕齋藤左京大夫義龍、同右兵衛大夫龍興父子、稱美濃國人四人衆、所謂稻葉氏家、不破、安藤也、永祿七年甲子秋より、仕織田信長、天正之始之頃、守就變心而、甲州之武田信玄ニ内通ス、信長有怒、可亡之支度せらる、守就不叶ヲ察テ罪ヲ陳シ、令降參、仍テ信長一旦先其罪ヲ被宥置、其後天正八年ニ至リ、信長其舊惡ヲ憎ミ、同年二月廿日、鏡嶋ヲ改易せらる、守就則入道而號道足、武儀郡谷口村ニ落行蟄居ス、信長生害之後、道足ハ織田三七郎信孝ニ合體、而北山より本巢郡ニ出張シ、北方村ノ要害ニ楯籠る、羽柴秀吉ノ命ニ依テ、稻葉伊與入道一鐵齋攻之、于時天正十一年癸未四月十八日、守就入道於北方討死、八十餘歳也、一本ニ曰、天正十年六月八日、大野郡宮田村ニ而戰死共云、

本巢郡外山江與村、龍峰寺ニ道足ヲ葬ス、法名龍峰寺竹巖道足、位牌ハ谷汾陽寺ニアリ、

尙就 天正十一年癸未四月十八日、父一所戰死、五十歳歟、討死之面々位牌

ハ、武儀郡汾陽寺ニ有之也、

尙重 父兄同時於同所戰死、

尙政 天正十一年癸未四月十八日、祖父父等一所討死、廿才カ、

○一鐵、道苙ヲ攻ムル年月詳ナラズ、今稻葉家譜、寛政重修諸家譜ニ據リテ、姑ク茲ニ收ム、ナホ道苙、信長ノ譴ヲ蒙ルコト、八年八月十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔武德編年集成〕

一二十 六月七日、浪客安藤伊賀守範俊、濃州河戸へ明智方

トシテ出張シケルカ、曾根ノ稻葉伊豫守貞通カ爲ニ敗北ス、貞通從軍モ、加納雅樂助重通等多ク死傷ス、

〔美濃明細記〕

古戰場 本巢郡本田迫合、并同郡北方ニテ安東氏沒落ノ事

安東伊賀守守就入道道足、同伊賀守尙就、天正年中、信玄へ内通ニ依テ、信長不審ヲ蒙リ、居城河渡城ヲ退キ、谷口村山中ニ隠ル、ノ處、天正十年、信長生害ヲ聞テ、伊賀守芝原北方ニ搔上ヲ構ヘラレケレハ、稻葉一鐵、同右京亮貞通、今我領地ニ、イカニ舊主ナレハトテ、案内モナク、打入事コソ奇怪ナリト

天正十年六月八日

三二一

伊賀守ハ
一鐵ノ舊主

テ、稻葉父子モ、宮田ニカキアケヲ構ヘ、軍ノ用意ヲ致サレケル處ニ、本田村ニハ、伊賀守長臣稻葉長右衛門人數ヲ集メテ居タリケリ、一鐵ヨリ人數五六十モ遣シ、入亂相戰、稻葉左近、加納雅樂、山本六右衛門一陣ニ進テ、向フ兵ヲ討取ケレトモ、取籠ラレテ討死ヲ遂タリケル、其外寄手過半討死シ、或引取ケル時、右京亮人數八十騎計馳來リ、村瀬大隅先陣ニ進ミ、敵四五人射倒シ、彌々サシツメ引詰射カケタリ、加納悅右衛門ハ、稻葉長右衛門ト出合、久シク太刀打シテ、終ニ長右衛門ヲ切伏テ、首ヲ取テ、續ク武者二三人兩人ト、深田ノ中ニテ戰、淺手數ケ所負ナカラ、兩人ヲ切伏、首ヲ搔、須藤權右衛門、石丸權兵衛ハ、雜兵多ク所々ニテ討取、殘ル兵ヲ追拂ヒ引擧ケレハ、物始メヨシトテ、一鐵父子大キニ悅ヒ、士卒ニ糧ヲツカセ休息サセ、又北方サシテ寄ラレケリ、北方ノ内北下村ト、北方ニハ、安東伊賀守尙就、其父守就入道道足ノ弟嘉首座、或寄首座、○本書人物、尙就ノ弟安東七郎、尙就ノ子忠四郎、家老松田雁助、岡八兵衛ヲ始トシテ、五百餘人三段ニ備テ相防ク、六月七日夜半過ニ押寄、八日未明ヨリ、巳ノ刻迄追ツマクツ、戰ヒシニ、伊賀守ノ士百四五人討死スレハ、稻葉方ニモ百餘人討死ス、道足八十歳餘ノ老人ナレトモ、下

知シテ働寄手四五人討取ケル處ニ、村瀬大隅、弟古田五郎兵衛切伏テ首ヲ取、嘉首座モ強働ニテ、兩人迄切散シケルカ、村瀬大隅渡合テ討取ケリ、安東七郎尙就ノ弟ハ、無隱大力ニテ、大身ノ鎗ニテ向ヒ、十餘人突伏、爰ヲ最後ト戰シ、武光小左衛門、遠山作之丞等ヲ討取ケルニ、石丸權兵衛鎗付、須藤權右衛門兩人シテ、七郎ヲ討取ケル、權兵衛、權右衛門相討出、伊賀守尙就ハ、士卒ヲ下知シテ居給フ處ニ、加納悅右衛門十度計リ切結ンテ討取ケリ、子息忠四郎ハ、矢種ミナ射盡シ、太刀拔テ掛ラレシ時、右京亮、アレイカニト下知セラレケレハ、馬脇ニ扣ヘシ、粥川六郎拔合、暫戰シカ、忠四郎ノ首ヲ搔キニケリ、岡八兵衛ハ、十文字ノ鎗ニテ、寄手七八人突フセ追散シ、諸鎗ヲ合テ、一鐵ヲ目カケ馳來ルヲ、加納外記渡リ合テ、左ノ手ヲ打落シ、終ニ首ヲ討取ケリ、松田雁助ハ、長山與左衛門ニ手ヲ負セ、長山危ク見ヘシ時、長山カ下人馳來リ、雁助ヲ切伏セテ、首ヲ與左衛門ニ討セケル、殘ル兵モ多ク討レ、皆落行ケレハ、稻葉一鐵父子勝利ヲ得テ、一鐵ハ河渡ヘ、右京亮ハ輕海ヘ、人數ヲ擧ラレケル時、池田ノ兵、或書云、勝入ハ、二千餘河渡ヲ指テ發向ス、故ニ一鐵ハ、石川三右衛門ニ三百餘騎相ソヘ、曾我屋ニ出サル、岐阜勢ハイカナル故ニ

道足ノ戰

カ、川端ヨリ引返スヲ、石川三右衛門ハ、何ノ謀事モナク、勇進テカ、リケレ
ハ、多勢取テ返シ、石川カ人數大半討レ、三右衛門モ深手ヲ負、眞倒ニ馬ヨリ
落テ死タリ、池田勢ハ、川ヲ渡テ、早速岐阜ニ引取ケリ、コノトキ稻葉居城へ
岐阜勢シタフベキカト、一鐵ノ計策ニテ、居城ノ邊ノ村影ニ百姓七百人ニ
幟ヲ持セテ、後詰ノ体ニ見セラレケリ、伊賀守道足討死ノ時節、日比飯依ノ
禪僧和尚ハ、道足ノ骸ヲ退ケルニ、一鐵ノ家臣村瀬大隅カ弟、同太郎左衛門
イタハリ、乗替ニノセ、奥村ニ送り届ケ、道足ノ死骸ヲ葬ラセケレハ、寔ニ猛
キ武士ノ奇特ナリト、皆人感シケルトナン、

〔新撰豊臣實錄〕

七

伊賀伊賀守亡絶部

同年六月於濃州本田、伊賀守今按、一父子一族爲稻葉伊與守長通一時亡其

美濃三人

故如何者、伊賀伊賀守、稻葉伊與守、氏家常陸入道ト全者、從來齋藤山城入道
道三勇臣、世號美濃三人衆、齋藤義龍子龍興以不肖、三臣忽反通信長、故永祿
七年八月朔日、信長不意圍稻葉山城取之、爾來三臣屬信長、尤有忠氏家ト全、
元龜二年五月十二日、隨信長往勢州長嶋、爲賊死于濃州太田村、伊賀伊賀守
先年以勳志於武田信玄、今茲信長征伐武田氏之後、唱伊賀守之非義放之、不

道兵ヲ

得已、雜髮號道足、繼命於暑時、乃者依信長父子之變、安藤道足、同嫡子平左衛

門、次男七郎今按、世傳、七郎勇士尤善射、今茲二月、織田信忠欲伐武田勝頼、先

諷訪勝右衛門、妻著鐵、不蒙肯、鬚長髮、鉢卷、提長刀、雜齒敵數兵、忿追降城下、

速退、靠城門、椶木杖、刀而立、其勢將壓巴、班額之勇、信忠見之、令七郎射之、七

郎即射之、其矢忽中胸板、徹門、柱、以生貫之、女不三男、次郎右衛門等、速起聚所

分、散之、兵於美濃國本田、根、東、一、里、半、下、戸、今、按、在、自、本、穗、積、二、里、聞、說、此、所、書

積、未、知、是、否、穗、三、所、營、要、害、下、戸、寨、平、左、衛、門、同、七、郎、守、之、穗、積、寨、三、男、次、郎、右

衛、門、守、之、道、足、自、據、本、田、壘、斯、時、稻、葉、伊、與、入、道、一、鐵、讓、祿、於、家、嫡、右、京、進、貞、通、

今、按、信、北、方、退、清、水、城、今、按、在、自、曾、根、右、京、進、在、揖、斐、城、今、按、斯、城、初、堀、池、半、丞

也、一、鐵、追、出、之、而、後、右、京、進、稻、葉、彦、六、今、按、右、京、進、嫡、子、也、忠、次、同、忠、次、郎、同、修

據、此、城、清、水、與、揖、斐、隔、半、里、稻、葉、彦、六、今、按、右、京、進、嫡、子、也、忠、次、同、忠、次、郎、同、修

理、進、今、按、信、長、姪、也、彦、六、及、家、臣、稻、葉、土、佐、今、按、住、東、二、里、在、等、守、曾、根、城、今、按、

清、水、棧、斐、更、一、鐵、聞、安、藤、道、足、之、勃、興、進、兵、欲、抑、之、乃、命、忠、次、郎、修、理、進、暨、土、佐

地、皆、在、濃、州、一、鐵、聞、安、藤、道、足、之、勃、興、進、兵、欲、抑、之、乃、命、忠、次、郎、修、理、進、暨、土、佐

三人、令、擊、道、足、彦、六、留、守、城、各、出、曾、根、圍、本、田、一、鐵、右、京、進、出、於、清、水、揖、斐、爲、後

援、本、田、壘、以、急、遽、結、搆、尙、疎、守、兵、尤、寡、故、一、鐵、兵、荐、突、戰、屠、城、忽、擊、道、足、一、鐵、向

道、足、頸、曰、汝、本、我、兄、讐、也、今、日、散、多、年、之、鬱、憤、於、是、一、鐵、父、子、焚、五、六、橋、今、按、在

速、納、兵、是、疑、平、左、衛、門、七、郎、等、之、從、下、戸、來、救、也、濃、州、西、方、城、主、不、破、河、內、守、沒

一鐵道足

真柄加介

貞通安藤
平左衛門
才攻ム

後以嫡子彦三城越前府中次男彦五郎繼父遺跡在西方壘今茲信長欲征毛利輝元赴洛彦五郎亦隨其役而徂時信長父子薨彦五郎在京師未歸留守家臣等甚訝彦五郎之生死真柄加介家氏今按加介八池大納言平賴盛二十二世之胤真柄左馬助景忠孫也朝倉義景勇士真柄十郎左衛門家經等一族進曰亂世特添洛變危殆不可言當此時豈可無城主稻葉右近大夫守今按一鐵末子不破水河內者我主之妹聲也不可訝決京師之安否之間假招之以爲城主各善之右近應其招而來守西方壘於是右近議真柄加介不破平介曰今日依急遽之戰吾被礙行程今按自西方至本田則不隔八條加野曾根等不料漏本田之軍尤爲遺恨明日欲疾徂拔下戶壘各從之否今按一鐵以斯趣真柄肯之議諸士各諾之乃翌日遲明至下戶壘真柄加介不破彦大夫及真柄僕從川今按島川瀨又作等也九介後任仙石權兵衛天正十四年九月於豐後與島津中務少輔家久戰爭時有勇功後又任加藤主計頭於朝鮮顯數廻之軍功以下二十餘人先驅進大手門城主安藤平左衛門出城外窺敵於竹裏敵既進來平左衛門欲退城真柄急進與平左衛門接鑓以通路甚險隘城兵不救之平左衛門忽走入壘閉門右近亦拖諸卒競來加介彦大夫追平左衛門至門前自城中築地上矢二筋來中真柄徒削其甲冑不傷身其矢大如笛竹真柄見知爲七郎之弓勢大呼曰放矢者見七郎勇士不可誤門外魁士真柄加介不破彦大夫者

也何開門不快戰於是七郎拖弓矢飛築地令發門時甲士三十餘人傾兜跪坐各携鑓於膝以不亂列今按七郎就中七郎一人提十文字鑓挑來真柄亦競進突戰彦大夫以下六人繼真柄疾來接鑓七郎不屑之以十文字搦之拂擲七人揚鑓再突之七郎又搦如前真柄獨扣鑓突其罅遂傷七郎面頰忽顛倒真柄捨鑓拔刀進欲斬首七郎大怒偃以所持之鑓今按真柄僕執此十文字來橫手一云拋突傷真柄足故真柄亦蹇僵不能起斯際裏門皆破今按下戶壘外未堅固以是脆而右近兵悉入城中七郎又起揮刀拂數敵而速退與兄平左衛門一所以突戰立擊兵十餘人然以兄弟多蒙疵平左衛門爲石生權兵衛今按稻葉被擊七郎爲須藤彦內門今按須藤權右衛門子時十六歲殞命今按七郎爲勇於是右近斬敵百餘頸遂奪城舉凱歌真柄僕亦各得首今按鳴川九介擊萩原者果一鐵右京進忠次郎修理進及土佐等率多兵來爲後援一鐵大感右近即成之功且稱真柄拔萃之勇先捫腰間信國刀以爲當坐之賞稻葉彦六亦出曾根赴下戶大垣今按美濃城主氏家左京亮聞之欲潛襲曾根壘今按自大垣發兵於真渡村而舉煙彦六聞之速歸曾根左京亮兵辟易不得直退南方廻池尻今按廻池尻而退彦六將稻葉伊左衛門自西呂久經直路赴大垣悉燒一色村木戶村邊而歸道足子

安藤次郎
右衛門

秀吉一鐵
ヲ討タ
トス

一鐵秀吉
ニ降ル

鏡島城主

天正十年六月八日

三二八

安藤次郎右衛門在于穗積聞道足平左衛門七郎等之戰死不得已燒城自殺堀彌三郎以平日之好介錯之轉其刀切腹入焔中而同死人皆感之秀吉誅明智光秀之後爲鎮尾濃之凶亂發兵於二州就中稻葉一鐵闖時變好私滅安藤者返逆甚其罪尤深故秀吉怒欲征伐之今秀吉謂一鐵素志在欲吞濃州一且秀吉與道足好故欲伐一鐵而已一鐵聞之將入曾根城防戰秀吉親率兵入濃州長松壘今按竹中伊豆守據也此云進軍於赤坂邊時一鐵子稻葉勘右衛門今按一鐵別腹庶久仕秀吉大憂諫父荐令乞降於是一鐵使其臣石子三左衛門稻葉伊左衛門謝之曰安藤伊賀守者信長在世一放逐之今安藤聞信長之變恣起搆數多新寨燒五六橋東斷往還企返逆以是吾儕速徂擊之始謂他後公大賞之今却爲吾怒數兵來是按外之甚也嗚呼恨不奈忠變爲仇冀公炤營秀吉伏其利口許之莽安本領一鐵大喜俾嫡子右京進爲質而後秀吉班師

○以下安藤道苴等ノコトニカ、ル、

〔濃陽諸士傳記〕

中 安藤氏之事

厚見郡鏡嶋の城主安藤民部藤原守行（地）入道して道足と號嫡子伊賀守守就（地）鏡嶋之城主あり二男五郎左衛門尉守宗（宗）の、本巢郡輕海村砦の城に住せし

が元龜二年辛未五月十二日夜太田村七屋敷と云所にて氏家ト全と一緒に討死す三男七郎左衛門尉守之（元）の、本巢郡芝原村北方に要圍に住せ（同）同伊織盛元の何方へも出仕せせ本巢郡小柿村に屋敷を構住せ同のれ國枝大和守の池田郡本郷村に住せ明應四年七月五日死法名前和州宗椿禪定門加藤左衛門尉光長の黒野城主あり是皆藤原守長卿之末孫あり土岐氏の守の臣也土岐舊臣比内にて安藤稻葉を第一とせ道足嫡子伊賀守守就始の伊賀日向守といふ土岐滅亡の後齋藤に屬し其後信長公之臣と成度々之忠戰を盡したるう天正の初心替して甲州武田に内通せ信長公怒り甚敷攻可亡御支度あり依之父子共鏡嶋の城を落北山に身を隠して後信長亡ひ給ひしと聞本巢郡北方村に要圍を構へ楯籠稻葉入道一鐵同右京亮大野郡宮田村に陣せ一鐵の臣稻葉長右衛門本巢郡本田の要害に有て相戰見延村の城より原掃部亮後とりさしとさみ攻之天正十年六月七日宵より八日の朝まで息をもけりて責戰道足討死嫡子伊賀守三男七郎左衛門尉○美濃明細記尙就弟七郎二作ル伊賀守嫡子忠次郎道足舍弟琦藏主父子兄弟五人家臣廿餘人討死す此七郎左衛門の山内對馬守一豊に姉婿にて七

天正十年六月八日

三二九

山内一豊

竹中重治

天正十年六月八日

三三〇

郎左衛門子を一豊扶持し置土佐之山内鞆負の先祖也、右五人の位牌、東美濃國汾陽寺ニあり、北山ニ蟄居何れの所とも、討死の場所不知不審也、又伊賀守討死之節、幼少の子あり、高屋氏の家にて生長の由、家名、實名死去之節不詳、菩提城主竹中半兵衛尉重治ハ伊賀守躰也、

〔花押彙纂〕

部ア之 安藤守就

日分

花押

○立政寺文書(貞選)
永祿貳十二月十日附立政寺納所宛甲斐守衛安外四名連署禁制

伊賀守

貞通

○立政寺文書(美濃)
永祿七月七日附禁制
○伊賀守無用ハ安藤道苙ナリ
ヤハ其子尙就ナリヤ未ダ詳
ナラズニ收ム

〔美濃國諸家系譜〕

家竹中

重治 竹中源次

妻ハ厚見郡鏡嶋城主安藤伊賀

守守就女也、

○稻葉一鐵同貞通連署シテ、禁制ヲ美濃大龍寺ニ掲グルコト、便宜左

ニ合叙ス、

〔大龍寺文書〕

濃○美

禁制

大龍寺

一當寺濫妨狼藉并陣執借宿棟別門並之事、付 門前課役同前、

一山林竹木伐採之事、

一寄進之地并祠堂方買得之田畠、先規相定年貢諸役等之外、臨時之課役申懸之事、

右條々、於違背輩者、可處嚴科者也、仍如件、

天正拾年

六月日

貞通(花押)

一鐵(花押)

是ヨリ先、柴田勝家、兵ヲ率テ越中ニ入り、上杉景勝ノ兵ト戦フ、是日、

天正十年六月八日

三三一

一鐵大龍寺ノ禁制

景勝、屬將越後色部城主色部長實ニ書ヲ與ヘテ、京都ノ變ニ依リ、勝家等ノ退陣セルヲ報ジ、機ニ乘ジテ、越中ニ馬ヲ出サントスルコトヲ告グ、

〔別本歴代古案〕^{十三}

態申届候、仍上邊凶事依出來、越中ニ在陣候、越前柴田、賀州、能州、越中之者共迄、悉敗軍候、然者爲仕置可令出馬候、巨碎^細本庄彌次郎ヲシヘ申届候間、定可相達候、謹言、

六月八日

景勝

色部修理大夫殿

〔上杉年譜〕

景勝十六

略 然ル所ニ、去ル^{六月}二日、信長ハ惟任、日向守光秀カ爲

ニ、京師本能寺ニ於テ生害シ玉フ、秋田城介信忠ハ、二條ノ亭ニテ自殺ノ由、同七日ニ、信甲越ニ相聞ユ、信長ノ軍士コレヲ聞ト齊ク、此行誰カ爲ニカ戰ントテ、各前後ヲ分ツテ、上方ヘ登ルモアリ、領所ニ走歸ルモアリ、分崩離散シテ、一日一夜ノ内ニ、螻蟻ノ如ク集タル信長勢、今ハ一人モ留ラス、悉皆引退キ、甲州、信州、越中ハ、大風ノ止カ如クニ靜謐ス、コレニ付テモ、魚津籠城ノ諸士運命ノ盡ル所、五三日ヲ期スナラハ、喜悅ノ眉ヲ開クヘキト、今日猶惜

勝家等悉ク敗軍ノ爲メ出馬ノ爲メ出

京都ノ變報到ル信長勢分崩離散ス

色部長實

本庄彌次郎

景勝京都變ノ諸將

ス者ハナシ、松倉在城ノ諸士モ、辛キ命ヲ遁レケル、越府ニテ公モ聞シ召レ、所々ノ城主ヘ、御書ヲ以テ、此旨ヲ仰下サル、色部修理大夫ニ御書ヲ下サル、上方ニテ、信長生害ニ依テ、越前ノ柴田、賀州、能州、越中ノ者トモマテ悉ク敗軍ス、此節ニ臨ンテ、御仕置トシテ御出馬アラハ、一變ニ手裏ニ入ラルヘキ事、案ノ内ニ思召サル、ノ由ニテ、件ノ趣ヲ本庄彌次郎方ヘモ、仰遣サル、間、定テ相達スヘキ旨ナリ、其御書云、^{○下略、六月八日附、色部長實宛、景勝書、狀ニカ、ハ、ル、前掲別本歴代古案ニ大抵}

○景勝、能登ノ地ヲ畠山左近將監ニ與ヘント約スルコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、ナホ景勝、京都ノ變ヲ佐渡ノ諸將ニ報ズルコト、上條宜順、景勝ノ越中ニ出陣セントスルコトヲ唐人式部大輔ニ報ズルコト、越中ノ諸將、景勝ニ書ヲ遣リ、信長ノ横死ニ依リ、國中動搖セルヲ以テ、兵ヲ出サシメ、コトヲ請フコト、及ビ景勝、小島昌虎等、信濃新附ノ諸將ニ所領ヲ安堵セシメ、或ハ采地ヲ給スルコト等、便宜左ニ合致ス、

〔本間文書〕

急度申届候、仍而當月二日、於京都信長父子三人切腹、依之越中能州諸要害

天正十年六月八日

三三三

天正十年六月八日

三三四

打明美濃尾張之者共悉遁失候、然間國中相殘國人等、皆々復先忠之間爲仕置与、令出馬候、各爲疑心之、到來之書中一書差越候、目出吉左右彌可申候、恐々謹言

六月十二日

景勝

本間對馬守殿

本間但馬守殿

本間信ノ守殿

本間彌太郎殿

本間下総守殿

本間歸本齋

本間山城守殿

〔川邊氏舊記〕

二

中様ニテ内封

唐式進之候

宜順

就信長切腹、上方之様子、具書面誠入魂之至、祝著候、隨而其比安城以其方忠

節、屬御手之由聞届候、御旁城御感之旨、雖可及、甲世外之儀條、無是非候、尤

此刻急速可爲御進發之旨、彌馳走肝要存候、關信甲諸侍共、逐日一味候於時

宜者可心安候、爲先衆未境之地居陣候、委曲期來音候、恐々謹言、

六月十六日

宜順(花押)

唐式

〔伊佐早文書〕

○羽前

謹奉言上候、抑今度小田七兵衛并明地其外面々七首色替、至下京、信長滅亡、

必然之仕合、毛頭無所疑御事ニ御座候、誠御本望不可過之候、就其自此方於

兩度、以飛脚申上候、定而可致參著候、菟角此上之儀者、於御進發者、不移時日、

都鄙可屬御本意事、目前御座候、就中今月十日ニ、佐々藏助自富山人數入申

處ニ、小甚、寺中走合、遂一戰、兄弟共失利、數多爲討申候、其機迫を以、拙者陣所

へ取懸申候處ヲ、遂一戰、佐々名字之者共三人、其外人數百餘討取申候、於手

前、乍恐無油斷御事ニ候、此等之旨、於御前可然御披露奉仰候、恐々謹言、

湯原八丞

六月十九日

國信(花押)

天正十年六月八日

三三五

景勝ハ速ニ出陣ス
關東信濃
甲斐諸
勝逐日景
味

信長滅亡
本望之ニ
過ギズ
景勝進發
セバ越中
ハ景勝ニ
屬スベシ
佐々成政

天正十年六月八日

三三六

直江與六殿○上杉古文書十二所收六月十九日附見海主計助宛國信書狀大抵同シ

信長ノ分國正體ナシ
佐々成政
景勝ノ指圖次第ニナルベシ

態令啓達候、仍去二日、信長切腹之儀、定而貴邊可有聞得候間、具不能申述候、依之彼分國之義、無正體之由候、當州之儀、先以佐內藏（佐々成政）在國候、雖然彼內輪未落居之體候、此節太守（景勝）於御出馬者、都鄙可屬御本意候儀、歷然候、此表之儀、何分ニ後、貴國御指圖次第ニ可成其催候、右之趣、只今捧愚札候間、可然之樣可預御取合候、隨而萬用爲調略、今度到山口取出候處、佐內藏取懸候間、既及一戰候キ、手前無人故被執仕場口惜存候、併一騎一人不摺ニて候間、再興候義、近々可成其屬候、諸事返答可預示候、恐々謹言、○日附宛名共ニ關ク

〔歷代古案〕

先日者御書被下候、奉頂戴候、仍其御表彌諸口被思食御儘之由、目出至極奉存候、然而一昨二日御越河之由申來候、何方訖（迄）被出御馬候哉、昨今者一向ニ御左右無御座候間、無心元奉存候、隨而上口様子委不承候、一昨日從須田（相模）守方食仕之者罷越、才覺申分者、自明智所魚津（迄）吏者指越、御當方無二御馳走可申上由、申事候与承候、實儀候者、定自須田方直ニ吏（上）可被申候、將

光秀ヨリ使者來ル

能越兩州ノ仕置

又推參至極申事ニ御座候得共、其元之儀、大方御仕置被仰付候者、早速被納御馬、能越兩州之御仕置被成之、御尤之由奉存候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

追而申上候、兵部事萬端無調申故、遲々申様ニ候、聽而致用意、可被立由申事候、以上、

河隅越中守

忠清〔花押〕

河隅忠清

飯山

〔歷代古案〕

今度於致忠信者、本田石見守飯山城領、并同心上倉三河分、同本田當國知行分、不可有相違候、其上飯山實城可差置候、爲後日執達如件、

六月六日○上杉年譜、十日ニ作ル

景勝御居判

小幡山城守殿

小幡昌虎

任持來旨出置地之覺

天正十年六月八日

三三七

天正十年六月八日

- 一 小松原百貫文 山共三
 - 一 日賀野參拾貫文
 - 一 信府之內八拾貫事
 - 一 東條百七拾貫文同心領
- 右不可有相違者也、仍如件、

天正十年

六月廿日

小幡山城守殿

景勝

〔小幡文書〕

今般忠信付而任望之旨、本領不可有相違候、彌可走廻事肝要候、仍如件、

天正十年

六月廿七日

小幡山城守殿

景勝
朱印

〔歷代古案〕

四

今般可勵忠功之旨、神妙之至候、就之本領之儀不可有相違候、猶有忠信勞功

者、尙以可相感者也、仍如件、

天正十年

六月十三日

栗田民部介殿

景勝

栗田民部介

〔大日方文書〕

〇信濃

今般可有忠信之由候間、任望之旨、二柳出置者也、仍而如件、

天正十年

六月十四日

春日狩野介殿

景勝
朱印
天〇印
軍地摩
刺文

春日狩野介

鹽田郷

任望之旨、鹽田郷之内前田村之内、上務三百貫文出置者也、仍如件、

天正十年

七月廿四日

春日狩野介殿

景勝
朱印
天〇印
軍地摩
刺文

天正十年六月八日

天正十年六月八日

三四〇

今般可有御忠信任御望之旨、御證判相調進候、此上早速一功之御圖尤候、猶上平可有口上候、恐々謹言、

直江

兼續(花押)

六月十四日

春日三河守殿

春日能登守殿

參御宿所

同 三丞殿

同 狩野介殿

〔信濃寺社文書〕

乾

今般可有忠信之由候間、任望之旨、河中嶋藤牧出置者也、仍而如件、

天正十年

六月十四日

春日三河守殿

丸御朱印

春日三河守

任望之旨、鹽田之郷内保屋村之内、上務三百貫文出置者也、仍如件、

天正十年

七月廿四日

春日三河守殿

丸御朱印

〔歷代古案〕

七

於信州本領之事者勿論、爲加恩^(御世)り^(進)た^(進)ま^(進)は^(進)ち^(進)ま^(進)、岩井遣之者也、仍如件、

天正十年

六月十五日

岩井民部少輔殿

景勝

岩井民部少輔

〔別本歷代古案〕

十三

今般於其地、可抽忠信之由候間、任望之旨、草間并^(進)ま^(進)ん^(進)出^(進)之置者也、仍如件、

天正十年

六月十六日

岩井常陸介殿

景勝

岩井常陸介

〔歷代古案〕

六

今般可有忠信付而出置地之覺

天正十年六月八日

三四一

夜交之郷

天正十年六月八日

三四二

一夜交之郷

一うき

一新野

一岩舟

以上

右不可有相違者也、仍如件、

天正十年

六月十六日

夜交左近助殿

景勝様御朱印

夜交左近助

〔別本歴代古案〕_{十五}

任望之旨、本領并南郷出置之者也、仍如件、

天正十年

六月十八日

上野新三郎殿

景勝

上野新三郎

〔歴代古案〕_四

任望之旨、本領之儀者勿論并新恩所付無之條、重而差圖次第可出之者也、仍

如件、

天正十年

六月十八日

鑪孫左衛門尉殿

景勝御朱印

鑪孫左衛門尉

〔歴代古案〕_五

任望之旨、本領并吉村出置之者也、仍如件、

天正十年

六月十八日

鑪石伊豆守殿

景勝

鑪石伊豆守

任望之旨、本領并府野出置之者也、仍如件、

天正十年

六月十八日

櫻靱負尉殿

景勝

櫻靱負尉

天正十年六月八日

三四三

天正十年六月八日

〔別本歷代古案〕

十三

今度就可有忠信出置地之覺、

一水内郷

一日名

一不か夏目

一とる

以上

右此外本領不可有相違者也、仍如件、

天正十

六月十八日

香坂能登守殿

景勝

三四四

香坂能登守

〔歷代古案〕

四

今般無二可有忠信由感悅候、然間任申旨、本領不可有相違候、并可為直奉公者也、仍如件、

天正十年

六月廿日

關下野守殿

景勝御朱印

關下野守

同越前守殿

同越前守

原大和守殿

〔歷代古案〕

七

任望之旨、本領不可有相違候、新恩之儀、可為忠信次第者也、仍如件、

天正十年

六月廿一日

大室左衛門尉殿

景勝御判

大室左衛門尉

〔高橋文書〕

前〇羽

今般忠信付而任望之旨、本領不可有相違者也、依而如件、

天正十年

六月廿七日

〇上杉二年講、八月五日作ル、

景勝朱印

窪嶋日向守殿

〔歷代古案〕

四

天正十年六月八日

三四五

窪嶋日向守

天正十年六月八日

今般抽忠信付而本領之儀出置覺

一 小布施之内堀江分

一 六川之内清水分

一 八幡料所之内貳拾貫文

一 一本木六塚共ニ

以上

右全可令知行者也、

天正十年

六月廿八日○上杉年譜、八、景勝

窪嶋日向守殿

西條治部少輔

〔別本歷代古案〕十三

任望之旨、本領并嶋立千貫之所出置者也、仍如件、

天正十年

六月廿九日

西條治部少輔殿

景勝

〔上杉年譜〕

景勝六六

同月十三日、十五日信甲ノ士小幡山城守昌虎、栗田民

部、清水三河守、岩井民部少輔、同常陸介ヨリ、今般信甲ノ地御出馬ニ於テハ、

筋骨ヲ粉碎シテ、忠信ヲ勵シ奉ルヘキ由言上ニ付、其勳功ニ隨テ、各食邑ヲ

充行ルヘキ旨盟約アリ、其御書云、宛○中略、天正十年六月六日附、小幡山城守

印狀ニカ、ル、前掲

歴代古案ニ同シ、

態申届候、仍京都之儀、定而不可穩便候、然者此節被屬當方、於被忠信者別

而可相感候、爲其令馳一翰候、恐々謹言、

六月十三日

景勝

清水三河守殿○中略、天正十年六月十五日附、岩井

民部少輔宛、及ビ同日附、岩井常陸介

宛、景勝安堵狀ヲ載セタリ、前掲歴

同月十六日、信州ノ士市川治部大輔（多カ）信處、夜交左近助味方ニ屬シ、彌軍功ヲ

抽スヘキ旨誓約アレハ、各其志ヲ感賞シ玉フ、其御書云、

今般可有忠信付而出置地之事、

一 自綱取奥郡年來所務之所、

一 家中 江勝頼直恩之所、

清水三河守

天正十年六月八日

天正十年六月八日

三四八

一仁科之内小岩竹西卷一跡之事、

以上

右不可有相違者也、

天正十年

六月十六日

景勝

市川信處

市川治部少輔殿

○中略、天正十年六月十六日附、夜交左近助宛、景勝朱印狀ニカ、ル、

前掲歴代古案ニ同シ、

同月十八日、上野新三郎、鑪孫左衛門、櫻靱負介、立岩伊豆守、香坂能登守等、古

ヨリ甲府ノ旗下ニ屬シ、各邑ヲ信州ニ食トイヘトモ、此度軍功ヲ勵シ、越後

ニ屬スヘキ由誓約スルニ依テ、其志ヲ感シ、思召シ御書出アリ、其御書云、○

略、天正十年六月十八日、上野新三郎、鑪孫左衛門、櫻靱負介、立岩伊豆守、香坂能登守宛、景勝安堵狀ニカ、ル、前掲歴代古案、及ヒ別本歴代古案ニ同シ、

同月廿一日、信州ノ士關下野守、同越前守、原大和守、駒澤主税助、大室左衛門

景勝ニ御書ヲ下サル、今度信甲ニ向ヒ、御出馬ニ於テハ、各無二忠功ヲ勵シ、信州

一變ニ御手ニ屬スヘキ籌略、我輩豈他ヲ願望スヘケンヤ、此旨兼テ越府ニ

志ヲ通シケル故、公ニモ盟約ヲ變セサル爲、早速采地ヲ充行ハルヘキノ段

仰出サル、其御書云、○中略、天正十年六月廿日附、關下野守等三人、及ヒ大室

同日、小幡山城守、今般無二忠信ヲ勵スヘキ旨、言上スルニ依テ、先達テ誓約

ノ爲、食邑ヲ充行ハルヘキ御書ヲ下サル、所ニ追テ願奉ル趣ニ任テ、先主

勝頼充行ハル本領安堵仕度旨、委曲聞シ召シ分ラレ、重テ御書出ヲ玉ハル、

其御書云、○中略、天正十年六月二十日附、小幡山城守宛、

景勝朱印狀ヲ載セタリ、前掲歴代古案ニ同シ、

同月廿九日、信州ノ士遠山丹波守、西條治部少輔ヨリ、今般信甲ノ地御出馬

ニ於テハ、心ヲ誠粹ニ完シ、功ヲ忠信ニ抽ス、此旨兼テ言上スルニヨリ、其驗

トシテ、食邑ヲ充行ハルヘキ由御書ヲ下サル、其御書云、

沼田在城尤候、并信州八幡、松田一跡、但百三十貫文除、其外知行同心共出

置者也、仍如件、

天正十年

六月廿九日

景勝

遠山丹波守殿

○下略、天正十年六月二十九日附、西條治部少輔宛、景勝安堵狀ニカ、ル、

前掲別本歴代古案ニ大抵同シ、

○柴田勝家、森長可等軍ヲ退クルコト、便宜左ニ合致ス、

天正十年六月八日

三四九

天正十年六月八日

三五〇

柴田佐々
前田森等
何レモ逃
登ル

〔景勝一代略記〕 一天正十年六月二日、上方よて、信長公明地（忠）に被討給ふ事相聞え、右之北國口ノ上方衆々（成）魚津城前田利家等ヲ云フ、佐信州口ノ森勝三、何も取物（も取力）ごり不合逃登也、

〔加賀前田家譜〕

利家事跡 六月四日、飛檄京師ヨリ至リ、曰ク、織田父子、明智光秀ノ爲ニ弑セラレ、上國大ニ亂ルト、是ニ於テ各々軍ヲ班ス、

〔能登國鳳至郡諸橋次郎兵衛傳書〕

加能越古文 天正年中、魚津御陣之時、信長公御切腹ニ付、魚津ハ御馬被爲入候時分、御船ニ被爲召候處、大風吹出、其頃次郎兵衛罷在、越中海老江明神より放生津まで、御座船次引届、御著岸奉成、佐々内藏助殿、放生津ニ而御振舞被申上、其節諸橋御代官ハ、奥村伊興守殿、村井豐後守殿、小塚藤右衛門殿、今日船中ニ而辛勞之儀、御満足ニ被思召候旨、御船中ニ而被仰渡、扱放生津より御船出し、大境ハ夜中押入候時、御供篠原出羽守殿、奥村河内守殿、村井豐後守殿、此御三人如被存候、大境之孫市与申肝煎次、案内者ニ頼度与存候所、不在合ニ付、益ニや与申者次頼可申与存罷越候處、此者も不在合、女許居申候ニ付、女ニ而も案内者ニ可仕哉と申上候處、其通ニ被仰付、七尾迄、夜中之御案内仕、御道具者、次郎兵衛之

四日京都
變越
中ノ到ル
諸橋次郎
兵衛魚津
利家乗船
放生津ニ
著ク

大境ニ入

利家七尾
ニ歸ル

船ニ積入、七尾まで乗付、夫々指上申處、今度之爲御褒美、御帷子壹枚被下候、穴水之城御普請被爲成砌も、諸橋六郷百姓中ハ御書被成下ニ付、則次郎兵衛召連罷越御用相勤、其外色々働共有之ニ付、天正十一年十二月、諸橋高之内を以、貳拾俵御扶持拜領被仰付候、御印物寫、
諸橋村高之内を以、貳拾俵令扶持畢、惣地下之儀可肝煎事專要候也、
天正十一年十二月朔日 御印
もろとし
二郎兵へ

〔森家先代實錄〕

長可君 同年六月、越後國之内上杉景勝の領分關山邊まで、武州君働入給ひ、在々放火して、三本杉と云所ニ陣ヲ居ておひします所、六月六日、未下刻濃州金山ハ早飛脚到來し、越後の景勝ヲ切鎮ん爲、川中嶋津城ニテ仕置等被仰付御安、六月二日、惟任日向守光秀謀叛ニ依て、信長、信忠御兩公、於京都弑らせ給ひ、并御同氏十三人、且亦蘭丸君、坊丸君、力丸君とも、本能寺ニおゐて討死し給ふ由告來、武州君右之趣聞給ひ、思寄さば信長公の御生害、御舍弟討死し給ふ事、大ニ驚給ひ、御愁傷不淺、早々海津城へ

京都ノ變
報長可ノ
陣ニ達ス

天正十年六月八日

三五二

長可申合
戰ノ爲上
ス洛セント

武田氏ノ
舊臣等
人質ヲ返還
ナ乞フ

春日周防

一揆長可
ヲ襲フ

天正十年六月八日

三五二

御歸陣被成家老番頭を被召、御評儀（御評儀）の所、此上（御評儀）の一刻も早ク上方へ御登被成、信長公の弔合戦さされ、明智光秀可討滅計略の外有間敷とて、其用意被成候處、信州の武田方の先方の城主共、并地庄官春日周防等、徒黨ヲ組、前（御評儀）の御入郡の刻、取置れし人質、長可君の所（御評儀）あり、上洛有るに於て、人質悉ク返し給へ、とらするに國人兵ヲ以跡ヲ慕ひ、又ハ路次のせつ所（御評儀）よて、さへきる事も有へしと、使者ヲ立ツ、長可君是ヲ聞て大ニ怒り、信長公不慮有るに依て、汝等我ヲ侮てかくいふ、人質返スへうらす、汝等我ヲうらひ、我ま（御評儀）の汝等ヲ打て、信長公ヲ弔ひ奉るへし、我首途明後十八日辰刻也、汝等戦（御評儀）と戦フへし、人質返スへうらすとて、使者ヲ返されたる、先方の城將共ハ、御尤千万と一し、深切ある者多し、春日周防ハ、國中の一揆ヲ催し、方々山取ヲ致ス、大塚次右衛門ハ、無事ヲ取結んとて、春日周防方へ行て、其方嫡子庄助ハ、且那烏帽子かとして、森氏へ遣し、森庄助とも名乗し所（御評儀）、其方今度一揆は組し候事、前代未聞の不義也と、古今ヲ引、理ヲ盡し諫められ、流石の周防も納得し、兎にも角にも次右衛門殿頼入と、互ニ罰文取遣し事治りぬ、故に武州君御手勢三千五百餘、川中嶋ヲ打立給ふ處（御評儀）、一揆の兵三千餘、筑摩

川の邊ハ潮の湧るう如くお追來る、可兒庄六、同藤助、佐中五兵衛、汲田九助、豊前采女ヲ初とし、數百騎引返し突立々れ、一揆の奴原追崩して、散々（御評儀）に成て引退ク、味方も勞したる間、桑原ハ、戸田勘左衛門、野呂助左衛門、加木屋宇右衛門等ヲ初め、新手の者共引替て後殿ス、一揆の奴原喰留（御評儀）とて、又追來る、折節猿（御評儀）馬場の峠峯麓も雲霞ニ不見分故、後陣ニ攻合あり共不知して、先陣千餘騎を峠ヲ越て、麻績の在家へ入て休ミ居たる由、後殿の衆も、一揆原ヲおびうん爲、猿（御評儀）馬場の峠ヲ捨鞭打て逃登ル、一揆の多勢方便（御評儀）の不知、利を得（御評儀）りと勇ミ進（御評儀）テ、三千計坂ヲ打登ル、峠の八歩比迄敵追登ル所ヲ、味方の勢呼續て、千五六百鎧追取峯より下る（御評儀）、一度は突進て切崩々れ、何うハ以怵へき、一揆の奴原人かゞを突て追崩、手負死人いや（御評儀）、上よぞ重りたる間、一揆共引取慕さりけ、味方も峠ニ息ヲ繼て、坂下川村麻績へ勢ヲ打下し、無子細川中嶋表ヲ御引取也、被召連候人質（御評儀）ハ、松本の泊（御評儀）にて、送來候者共へ返し給ふ故、春日周防ハ、家來の者、大塚次右衛門ニ向ひ、庄助ヲ御返し被下候へと申、翌朝松本ヲ御立の時、町ヲ四五町離れて、周防ハ、嫡子庄助ヲ召連レ參れと被仰、中間貳人ニ兩手ヲ引張せ被置て、う

長可松本
ヲ發ス

天正十年六月八日

三五三

長可春日
庄助ヲ成
敗ス

天正十年六月九日

三五四

ぬり親の周防めり、我を討んと計るといへ共、斯可有と思案シテ、兼てうぬ
めこ名ヲ付置し也、大塚次右衛門ヲ計策よて、金山のもの川中嶋ヲ無怪
我引取シ也、汝ニハ今世の暇ヲとらするそとて、人間無骨といふ十文字の
鍵ヲ御自身御持被成、心下ヲ一鍵御突通シ被成、此死骸ヲ取歸、此由周防ニ
申聞せよと被仰し、庄助ヲ乳母付參し、大塚次右衛門ニ取付、我をも
一所ニ討給へ、生て在所へ歸ましと泣悲ムありさ、は、見て、泪流さぬ者の
あして、○老人雜話、人質五十人をならべ、松本城主小笠原掃部助人質ヲ出ケ
ルヲ、福島迄被召連て松本へ返し給ふ、木曾義昌ノ子息五郎ニ、千村備前、此未信州福
濃州久々、利山村新左衛門、此未信州福兩人相添差出ス、抑此木曾五郎ハ武
田信玄の息女腹の孫也、金山へ被召連、一兩日留ラレテ、木曾五郎へ道具杯
被遣、千村、山村兩人へも様々御懇の様子也、木曾ハ濃州堺ニ候故、ましまし
の爲如此被成候由也、福嶋ニテ木曾御對面の節、於京都弟三人討死し、其上
未嫡子、候間、養子ニ申受度とて、無理ニ五郎ヲ召
召連、木曾も無是非五郎ヲ差越候處、大井より餘り幼年故、途中心
元なくとて返し給ふ、云、○寛政重修諸家譜、林道休記、大抵同シ、

九日、乙未、惟任光秀、京都ニ入り、銀五百枚ヲ獻ズ、尋デ、鳥羽ニ出陣ス、

〔兼見卿記〕

三

六月九日、乙未、早々日向守折紙到來云、唯今此方へ可來之

公家衆ノ
出迎ヲ謝ス

光秀銀五
百枚ヲ獻
ズ

下鳥羽ニ
出陣ス

光秀上洛

由以自筆申來了、飛脚直令出京之間、不及返事、未刻上洛、至白川予罷出、公
家衆攝家清花、悉爲迎御出、予此由向州ニ云、此砌太無用之由、早々先へ罷
出可返申之由云、即各へ云、先至在所公家衆來也、次向州予宅ニ來、先度禁
裏御使早々忝存、重而可致祇候、只今銀子五百枚兩御所へ進上之、予相心
得可申入之由云、五百枚進上之、以折紙請取之、此次五山へ百枚ツ、遣
之、予ニ五十枚、此内廿枚被借用、大徳寺へ百枚遣之、不寄存知仕合也、於小
座敷暫逗留、方々注進手遣之事被申付也、次進夕食、紹巴、昌叱、心前予相伴、
食後至下鳥羽出陣、路次へ送出申禮畢、及晚進上之銀子五百枚持セ罷出、
先向勸黃門、即令同道祇候、長橋御局披露也、御方御所御對面、委細申入、訖
被成奉書之間、直下鳥羽之陣所へ罷向、銀子之御禮奉書ヲ向州へ見之、忝
之旨相心得可申入也、入夜歸宅、

〔兼見卿記〕

四

六月八日、甲午、○中略、兼和、安土ヲ發スルコト、今日日向守
ニカ、ル、本月七日ノ條ニ收ム、

上洛諸勢悉罷上、

明日至攝州手遣云々、先勢山科大津陣取也、○中略、兼和、歸京スルコトニ
カ、ル、本月七日ノ條ニ收ム、
九日、乙未、早々從江州折紙到來云、唯今此方へ可來之由申了、不及返事、飛脚

天正十年六月九日

三五五